

大田区長 鈴木 晶 雅 様

2024年度予算編成に関する要望書

(大田区・大田区教育委員会からの回答つき)

2023年11月28日

日本共産党大田地区委員会

日本共産党大田区議団

も く じ

一.	不況を打開し、地域経済を守り、区内商工業の営業を守るために.....	2
二.	新型コロナウイルス感染症対策について.....	9
三.	区民の命と財産を守る防災対策のために.....	10
四.	区内で働く人の生活を守るために	17
五.	全体の奉仕者としての公務労働のために.....	19
六.	区民の暮らしと健康を守るために	20
七.	尊厳ある生をまっとうするための介護保険に	32
八.	子育て支援・高齢者・障害者福祉のために	36
	子育て支援のために——保育園に関係すること	36
	子育て支援のために——学童保育・児童館に関すること	43
	子育て支援のために——その他	44
	高齢者福祉の充実のために.....	47
	障害者福祉の充実のために.....	51
九.	人命尊重・環境にやさしいまちづくりのために	61
	建築行政の拡充と対策	61
	環境保全対策	63
	交通対策	65
十.	教育、文化、スポーツの振興	69
十一.	住民参加の区政運営と非核平和事業.....	81
十二.	区民が利用しやすい施設について	82
十三.	不要不急の大規模開発計画をやめ、区民のための施策に転換を	86
十四.	その他.....	86

日本共産党区議団は、区内各団体との懇談、また、実態調査で寄せられた区民の要望や党区議団が行った区民アンケートに寄せられたご意見などを踏まえ、予算要望を検討し提出するものです。

今区民の実態は、異常な物価高騰や円安の影響などで過去最悪の状況が続いており、暮らしと営業は深刻さを増しています。

生活保護受給者が 13,124 世帯 15,364 人（今年 10 月現在）、就学援助は小学生 4,393 人（15.0%）、中学生 2,269 人（20.9%）（今年 6 月末現在）、国保料の徴収猶予の中でも国保滞納 24,854 世帯（28.7%）（今年 10 月末現在）と深刻です。国民健康保険料等の値上げ、後期高齢者医療保険の窓口負担の原則 2 倍化、年金給付の毎年減額が襲っており、多くの区民から悲鳴が上がっています。

大田区の景況（2023 年 4～6 月期）では、景気動向指数（DI）は全てマイナスであり、特に製造業については来期の景況は大きく強まると予想されています。

日本一と言われた高度な技術のものづくり集積地の大田区でしたが、最高で 9,000 社を超えていた区内中小工場は、現在は 3,000 社台となっており、更に新型コロナウイルス感染症の影響で倒産・廃業が依然として後を断ちません。更に下請け単価が上がらず、融資の返済が始まっており、厳しい営業環境におかれています。

自・公政権のもと、コストカット型経済により 30 年間実質賃金は上がらず、更に社会保障の相次ぐ削減が更に区民に重くのしかかっています。

大田区は、地方自治体の役割を投げ捨て、国の悪政の防波堤にならず、財源が不足するとして、「全事務事業見直し」を行うなど、区民生活を支えてきたあらゆる分野の施策を縮小・廃止しました。その結果、積立基金の現在高は約 1,089 億円（今年 11 月現在）となっています。

新年度の予算編成方針では、『新しいおおたの次代への架け橋となる予算～SDG s 未来都市としての挑戦～』と位置づけていますが、その内容は「事務事業の見直し」を一層強化する方針です。また、「受益者負担」「負担の公平」を理由とした公共施設の使用料の値上げなど負担増押し付けは、地方自治体のあり方としてふさわしくないものです。今でも集会室や会議室など施設が不足しているのに更に、公共施設を 1 割程度削減する「適正配置方針」を進めようとしています。

一方で、新空港線計画と沿線まちづくり（区内全駅を対象）を強硬に進めようとしています。更に DX や公民連携の推進などで自治体の役割を放棄しています。今こそ、「住民の暮らしと福祉を守る」という地方自治体の原点に立った予算編成に改めることが求められています。大企業・ゼネコン奉仕の不要不急な大規模開発ではなく、保育園待機児ゼロ、特養ホーム待機者ゼロ、75 歳以上の高齢者医療費ゼロ等をはじめ、新自由主義を終わらせ、コロナ対策から学んだ保健所体制の強化などケアに強い大田区、気候危機打開、防災まちづくり、ジェンダー平等、住まい・子育て・教育の安心等、区民のいのち・暮らし、営業を守るために、予算の重点を切り替えるよう求めます。

2024 年度予算編成にあたり以下の項目の実現を強く要望するものです。速やかな回答を求めます。

予算要望 477 項目（★ 重点 50 項目、☆ 新規 30 項目）

（回答部）

の枠内は、大田区・区教委からの回答です（原文ママ）。

回答は 2024 年 3 月 29 日受領。

一. 不況を打開し、地域経済を守り、区内商工業の営業を守るために

- ★ 1. コロナ禍の下で苦境に立っている区内ものづくり技術を守るため、区内中小企業を区がかつて位置づけていたように広い意味での公共財として位置づけること。「あたかも公共財」とは匠の技をどの企業も活用して発注して活用できる技術で大企業のように自分で持っていて、他には使わせない技術とは異なるという大田区の特徴です。各々の項目の予算規模を抜本的に強化する中で産業の集積を維持・発展させる施策を進めること。

(産業経済部)「大田区産業ビジョン」(平成7年3月策定)の中で、大田区の産業について「あたかも『公共財』のような機能を担ってきた」と表現していますが、これは大田区産業の特色を形容する表現に過ぎず、区内中小企業を公共財と位置付けたものではありません。区内中小企業は私企業であり、公共の共有財産とみなすことはできません。

コロナ禍及び物価高騰下での緊急経済対策を始め、区では産業集積の維持・発展のための施策を適宜・適切に実行しております。

- ★ 2. 羽田空港跡地第1ゾーン整備事業は国家戦略特区による「もっとも外国企業が活動しやすく、利益を上げられるための規制緩和」が特徴です。大企業応援から中小企業の支援に見直すこと。

(産業経済部、空港まちづくり本部)羽田イノベーションシティでは、モビリティやロボティクスなどの先端分野の企業と区内企業とのビジネスマッチングの機会を提供するなど、まちの発展だけでなく、区内への波及創出にも取り組んでおります。令和5年11月にはグランドオープンを迎え、まちに新たな機能も加わりました。引き続き、区内経済の活性化等に資する取組を推進してまいります。

- ★ 3. 消費税の10%への増税に加え、新型コロナウイルス感染拡大の影響は区内商工業に致命的な打撃を与えているので、地域経済を支える区内産業の詳細な調査を行うこと。また、消費税を緊急に5%に減税することを政府に求めること。

(企画経営部)区は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、区内の景気動向をしっかりと注視しながら、引き続き区民の皆様の暮らしを第一に考えた区政運営を行ってまいります。

(産業経済部)新型コロナウイルス感染症の拡大時に、緊急対応として影響調査を3度にわたり実施したことを始め、大田区の景況作成時には区内企業へのヒアリングを実施するなど、区内産業の状況把握に努めております。

なお、消費税は国税であり、地方消費税は都道府県税であることから、徴税及び控除等の制度運用に対し、基礎自治体である区が減税を求める立場ではないと理解しております。

- ★ 4. 区内産業実態調査を基に大田区産業振興構想を策定すること。

(産業経済部)区のこれまでの取組、社会情勢の変化や国などが実施する各種統計調査などを踏まえ、大田区の産業の目指す姿やその実現に向けた施策の方向性を示す「大田区産業振興ビジョン」が令和5年度中に完成しました。

5. 研究開発企業等拠点整備助成事業では区内中小企業の高い技術とネットワークを守ることができない。区は下町ボブスレーを評価しているが、自然再生エネルギー、農業、医療、防災、福祉、教育等あらゆる分野で「仲間回し」の特徴という大田区のものづくりを活かすために、異業種が集まり試作や試験に適した共同で開発する工場であるプロトタイプ型の工場を支援すること。

(産業経済部)仲間まわし等、区内企業の特性を踏まえ、今後もコネクターハブ企業を中心と

した新たなネットワークの構築や、市場を開拓しようとする企業や企業グループに対して、支援を行ってまいります。

また、プロトタイプ型の工場については、工場アパート立地助成により民設民営の工場アパートの建設を支援をしております。本制度を活用し、令和5年度には仲六郷に民設民営工場アパートイノーバ大田がオープンしました。製造業に加えファブレス企業、研究開発企業等を誘致することで区内中小企業の取引増加を促します。さらに既存の工場アパートをはじめとする産業支援施設等との連携することで、区内経済の活性化に繋げてまいります。

6. 住宅リフォーム助成制度は不況克服に最も効果ある事業のひとつです。対象が拡大されたが、気候変動など一層拡充すること。そのためにも助成率と限度額を30%・100万円へ引き上げること。希望者全員が助成を受けられるように予算を大幅に増額すること。より幅広い広報宣伝活動をつよめること。コロナ禍における新しい生活様式に対応するための工事を引き続き助成対象とすること。1回に限らず、リフォームごとに助成を可能とすること。

(まちづくり推進部) 住宅リフォーム助成は、令和5年度に太陽光発電利用型給湯器を「環境配慮メニュー」の対象工事に追加するとともに、予算総額を約1,500万円増額したところでございます。またコロナ禍には、「新しい生活様式」に対応する工事を対象に追加するなど、その時々々の社会情勢を反映しながら、区民の皆様にご利用いただきやすい助成事業となるよう、事業の拡充に努めております。

なお、より多くの区民の皆様が助成事業をご利用いただけるよう、現時点では助成率・助成額の見直しは予定しておりません。

7. 繁盛店創出事業を、トイレ・空調・調理器具・什器等のリフォームにも適用できるよう大幅に拡充し、専門家による条件としないことも含む事業にすること。

(産業経済部) 繁盛店創出事業は、設備や器具の修理・補填のための資金援助ではなく、いかにその店舗の集客力を高めるかを目的としております。そのため、助成金支給よりも、専門家による診断・助言を無料で提供することが本事業の肝となっており、専門家の診断・助言に基づく客観的に効果が期待出来るものでなければ助成対象としては認めておりません。

派遣する専門家は商店経営に知見を有し、経営指標や経験に基づき多角的に店舗を診断して、効果的に集客力を高めるための改善案を提案しております。内外装のリフォーム、コンセプトに基づいた備品、広告宣伝等の他、オペレーションや人材育成、市場分析、販売戦略等の助成金交付対象以外の改善も提案しています。こうしたことから、基本的な事業スキームを変更する予定はございません。

8. 区内中小・零細企業の50%は借家であり、区は経営支援のために、東糀谷六丁目工場アパートの家賃助成を期限付きで行っている。東糀谷六丁目工場アパートだけでは不公平なので、公平にするためにも東糀谷六丁目工場アパートと同様の経営支援をすること。

(産業経済部) 東糀谷六丁目工場アパートの設置目的は、操業環境の整備を図り、もって高付加価値を生み出すものづくり産業の集積、維持及び発展並びに地域産業の活性化に寄与することにあります。本工場アパートは工場アパート立地助成を活用しておりますが、使用料は条例で規定しており、家賃助成は実施しておりません。区内の工場、研究開発型企業等の操業環境の維持に向けて、工場立地助成金、研究開発企業等拠点整備助成金、ものづくり企業立地継続補助金などの助成金があり、支援を行っています。また、区内中小企業への経営支援につ

きましては、「(公財) 大田区産業振興協会」でビジネスサポートをはじめとした様々なメニューにより実施をしております。

9. 工場アパートの家賃を値下げし、区内の操業環境を守ること。

(産業経済部) 工場アパート使用料については、周辺の家賃相場とも比較検討の上、条例で規定しております。値下げは考えておりません。

10. コロナ禍の中で、大田区は融資の利子補給を行ったが、借りたくても借りられない中小企業も救済する必要がある。それは仲間回しを維持する目的です。以前の経営革新緊急支援事業と同趣旨の国や都の設備投資関係の補助制度は、対象規模が異なり資本金 3 億円以下とか従業員 300 名以下などの中小企業が対象であり、3 人以下の零細企業が中心の大田区の企業には活用できず、利用件数も減っており、使いにくい制度となっている。多くの区内中小・零細企業が利用できる制度が求められます。経営革新緊急支援事業を復活し、機械のリース代、休業補償等固定費補助等にも適用すること。

(産業経済部) 設備投資助成については、国及び東京都において同趣旨の設備投資関係の補助制度が実施され、補助率や上限額が以前の経営革新緊急支援事業よりも高率または高額であり、中小零細企業も対象であることから、コロナ禍の中において充実した制度であると考えております。

そのため、区独自で設備投資助成を導入する予定はございません。

11. 区が債務保証していた経営支援資金、小規模企業特別事業資金は、融資後すぐ破綻しないよう中小企業診断士を活用すること。全国から注目されてきた制度で、区内中小企業・業者の最後の命綱という目的に沿って復活すること。

(産業経済部) 区損失補償付融資あっせん制度につきましては、申込み件数の減少や、公費を使って会社(個人)の債務を負担することの是非、東京 23 区はもとより近隣自治体においても、同様の制度は実施していないことなど総合的に判断して平成 25 年度で廃止いたしました。

現在、回収不能となった債権額は令和 5 年 4 月 1 日現在で、約 1 億 6,006 万円となっております。

なお、令和 4 年度の債権額に対する収入率は約 1.8%でした。

中小企業診断士や弁護士による相談は、PiO フロントの無料ビジネス相談の中でご利用いただくことができます。

12. 責任共有制度は金融機関が地域貢献を果たすふさわしい役割を放棄させるもので撤回することを国に求めること。また撤回されるまでは区内中小企業負担分を区が支援し保障すること。削減された 100%保証の信用保証料助成の復活と利率引下げを行うこと。年末に特別な時期に別枠の融資を受けられる特別な対策をとること。

(産業経済部) 責任共有制度は、保証協会と金融機関が責任を共有するもので適切な中小企業者への融資を支援するものです。一方、利用可能な 100%保証の制度もありますので、活用をご検討いただけます。なお、東京都との連携により、東京都の制度を併せて利用した場合、保証料の一部が都から補助されますので、あわせてこちらの制度の周知を引き続き行ってまいります。

区のあっせん制度においては、平成 29 年度に、名目利率 2.0%のメニューにつきまして、

0.2%引き下げ、1.8%とし現在も継続中です。利率につきましては、社会情勢や経営環境等の状況をみながら随時見直しを行っております。また、年末に限らず売り上げが減少した中小事業者・小規模企業者の資金繰り対策として、「経営強化資金」を通年であっせんしており、ご利用いただけます。

今後も、必要性を判断した上で効果的な取組を行いたいと考えております。

13. 新製品・新技術開発支援事業については、会社規模をいくつかに分けて募集し、1社で開発した災害復旧の「すくいの手」から数十社で取り組んだ「ボブスレー」まで、段階的な助成条件をつくるなど助言する職員を増やし、大幅に予算を増額すること。

(産業経済部) 区内製造業の集積を維持・発展するためには、限られた経営資源を最大限に活かしつつ、付加価値の高いものづくりを実現していくことが不可欠です。

「(公財) 大田区産業振興協会」の新製品・新技術開発支援事業では、①新製品・新技術開発支援事業補助金の交付 ②開発した優秀な製品・技術の表彰と販路拡大支援等を行っております。

現在、令和6年度に向けて職員が一丸となって六郷 BASE や HANEDA×PiO の入居企業等を含めて、より多くの区内企業に積極的な製品開発に向かう姿勢を醸成していただくべく、当事業の周知に努める体制を整えるなど、すでに対応を始めております。

14. SDGs・グリーンリカバリーの立場からも原発・火力発電に頼らない再生可能エネルギー関連の技術開発を大田区から進めるため、大田区の基幹産業となるよう、新製品・新技術開発支援事業とは別の再生可能エネルギー技術開発(小水力・風力・地熱など)に特化した新たな助成制度を創設し、必要なプロジェクトの立ち上げや実用化まで援助すること。

(産業経済部) 再生可能エネルギー技術開発を含め様々な分野での製品・技術開発を促せるよう既存の「新製品・新技術開発支援事業」の中で、引き続き支援してまいります。

15. 現在の新製品・新技術開発支援事業予算のスタートアップ事業は予算を増やし、全ての応募者を受け入れること。

(産業経済部) 「(公財) 大田区産業振興協会」では、来所するスタートアップ企業に対しては相談内容を傾聴し、適時適切に各支援窓口につなぐなどのサポートを行っております。

また、新しいビジネスモデルを構築し、市場を開拓していくスタートアップ企業が有する付加価値の高い案件の獲得を区内に呼び込むべく、令和3年度からスタートアップ×大田区企業ユナイト助成を実施しております。

引き続き、貴重な財源を最大限に活用しつつ当助成事業を通じて、スタートアップ企業が直面する試作の困難さを大田区内で解決するとともに、大田区企業の受注増加、販路の拡大を支援してまいります。

お金ではなく人による支援が大事であり、それに取り組んでいます。

16. 技術マッチング・販路拡大など仕事確保の拠点とするため、区内企業が製作した製品を年数回の展示会で済ませないで常設のものづくり展示場を作ること。ものづくり連携コーディネーターの増員など、ビジネスサポートサービスを拡充し、更に強力に支援する専門家体制を作ること。

(産業経済部) 年に数回実施している展示会・商談会は取引拡大に寄与することを目的に実施しております。また、HANEDA×PiO 及び PiO フロントではショーケース事業として区内企業の製品・商品のサンプル展示を行っております。

日々、国内外からの受注・発注相談に対応可能なものづくり連携コーディネーターを配置し、幅広く商談機会を提供しております。ビジネスサポートサービスにおいては、必要となる専門家を随時採用して、質の向上に努めております。

これらを基に、引き続きマッチングの精度や販路拡大支援の向上を図ってまいります。

17. 下請け二法を遵守するため、区としても独自の違法行為受付窓口を設け、日常的に中小企業庁等に届ける体制をつくること。

(産業経済部) 下請け二法については、国においてこれらの法整備と共に、様々な取組を行うことで、下請け取引の適正化を推進しております。下請け中小企業の困りごと等を聴取する取引調査員、いわゆる「下請けGメン」は、下請け中小企業への訪問調査を行っております。

この他に東京都では、「東京都中小企業振興公社」において、下請け取引に関する苦情及び紛争についての相談・調停・あっせんを行っております。

「(公財) 大田区産業振興協会」では、「ビジネスサポートサービス」により下請け中小企業からのご相談に対応するとともに、国や都の相談窓口のご紹介もしております。

18. 以前東京都が行っていた、既存企業が大いに活用していたものづくり経営革新緊急支援事業については今こそ必要です。東京都に復活を求めるとともに、大田区独自事業として行うこと。ファブレス企業や医工連携等の新産業向けの東京都地域産業活性化支援事業だけでなく、既存企業が活用できる事業にすること。

(産業経済部) 大田区では令和3年4月に「東京都地域産業活力創出支援事業(旧 地域産業活性化支援事業)」について承認され、ものづくり工場立地助成等を通じ既存の企業が活用できるようになっております。

例として、企業立地サポート業務委託事業では、企業訪問し立地に関する課題をヒアリングし、必要に応じてビジネスサポートサービス等に繋げるなど解決に向けた対応を適切に行っております。

19. 中小企業の後継者育成は、実態調査でも明らかになったように9人以下の事業所の8割が後継者がいなくて事業継承が困難と回答している。区が行っている「若者と中小製造業者マッチング事業」「おしごとナビ」や、国の行っている「訓練補助制度」を拡充するとともに青年を雇用する場合、雇用主に指導・教育・訓練、住宅費等、その他の材料費として一人年額200万円の助成を3年間行うこと。

(産業経済部) 事業承継は、区内産業の維持・発展における喫緊の課題であると認識しております。

「(公財)大田区産業振興協会」では、引き続き「若者と中小企業とのマッチング事業」、「おしごとナビ」等による区内企業の人材確保支援を実施するほか、「おたオープンファクトリー」なども活用し若者の雇用に繋げていくとともに、区が行う事業承継融資への利子補給等との連携に今後も注力してまいります。

20. 区が実施している「大田の工匠による技術指導・相談事業」では、規模が小さすぎて技術承継は難しい。第一線を退いた町工場等の高度技能者の高度人材バンクを創設し、訓練施設を創設し、技術承継を図ること。

(産業経済部) 高度技能の継承については、「大田の工匠 技術・技能継承表彰事業」により蓄積された、技能継承の優れた取組について情報発信し、技術・技能継承に繋げてまいります。

す。

また、技術の継承に有用なデジタルツールの活用などについても研究を進めてまいります。

21. 区が行っている「次世代ものづくり人材育成事業」の規模の拡大に加え、六郷工科高校のデュアルシステムや、城南職業能力開発センター大田校を活かし、区内就職の機会を増やすなど、区内中小製造業の後継者育成のための学校・保護者・区内製造業との三者交流の機会づくりを強化すること。

(産業経済部) 区は、平成 22 年度から「次世代ものづくり人材育成事業」として大田工業連合会と連携し、小学生から次世代経営者を含む企業従業員まで多様な世代を対象に人材育成事業を実施しております。そのうち学校関係では、日本工学院専門学校、都立産業技術高等専門学校、都立城南職業能力開発センター大田校とも連携を図り、見学先や講師として継続的に協力を得ており、学生と企業のマッチングの機会づくりを行っております。

また、教育委員会との共催事業である、「ものづくり教育・学習フォーラム」等において、既に六郷工科高校に参加いただいております。

こうした機会等を捉え、引き続き交流に努めてまいります。

22. 中学校の職場体験の受け入れ事業所は、仕事を止めて受け入れを実施しているので感謝の気持ちとしての謝礼品や材料費、人件費の支援だけでなく営業保障としての経営支援をきちんと行うこと。

(産業経済部、教育総務部) 中学生職場体験は、様々な業種の支援をいただき実施しております。受け入れに対して、職場体験の趣旨を御理解いただき、可能な範囲での体験内容を設定いただいております。感謝の気持ちとして謝礼品を差し上げております。また、区では体験中の事故に関する損害賠償保険に加入し、万一の場合にも受入事業所へ御負担をかけることがないよう、備えております。

なお、産業経済部と「(一社) 大田工業連合会」が委託して実施している「ものづくり人材育成プロジェクト」により体験を受け入れていただいたものづくり事業所に対して、職場体験の材料費、教材費、生徒を指導する従業員の人件費等の経費をお渡ししております。

23. 商店街の装飾灯は、地域の防災・安全にとって重要な役割を果たしている。省エネ化のための装飾灯の LED 化は、全額助成となるよう区の負担割合を引き上げること。

(産業経済部) 商店街装飾灯の LED 化に関しては、都の実施している「東京都政策課題対応型商店街事業」で補助率 9/10 の補助を行っております。

区では制度利用を促すとともに、申請に必要な情報提供及び申請するためのアドバイスなども行っております。さらに平成 27 年度から令和元年度まで区独自の上乗せ助成を実施し、46 商店街で助成制度をご利用いただきました。

なお、LED 化は商店街にとってもランニングコスト削減等のメリットが大きいことから、全額助成となるような区の負担割合の引き上げは考えておりません。

24. 所得税法第 56 条について「男女共同参画基本計画」の閣議決定で自営業者等の項目で女性の家族従事者としての役割を適切に評価と提起したが、男女同権に反し、中小企業の存続を脅かす事態となっている 56 条の廃止を求める意見書を国に提出すること。

(区民部) 所得税法第 56 条の規定の目的は、従来の同居親族合算の制度を廃止し、個人単位の課税制度が採用された際、所得税は累進課税を採用しているため、所得の分散等個人単位

課税制度を利用した租税回避を防ぐためにこの規定が設けられたものと理解しております。

また、平成 23 年度税制改正大綱において、白色申告者の記録水準が向上した場合における現行専従者控除について、その専従者の実態等を踏まえた見直しの在り方を検討することとされております。

区といたしましては、国税における検討結果が、地方税法における取扱いにも反映されることから、今後の国の動向を注視していきたいと考えております。

25. 商店街お休み処を継続できるよう、商店街コミュニティ活性化事業補助金交付要綱を見直し、増額すること。

(産業経済部) 補助につきましては令和 3 年度で終了となりました。お休み処については、各商店街でご案内いただくほか、所在地を区のホームページにも掲載するなどして発信に努めております。

26. 無秩序な大型小売店の進出で商店街は大きな影響を受けている。情報提供だけでなく、大型店影響調査を行なう等、区独自の規制条例をつくること。

(産業経済部) 大型店の進出に伴う商店街や地域住民への影響については、届出の内容により、関連部局や大田区商店街連合会に情報提供を行う等、引き続き関連部局や関係団体と連携して対応してまいります。

27. 区立特養ホームの多くは民営化となり、近隣の商店街から物品・食材購入をしていない。区は民立を含む運営事業者に対し区内商店街振興のために、購入を促進するよう働きかけること。

(福祉部) 区立特別養護老人ホームの食材購入については、区内産業振興の観点から、従前より大田区商業協同組合からの購入を働きかけ、協力を得ております。

民立の特別養護老人ホームについては、事業を運営する社会福祉法人の特徴や独自性を生かした施設運営を尊重する観点から、社会福祉法人の判断に委ねております。

28. 買い物難民解消のため、商店会に対して行っている高齢者への宅配事業等への支援を個店や移動販売車にも拡充すること。

(産業経済部) 「(公財) 大田区産業振興協会」の「繁盛店創出事業」では、個店が宅配や移動販売を新サービスとして行う場合、それに要すコンサル費用や広告制作費等の助成を行うことができます。

29. 区内で銭湯の廃業が加速しているので、銭湯が全くない地域が広範にある。公衆衛生の観点からも対策を講じるとともに、助成を強め、これ以上の廃業がないよう支援を強めること。必要に応じ公共の銭湯を作ること。

(産業経済部) 令和 5 年 12 月 6 日現在、区内には 34 軒（休業中 2 軒含む）の銭湯があり、都内では最多です。ただし、銭湯の廃業に伴い、近隣に浴場が存在しない場所もあると認識しています。

区では浴場に対し、浴場施設や設備の維持及び更新を図るため、経費の一部補助や衛生管理助成などの運営助成、さらにはイベント等利用者促進にかかる助成など各種対策を講じております。

公衆浴場は、公衆衛生の維持向上に必要な施設であるとともに、地域コミュニティの場、観光文化資源の側面でも非常に重要な施設であると考えております。

引き続き、公衆浴場の経営の安定化を図り、区民の利用機会の確保に努めるとともに、浴場

組合大田支部とも連携をしながら、現在ある公衆浴場の維持、存続に向けた支援を行ってまいります。

- ★ 30. インボイス制度については、区内事業者がこれ以上の税負担が増えないよう、国に対して反対の意思表示を示すとともに、区として対応のための相談窓口の開設や、シルバー人材センターの会員の負担が増えないようにすること。

（産業経済部）インボイス制度の運用に関しては、基礎自治体である区が意思を示す立場ではないと理解しております。

区としましては、インボイス制度の周知支援や、登録が必要となる事業者へのサポートの充実などを、必要に応じて国に求めていくとともに、区内産業団体等と連携した情報提供などに努めてまいります。

（福祉部）インボイス制度による、会員の負担や大田区シルバー人材センターの運営等への影響も含め、国レベルの公益社団法人「全国シルバー人材センター事業協会」や、都道府県レベルの公益財団法人東京しごと財団「東京都シルバー人材センター連合」等の状況を注視してまいります。

なお、新たに発生する税負担につきましては、大田区シルバー人材センターでは現在のところ料金改定により対応し、会員には負担を求めないこととしました。

二. 新型コロナウイルス感染症対策について

1. 国は、新型コロナ感染症を 2023 年 5 月から 5 類に引き下げ、医療費の自己負担が生じ、更に 10 月に医療機関等への支援を削減した。区は、区民の命・健康を守るため、適切な支援を行うこと。新型コロナ感染者数の把握、入院ベッド数の確保のための支援、介護、障害、保育、学童保育、教育関係者への定期的な検査などを行うこと。

（健康政策部）5 類移行後の感染状況については、定点医療機関からの方向を受け推移を把握するとともに、「大田区週報」として公式ホームページで公表しております。また、高齢者等ハイリスク施設における定期的な検査につきましては、現在は東京都で実施している「集中的・定期的検査」をご案内しているところですが、令和 6 年度以降については、国や都の動向を注視しつつ、必要な情報を周知してまいります。

- ★ 2. 保健所体制は、今後の感染拡大に備えて正規の職員で拡充すること。

（健康政策部）有事の保健所体制については、感染状況等により全庁体制への速やかな移行を検討するとともに、部内職員で応援体制(兼務)を組むほか、会計年度任用職員の活用や外部委託も含め、職種を問わず広く人員を確保し、整備してまいります。

3. ワクチン接種率を上げるための対策を国に求め、区としても対策をとること。

（健康政策部）新型コロナワクチンは、令和 6 年度から、インフルエンザ等と同様の定期接種（B 類疾病）に位置付けられ、接種事業の目的は蔓延防止から個人予防に比重を置いたものへと変わり、努力義務もなくなります。区は接種を希望する対象者が、接種機会を逸しないよう、各種広報媒体で周知を図ると共に、医療機関等と連携して予防接種事業を推進してまいります。

- ★ 4. 人と人との接触を避けることが難しい福祉・介護・医療・保育・教育などのケア労働者に、慰労金など大田区独自の支援を行うこと。

(福祉部) 介護職員の処遇改善については、来年度の報酬改定で全体の改定率はプラス 1.59%、うち介護職員の処遇改善のため 0.98%を充当することが決定しています。区としては、その動向を注視してまいります。また、大田区独自の支援については、令和 2 年度に介護サービス事業所等を対象として新型コロナウイルス感染症に要した経費を支給するサービス継続緊急支援金交付事業を実施したところであり、慰労金については実施予定はありません。

(健康政策部) 新型コロナウイルス感染症については、令和 4 年度まで区内医療機関に対して「大田区新型コロナウイルス感染症患者受入れ医療機関支援助成金」で支援を実施しております。設備購入経費、消耗品購入経費のほか人件費に充てることができるこの助成金によって、医療従事者への支援は充足されたと考えております。

令和 5 年 5 月からの新型コロナウイルス感染症の 5 類への移行後、病院・医療従事者等を取り巻く環境も変化してきていると想定されます。その状況を注視し、他区の対応などを踏まえながら検討してまいります。

(こども家庭部) 国や東京都の動向を注視するとともに、保育施設に対しては、備品の購入等に係る経費を補助するなどの支援を継続してまいります。

5. コロナウイルス感染患者を受け入れた医療機関は多額な借入金をして医療活動を続けており、現在の助成金だけでは十分でないので、国や都に支援を求めるとともに、区独自でも更に支援すること。

(健康政策部) 国では「新型コロナ感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業」、都では「東京都新型コロナウイルス感染症医療提供体制緊急整備事業」による支援が実施されました。

また、区では新型コロナウイルス感染症患者の受入病院に対して、令和 2 年度より「大田区新型コロナウイルス感染症患者受入医療機関支援助成金」を制定し、助成を行ってまいりました。

令和 5 年 5 月からの新型コロナウイルス感染症の 5 類への移行後、病院・医療従事者等を取り巻く環境も変化してきていると想定されます。その状況を注視し、他区の対応などを踏まえながら検討してまいります。

6. 後遺症に苦しむ区民を救うため、医師会・医療機関と連携・支援を行うこと。

(健康政策部) 後遺症につきましては、区内で 40 以上の医療機関が「コロナ後遺症対応医療機関」となっており、東京都福祉保健局のホームページ上に一覧が掲載されております。

大田区といたしましては、医師会・医療機関と連携し情報共有を図るとともに、区民の方へ必要な情報を周知してまいります。

三. 区民の命と財産を守る防災対策のために

1. 区の地域防災計画は、区民の命と生活を守るために自治体の責務である公助を基本にすること。

(総務部) 「大田区地域防災計画」は、区及び防災関係機関の「公助」とともに、区民と地域が自らの責任で行う「自助」「共助」の連携によって、総合防災力を高めることとしております。

- ★ 2. 被害想定に見合った避難所設置数になっていないので、具体的な計画を持ち拡充すること。

(総務部) 区では、地震等による家屋の倒壊、焼失などで住む家を失った被災者が一時的に避

難生活を送る施設として区立小中学校の他、区民利用施設を避難所として指定しております。また、学校避難所の避難状況をふまえて、区施設の文化センター及び区民センターや協定を締結している都立高校、私立学校、民間企業の使用可能な施設を補完避難所として必要に応じて開設いたします。引き続き、民間企業等との協力協定の締結を通して、避難スペースの確保に努めてまいります。

3. 避難所については、授乳スペースやキッズスペースの設置など、ジェンダー平等の視点に立った計画作成・運営を行うこと。

（総務部）男女共同参画の視点による防災の考え方については、大田区男女平等推進センター「エセナおおた」において、防災に係る講座や展示を実施し啓発を行うとともに、上記の内容を参考に、避難所運営への反映に努めてまいります。

（地域力推進部）避難所の運営においては、男女共同参画の視点を踏まえ、各学校防災活動拠点が協力体制を築けるよう引き続き区がその活動を支援し、差別や偏見などがなく、多様な視点を反映した避難所運営に努めてまいります。

4. 津波避難ビル協定は、臨海部・河川周辺地域は、まだ不十分である。引き続き取り組みを強めること。協定のできた避難ビルを関係者周囲に周知すること。

（総務部）都が津波の被害想定を発表した平成 24 年度から大田区では津波避難ビル指定の取組を進めてまいりました。

津波一時避難施設については、大田区地域防災計画（資料編）や大田区ハザードマップ（震災編）に反映し、周知してまいります。

津波による浸水想定地区では、概ね 400m 圏内に 1 か所以上の避難施設を指定済みで、避難者の収容に必要な面積も確保しているものと考えておりますが、引き続き一時避難施設の確保に努めてまいります。

5. 液状化対策は、区が以前調査した科学的資料に基づいて、公表・相談だけでなく、個人の責任にせず補助金の創設等、具体的な施策を区の責任で進めること。

（まちづくり推進部）地盤の液状化対策は、建物を設計する際に個々の地盤状況や建物の規模などに応じて設計士や建主の責任において対策していただくものと考えております。そのため、区民の皆様にも、その土地が液状化の可能性があるかなどの情報を広く公表するとともに、専門家のご案内など各種相談に対応しております。

- ★ 6. 首都直下地震等による東京の被害想定が 2022 年 5 月に公表され、耐震化率が上がったとされているが、耐震改修工事を一層進めるために、助成額・限度額の引き上げを行うこと。また、部分改修についても助成対象にすること。

（まちづくり推進部）首都直下地震の際に家屋の倒壊を防ぐには、部分改修ではなく耐震改修により現行の耐震基準である構造耐震指標 $I_w1.0$ 値以上を満たすことが重要であり、耐震診断の結果 I_w 値 1.0 未満に診断された家屋について、倒壊の危険性が低いとされる I_w 値 1.0 以上に引き上げることを助成条件としております。引き続き現行の制度を積極的に普及啓発し、倒れないまちづくりを進めてまいります。

7. 非木造建築物の耐震改修工事（分譲マンション、賃貸マンション、その他の建築物）の限度額を撤廃し、助成割合を 3 分の 2 に引き上げること。

（まちづくり推進部）区内の耐震化を推進するため、分譲マンションについては平成 26 年度

に改修工事助成額をこれまでの3倍である3,000万円に拡充する等の制度改正を行いました。分譲マンション・賃貸マンション等の非木造建築物の耐震改修工事は、区分所有者や賃借人等関係者が多く様々な課題があり事前の相談業務が重要になります。分譲マンション向けにはアドバイザー派遣制度を活用している他、賃貸マンションでは職員による個別相談に応じております。引き続き、助成制度の啓発とともに個別の相談に応じ、耐震化につなげてまいります。

8. 家具転倒防止金具の設置状況の調査をし、早急に全ての高齢者、障害者世帯に設置すること。

(総務部) 令和5年3月「区の現状把握及び課題抽出のためのアンケート調査報告書」より、61.8%の方が家具等の転倒防止対策を実践していると把握しています。

家具転倒防止器具等の取り付けは、自らの生命を自身を守る自助の防災対策であると考えております。

家具転倒防止器具や感震ブレーカーについて、ご自分での取付が困難な高齢者や障がいのある方に対して一定の要件のもとで、区が一部器具等の支給及び取り付けを実施しております。

区では器具等の設置が進むよう、引き続き、これらの重要性を啓発してまいります。

- ★ 9. 感震ブレーカーの設置は、都の出火防止対策促進事業の対象地域以外でも地域的に整備されることが地域の防災力向上に資するので、周知を徹底し、取り付けられない世帯が出ないよう機種を限定せず、早急に全ての高齢者、障害者世帯に設置すること。

(総務部) 感震ブレーカーの取り付けは、自らの生命を自身を守る自助の防災対策であると考えております。一方、自分での取付が困難な高齢者や障がいのある方に対しては、一定の要件のもとで、区が一部器具等の支給及び取り付けを実施しております。

今年度は都の出火防止対策促進事業と連携を図ったほか、周知を工夫することで、多くの方から申請をいただきました。

区では、器具等の設置が進むよう、あっせん事業にも取り組んでおり、引き続き、これらの重要性を啓発してまいります。

- ☆ 10. 火災警報器の設置が義務化されて10年以上経過しているため、既に設置されている世帯に対して点検・交換を行うこと。また、未設置の全住宅に設置するよう助成を行うこと。

(総務部) 今年度、設置の義務化から10年が経過することから、東京消防庁と連携し、区のあっせんチラシに点検や交換に関する注意点を掲載、区施設や自治会・町会の回覧板などで周知啓発いたしました。

火災警報器等の取り付けは、自らの生命を自身を守る自助の防災対策であると考えております。

区では器具等の設置や点検・交換が進むよう、あっせん事業にも取り組んでおり、引き続き、これらの重要性を啓発してまいります。

11. 防災情報を全ての区民が得ることができるよう、区民安全・安心メールや Twitter などとともに、品川区のようにコミュニティ FM 放送局の設置を支援し、防災無線が聞こえづらい地域や高齢者の世帯に防災ラジオを支給すること。総務省が「大規模災害時の備えとして」臨時災害放送局などの活用を促しています。これを活用すること。

(総務部) 区では、防災行政無線のほか、令和3年度に導入した防災ポータルサイトおよび防

災アプリをはじめ、区民安全・安心メールや各種 SNS、緊急速報メール（エリアメール）など、様々な媒体を通じて防災情報をお伝えしております。

一方で、聞こえづらい地域にお住まいの方や高齢者等情報弱者の方々に向けて、いかに的確に情報をお伝えするかについては、引き続き調査研究を進めてまいります。

12. 防災訓練において、要約筆記者や手話通訳者の配置のみならず、全ての障害者や災害時要配慮者も参加できるよう人員配置など施策を進めること。

（総務部）防災危機管理課主催の講習会等（要配慮者の支援を考える講習会、防災講習会、マンション居住者向け講習会等）では、要約筆記や手話通訳者による障害者支援に取り組んでおります。また、動画配信による講演会では手話通訳と字幕を取り入れています。

今後も防災イベントや講演会等で支援に取り組んでいくとともに、防災訓練を実施する際には参加いただけるよう検討してまいります。

- ★ 13. 大災害時に備え、区内在住職員の比率を高めるために全体の奉仕者である職員の意識向上のための職員住宅を拡充するなど計画を明確にし、進めること。

（総務部）引き続き、新規採用職員を中心に、遠隔地在住職員へ優先的に職員住宅を提供し、区内在住職員の比率を高めてまいります。

14. 大田区が契約をしている全ての指定管理者施設の使用目的に関わらず災害時協力契約を結ぶこと。

（総務部）指定管理者との災害時の取り決めについては、施設の災害時における使用目的等に応じ、各所管部局にて、協定や契約の必要性について判断をしております。

15. 台風やゲリラ豪雨による浸水被害の防止策を促進するため、防水板設置と半地下住宅へのポンプ購入に助成すること。

（総務部）区は防災ハザードマップ等を用いて、浸水想定区域を周知し、避難行動の普及啓発に努めております。区民へ迅速かつ的確に災害情報を伝達できるよう、防災アプリ等様々なツールを最大限活用し、情報発信を行っております。

- ☆ 16. 台風やゲリラ豪雨による浸水被害の防止策を促進するため、土のうステーションを増設すること。

（都市基盤整備部）現在、区内の公園や特別出張所等において、「土のう置場」を 27 箇所設置しております。

今後も公園や区施設等の新設、改修に合わせて増設を検討してまいります。

17. 気候変動によるゲリラ豪雨に対応するため、浸水被害予想地域については、下水道は毎時 75mm の降雨量への対応では不十分なので、早急に毎時 100mm の降雨量に対応するよう都に求めること。

（都市基盤整備部）東京都は、近年の気候変動の影響により激甚化・頻発化する豪雨災害への備えが求められている中、将来の気候変動の影響を踏まえた「東京都豪雨対策基本方針」を改定しました。

気候変動に伴う降雨量に対応するため、区部目標降雨を 10 ミリ引き上げ時間 85mm とし、目標降雨に対して、主に「河川整備」「下水道整備」「流域対策」で浸水被害を防止するとともに、目標を超える降雨に対しても、「家づくり・まちづくり対策」「避難方策」を加えた 5 つの施策を組み合わせ、もしもに備えることとしています。

区も近年頻発する局所的な集中豪雨を踏まえ、今後も継続して、区民への普及啓発に努めるとともに、東京都には各種会議体を通じて、浸水被害軽減のための治水対策を求めてまいります。

18. がけ崩れなど災害から区民の命を守るため、がけ等整備工事助成制度の限度額を規模に応じて引き上げ、補正予算を含めて必要な対策をとること。

(まちづくり推進部) 民間施設の改修工事は、個人資産の形成に資する部分があり、自助により行うのが原則となります。一方で、大雨等によりがけが崩落した場合、周囲を巻き込み大きな災害になることから、改修費用の一部を公費で助成する制度を設けております。

規模の大きながけの所有者からは、改修に高額のコストを要するとの声をいただき、平成 29 年度からがけの規模に応じ最大助成額を 300 万円から 600 万円に引き上げました。

引き続き、区民のニーズにあわせた制度の改善に努めてまいります。

19. 被害想定に応じた区の学校備蓄倉庫の食料(液体ミルクを含む) 備蓄量及び必要な物品の種類の増大や、本庁舎・四地域庁舎・出張所など公共施設・民間マンションなど備蓄倉庫を増やし、被災者への十分な備蓄品の確保を目指し、更に進めること。

(総務部) これまで区では、毛布や非常食糧等、東京都の被害想定に基づく想定数分の備蓄を進めてきました。その他、段ボールベッドや自動ラップ式トイレ、間仕切り等の感染症対策の物品や車いす対応用プライベートテント等、その時々事情に応じ備蓄品を充実させてきております。

このほか、公共施設の建設や建替え、民間による大規模開発などの際に、備蓄倉庫が不足している地域での倉庫の設置を働きかけ、備蓄の充実を図ってまいります。

また、平成 29 年に大田区開発指導要綱を改正し、一定規模以上の集団住宅に、備蓄倉庫設置の義務付け規定を設けたことで、実際に備蓄倉庫の設置が行われるなどの効果も現れております。

地域防災計画の改訂等、状況変化を捉え、引き続き、災害時の備蓄推進に努めてまいります。

20. 災害はどんな時間帯で起こるかわからないので、全ての区民施設における食糧や毛布などの備蓄は正職員だけでなく非常勤・臨時職員・会計年度任用職員、および区民分も含め確保するなど現実的な対策をとること。

(総務部) 区職員の災害時における非常用食糧については、災害対応を行う職員分を前提としているため、会計年度任用職員等を除いた人数の 3 日分を購入し、各所属ごとに保管しております。

21. 被害住民の状況を迅速に調査するとともに、災害救助法では支援金等が不十分なので、実情に応じた救済措置・公的支援を行うこと。

(総務部) 被災された方への支援等につきましては、災害救助法等に基づき全庁体制で適切に対応しております。

22. 小規模災害見舞金は認められていない床下浸水等をも対象にし、大田区で拡充すること。中野区、台東区では支援されています。

(地域力推進部) 令和 4 年 4 月から、近隣区の状況を参考に小規模災害に対する援助要綱を一部改正し、災害見舞金額を引き上げました。同時に、23 区の状況から火災被害時の水損世

帯への見舞金を新設いたしました。床下浸水に対する見舞金については、引き続き近隣区の状況も踏まえて調査・研究してまいります。

23. 被災後に自宅に留まり避難をする場合に備えて区は備蓄を呼び掛けているが、災害弱者が更に発生することを踏まえ、区民に対する現物支給のための備蓄をし、支給すること。

（総務部）区では倒壊等危険性の少ない建物の場合は、自宅で生活を継続する「居住継続」を普及啓発し、水や食料、災害用トイレなどの備蓄を広く呼びかけております。

一方で、災害時に自宅を失った方が避難所で生活をする際に最低限必要となる物資（食糧、毛布、衛生用品等）を備えており、必要に応じた支給ができるよう備蓄品の整備をすすめております。

24. 地域防災力強化を進めるための市民消火隊への助成金を増額し、更に助成金とは別に制服等の備品を定期的に支給するなど支援を強化すること。

（総務部）市民消火隊には、結成時にC級ポンプの配備と個人装備品の支給を実施しております。また、毎年、年間 110,000 円の助成金と訓練 1 回につき 3,000 円の特別助成金を支給するとともにC級ポンプは定期的な更新を行っております。

平成 28 年度からは、市民消火隊のC級ポンプの更新時に取り扱い易い4ストロークエンジンのポンプに更新しております。今後も当該助成制度による助成を継続していくほか、C級ポンプの定期的な更新により支援をしております。

また、各市民消火隊の制服等の備品については、結成時に個人装備品の支給をしており、以降は助成金により必要な装備品を購入できる制度を構築しておりますので、当該制度を活用していただきたいと思います。

25. 大田区開発指導要綱第 9 条に基づいて防火水槽を設置する際、助成をすること。民間マンション業者等に建設の際に防火水槽の設置を義務付け助成をすること。

（総務部）防火水槽については「大田区開発指導要綱」第9条に基づき設置を定めており、その際は管轄の消防署との協議をお願いしております。区といたしましては、防火水槽の設置助成は考えておりませんが、引き続き消防水利の充足に努めてまいります。

26. 東糀谷防災公園のような防災公園の設置計画がないので、大森西区民センター移転後の跡地など4地域庁舎管内ごとに計画を作り設置すること。

（都市基盤整備部）防災に関する施設は、「大田区地域防災計画」に基づき計画的に設置しております。東糀谷防災公園のような防災公園につきましては、現在新たに設置する計画はございません。

27. 避難場所の指定について、1か所当たりの避難計画人口が過大なので、現実的に機能するように配置するなど都に見直しを求めること。

（総務部）避難場所は、震災時に拡大する火災から身を守るためのスペースとして都条例に基づき都知事が指定しております。主な要件としては概ね5ha以上の広さとなっております。また、指定の見直しは、市街地状況の変化や人口の増減などを考慮し概ね5年ごとに行われます。

令和4年度には、新しく公表された「東京都の被害想定」で示された結果を考慮したうえで、大森西地区や六郷地区に新しい避難場所が指定されています。引き続き避難場所の確保に努めてまいります。

28. 災害時の要配慮者の支援体制の整備について

- ① 医療・介護・障害者・妊産婦などの災害時要配慮者専用の避難所の整備を進めているが、更に拡充すること。要配慮者が避難所から福祉避難所に移動するのは困難である。地震など事前に予測できない災害の場合も直接福祉避難所に行けるような体制を早急に整備すること。

（総務部）「地域防災計画」では、第2部第9編で要配慮者及び避難行動要支援者対策について定めております。福祉部や特別出張所と連携を図るとともに、障がい者団体や区内各関係団体・機関などからのご意見を頂戴しながら推進してまいります。

（福祉部）要配慮者に対しては、福祉避難所のほか、区立小・中学校等に開設される避難所に要配慮者スペースを設置し、一般の避難スペースで避難生活を送ることが困難な方に過ごしていただきます。

また、避難所から福祉避難所への移送方法についても、災害時要支援者対策を進める上で、検討を進めております。

- ② 災害時要配慮者・避難行動要支援者の支援体制について、当事者の意見を聞き、町会・自治会や福祉事業者任せにせず、区の責任を明確にし、早期に個別避難計画を作成し、避難できる体制を整備すること。

（総務部）「地域防災計画」では、第2部第9編で要配慮者及び避難行動要支援者対策について定めております。福祉部や特別出張所と連携を図るとともに、障がい者団体や区内各関係団体・機関などからのご意見を頂戴しながら推進してまいります。

（福祉部）「個別避難計画」は、区が主体的に作成を進めてまいります。実効性ある計画とするため、支援者となる地域関係者や福祉事業者、当事者の方々、庁内関連部局からなる連絡会議を設置し、取り組んでおります。

- ③ 全ての避難所に、聴覚障害者情報受信装置（アイドラゴン）、テレビ電話、光る筆談ボード、アンブルボード、障害者と分かるようなビブス、障害当事者の求めているコミュニケーションバンダナなど、話をよく聞き、必要な備品を配備すること。全ての障害者に対応できるようにすること。

（総務部）障がい者の方とのコミュニケーションツールにつきましては、引き続き、その機能性等を検証したうえで検討をしてまいります。

（福祉部）区立小中学校等に開設される避難所において、聴覚障がい者など避難生活に配慮が必要な方のために要配慮者スペースが設置されます。また、そちらに従事する職員に対しては、コミュニケーションバンダナや筆談ボード等を活用して必要な情報提供を行うなど、要配慮への配慮についてマニュアルを作成し、研修を行っております。

その他につきましては機能性及び障がいのある方の意向等を検証したうえで検討をしてまいります。

- ☆ ④ 避難所で遠隔手話通訳等サービスを利用できるようにすること。

（総務部）聴覚障がいをお持ちの方のため、避難所（学校防災活動拠点）では筆談ボードを用意しております。手話通訳サービスについては、今後調査・研究してまいります。

（福祉部）被災時は、手話通訳者も同様に被災するため、被災時に障がい者総合サポートセンターの遠隔手話通訳を使用することは困難であると考えますが、遠隔手話通訳サービスを行っている民間事業者等との災害時協定などについて調査・研修してまいります。

- ⑤ 災害時に支障を来たさないよう、また防災意識を高めるよう、障害のある方への防災グッズを普及・支援し、健常者に周知・広報すること。

(総務部) 区では、東京都葛飾福祉工場に協力をいただき防災用品のあっせんを行っており、令和4年度に「視覚障害者用防災ベスト」を導入しました。

しかし、令和5年度に東京都葛飾福祉工場の取扱いが終了となり、代替品を探すなど交渉しましたが、やむなくあっせん用品から除外をいたしました。

引き続きあっせん品目を適宜見直していくとともに、区報等での周知により、区民への普及啓発を推進してまいります。

(福祉部) 区では、東京都葛飾福祉工場に協力をいただき防災用品のあっせんを行っており、区役所で行う防災週間フェア等においてあっせん品の展示・販売も行っております。また、大田区自立支援協議会防災・あんしん部会と連携し、そこで作成したヘルプカードを各地域福祉課等で障がいのある方に配布しているほか、地域で実施している防災訓練等の防災講話等においても普及啓発を行っております。

- ⑥ 区は在宅酸素、人工呼吸器、医療介護機器の利用者を把握し、医療機関任せではなく区が直接責任を持ち、機器の非常用電源を自宅に確保するための助成をすること。

(福祉部) 災害時に備え、在宅における人工呼吸器利用者等については訪問看護ステーションなどを通じて把握に努めております。なお、区では災害時の電源確保のため各地域庁舎に発電機を配備しており、令和5年度現在発電機2台と貸出用として蓄電器2台を配備しております。

また、自宅における非常用電源については、障害者(児)日常生活用具の給付品目に蓄電池を新たに追加しました。

- ⑦ 医療機関が発電機を購入するため、東京都の助成制度を復活させるよう求め、区独自でも支援すること。

(健康政策部) 「災害拠点病院等自家発電設備等強化事業に関する補助金交付要綱」を東京都は平成31年3月29日に施行しており、災害拠点病院及び災害拠点連携病院が設置する自家発電設備等の強化に要する経費を補助しております。

区内の災害拠点病院及び災害拠点連携病院に東京都の要綱を周知してまいります。

29. 危険なブロック塀の改修は、助成額・助成率を更に拡充すること。

(まちづくり推進部) ブロック塀等改修助成制度は、当初、大阪府北部地震を受けた緊急対策として、期限を令和2年度までとし、制度を開始いたしました。導入時より、通学路沿いの塀の緊急点検結果に基づき、所有者へ改修を働きかけてまいりました。令和2年度からは、通学路沿いの塀の改修を強力に進めるため、助成額・助成率の拡充とともに、法人も対象に加えるなど、新たな制度として開始しております。

引き続き、通学路沿いの危険な塀の改修が進むよう、劣化等のある塀の所有者に働きかけてまいります。

四. 区内で働く人の生活を守るために

- ★ 1. 東京都労働相談情報センター大崎事務所は労働相談で大きな役割を果たしている。区としても国や都任せにせず、他自治体で行っているように労働相談会を定期的に設けること。

(産業経済部) 東京都労働相談情報センターが実施している各種労働セミナーやハローワークが実施する就職面接会等の事業については、区の共催事業として連携しながら労働者支援に努めております。

引き続き、区は国や東京都との役割分担の下、必要な支援を実施してまいります。

2. 区が青年に労働法を周知し、権利行使ができるよう支援するため、ポケット労働法を区政情報コーナーの閲覧用・貸出用に配置するだけでなく、中学校卒業時に全員配布や特別出張所をはじめ可能な区施設でも頒布すること。

(総務部) 若年者の労働条件の改善や就業支援等につきましては、東京都の労働相談情報センターや東京しごとセンター等の事業によりその対応が図られており、必要に応じて相談者に御案内しております。

ポケット労働法につきましては、発行元である東京都から取り寄せた冊子を、区政情報コーナーに閲覧用・貸出用として配置しております。また、ポケット労働法を掲載している、東京都が管理するホームページ「TOKYO はたらくネット」へのリンクが区のホームページにございます。

3. 若年層の総合支援強化のため、足立区や世田谷区のように若者支援課を設置し、大田区独自で39歳までの失業者数を把握し、若年層の雇用の総合的支援を行うこと。

(企画経営部) 若年層を取り巻く課題は、雇用面、収入面、住まいの確保など多岐にわたっております。これらの多様な課題に迅速かつ適切に対応するためには、若年層を総合的に支援する必要があると考えております。

現在、区ではハローワークと連携した就労支援や、JOBOTAを活用した生活再建支援等により、経済的な課題を持つ若年層をサポートしております。引き続き、庁内の関係各課はもちろんのこと、関係機関とも連携・協力して、雇用を含めた若年層の総合的支援を進めてまいります。

(地域力推進部) 社会経済情勢の急激な変動等が生じるとともに、子ども・若者を取り巻く課題は多様化・複雑化し、依然厳しい環境にあります。多様な課題に迅速かつ適切に対応するためには、若年層を総合的に支援する必要があるため、区は令和4年10月31日に、特定の年齢や分野で途切れることなく、困難を有する子ども・若者への対応を一体的に行う大田区若者サポートセンター「フラットおおた」を開設いたしました。

区は、今後「フラットおおた」を拠点とし、関係部局はもちろん、ハローワークや、JOBOTAを含む関係機関等とも連携・協力し、雇用を含めた若年層の総合的支援施策に取り組んでまいります。

4. 労基法を無視したブラックな働き方が社会問題になっている。小学生・中学生対象に「ワークルール」について学ぶ機会をつくること。

(教育総務部) 小学6年生と中学3年生の社会科で、「労働法」を学習いたします。授業では、労働の意義と労働者の権利や労働条件の改善について学んでおります。また、キャリア教育の一環として、職業人をゲストティーチャーとして学校へ招き、働く人の話を聞く会を開催している学校もございます。

今後とも様々な機会を設け、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通じて、キャリア発達を促すキャリア教育を進めてまいります。

5. 区内中小企業は減少しており、独自に労働者への福利厚生を充実させるため、勤労者共済会への補助金を大幅に増額し、働きやすい大田区にすること。

（産業経済部）勤労者共済については、区内中小企業の勤労者福祉サービスの向上を目的として、「（公財）大田区産業振興協会」が運営しております。

今後とも区内の経済効果が図れるようバランスの取れた運営を行ない、単なる財政支出に頼らない創意工夫による会員サービスの充実に努めてまいります。

補助金など投入せずとも、既にサービスは充実しており会員の満足度は高い。

6. 中小企業の街、大田区として労働組合や社内サークルを勤労者共済会と同等に位置づけ、社会教育団体と同様に集会施設の優先予約制度や使用料減免制度を適用すること。

（総務部）官公署及び公益団体であっても、その行事、催物が私益にわたるものである場合は、原則として減免の対象とはなりません。労働組合や社内サークルの催物は、公益のものと認められないので、適用はできません。

五. 全体の奉仕者としての公務労働のために

- ★ 1. 区の職員削減計画をやめ、指定管理者制度や民間への委託などを検証・見直し、保育・介護・学校・障害施設で働く職員は区が責任を持つため正規職員で対応すること。また、公共施設の適正管理のために専門職の新規採用を含めて配置を拡充すること。なお、特別区の人事制度に起因する募集倍率低下を止めるため、区として見直しをすること。

（企画経営部）区は、健全で安定した行財政運営を継続しつつ、同時に新たな行政課題に的確に対応することを目指しております。そのためには、最少の経費で最大の効果を発揮できる効果的・効率的な組織体制を構築することが必要です。今年度策定した『大田区職員定数基本計画（令和4年度～令和6年度）』では、現在と同様4,135を上限とした定数管理を実施することとしております。引き続き、区政を支える職員について適正な定数の管理を行い、新たな施策体系や行政需要の変化等に応じた職員数を確保してまいります。

- ☆ 2. セクハラ・パワハラ・いじめなどを防止するため、対策を強化すること。

（総務部）大田区では「職場におけるセクシュアルハラスメントに関する基本方針」、「職場におけるパワーハラスメントに関する基本方針」及び「職場における妊娠、出産、育児休業、介護休暇等に関するハラスメント基本方針」を策定し、「職場におけるハラスメントの防止及び苦情処理に関する要領」に基づき、人事課及び教育総務部において職員の相談窓口を設置しております。また、厚生労働省のハラスメント撲滅月間に併せ、ハラスメント防止の強化月間を設定し、周知を進めてまいりました。

また、職層研修等の定期的な場を設け、職員への意識付けの機会も確保していると考えておりますが、引き続き職員への周知及び意識醸成に努めてまいります。

3. 偽装請負などの法令違反の疑いのある窓口業務委託は中止し、職員で対応すること。

（企画経営部）窓口業務委託につきましては、大田区アウトソーシング指針に基づき、外部への委託に際し、公権力の行使にあたる業務や政策の企画立案など区が自らの判断を要する業務の有無などを含め、委託する業務と区職員が責任をもって担う業務を明確に区分するとともに、導入の妥当性について検証しております。加えて、予算編成、決算など、あらゆる機会を捉えて、外部委託の導入の適否、導入後の検証を行い、業務の改善に向けた取組につなげて

いるところです。

外部委託の導入後におきましても、事業責任者を通じた指揮命令を遵守し、区の考えを的確に反映できる体制を整備するとともに、定期的な検証を通じた契約内容の適切な履行を担保することとしております。

4. 2020 年度から導入された「会計年度任用職員制度」は同一労働同一待遇に改善し、繰り返し任用する場合、期限を設けないこと。

(総務部) 会計年度任用職員に係る法令及び総務省からの通知等を踏まえ、適切に対応しております。

5. 会計年度任用職員制度により、現行の「臨時的任用職員（アルバイト）」等の不利益にならないよう、法制度上可能な限り労働条件の改善・向上をはかること。

(総務部) 法改正の趣旨及び他団体の状況等を踏まえ、適切に対応しております。

6. 区はすべての非常勤職員を時給 1,500 円以上に引き上げ、交通費は別途支給し、労働条件を改善すること。

(総務部) 会計年度任用職員の報酬額等については、常勤職員と同じ給料表を使用し、職務内容等に応じた号給を適用して算定しております。

また、特別職非常勤職員については、専門的な知識経験等を有する者が助言・調査・診断等を行う職であり、その専門性に見合った報酬水準としております。

7. 地方公務員法の改正による定年延長については、賃金と処遇が不利益にならないよう国に改善を求めるとともに、区としても対応すること。

(総務部) 定年引上げに関しましては、他団体の状況を踏まえ、適切に対応してまいります。

- ☆ 8. 地方公務員法の改正による役職定年制については、国に改善を求めること。

(総務部) 役職定年制に関しましては、他団体の状況を踏まえ、適切に対応してまいります。

六. 区民の暮らしと健康を守るために

- ★ 1. 物価の高騰が区民の暮らしを直撃し困難を強いられている。いちばんの打開策である消費税を 10%から 5%に減税することを政府に求めること。

(企画経営部) 国は、消費税率引上げによる増収により、高齢者も若者も安心できる全世代型の社会保障制度へと大きく転換し、同時に、財政健全化も確実に進めるとしております。こうした中で、社会保障制度に充当していくための安定的な財源である消費税は重要であると考えております。

区は、引き続き国や東京都の動きはもとより経済動向にも注視しながら区民の皆様の暮らしを第一に考えた区政運営を行ってまいります。

2. 応急小口資金貸付制度は、毎年利用者が減っている。区民が利用しやすくするため、保証人なしの貸付額を 10 万円から当面 30 万円まで拡大すること。生活費等でも活用できるよう貸付理由を問わない制度とすること。

(福祉部) 応急小口貸付金について、連帯保証人の要件や貸付額、貸付理由の変更予定はございません。生活が困窮している方への支援は、相手の状況をよくお伺いしたうえで、生活福祉課や JOBOTA など適切な相談機関をご案内してまいります。

3. 国民健康保険の改善について

- ★① 国民健康保険法第1条では、「国民健康保険制度は社会保障及び国民保健の向上に寄与する」と示されているので、国民健康保険法第1条を「おおたの国保」にも明記すること。

（区民部）国民健康保険は、相互扶助の理念に基づき、区市町村の住民を対象として、病気、けが等保険事故が発生した場合にあらかじめ拠出された財源から保険給付を行う社会保険制度であり、社会保障と明記する予定はございません。

- ② 高すぎる保険料を値下げするため、国庫補助を増額するよう国に求めること。また東京都にも財政支援を求め、大田区でも法定外繰り入れを継続し支援を強化すること。

（区民部）国庫負担を充実し、国保の財政基盤強化拡充と被保険者の保険料負担軽減を図ることについては、全国市長会を通じ繰り返し求めております。加えて、東京都に対して既に財政措置の充実強化を要望しております。

法定外繰り入れについて、区市町村の国保は、一般会計からの多額の繰入などにより維持されております。それら構造的な課題に対し、2018年4月の国保制度改革により、財政赤字に見合う新たな公費拡充が行われました。それにより、法定外の繰入は計画的に削減、解消すべきものとされております。

大田区では毎年度、一般会計から国保会計へ多額の繰入を行い、国保の維持運営を行っております。

法定外の繰入を行っていくことは、給付と負担の関係が不明確になるほか、国保以外の医療保険に加入している方へ、二重に負担を強いるなどの課題を含んでおります。新しい制度の趣旨や他の医療保険制度に加入する区民の方との公平性の観点からも、ご要望については困難であると考えております。

- ③ 区民に丁寧に対応するため、生活や営業に支障をきたすような徴収強化や差し押さえはしないこと。延滞金の徴収をやめること。「納税の猶予」「徴収猶予」があること、差押は「換価の猶予」や「差押の猶予」で解除できることを督促状に同封することや、ホームページに掲載するなど、広く区民に知らせること。

（区民部）保険料徴収の取組は、公平な負担を実現するために、保険者として進めて行かなければならないものです。保険料の納付が困難な方には、いつでも納付相談をお受けし、生活状況を伺い、特別な事情があるかを充分お聴きして丁寧に対応しております。なお、猶予の制度については、区ホームページに掲載しております。

- ④ 短期証・資格証の発行は滞納対策にならず、区民のいのちと健康を脅かすのでやめること。

（区民部）短期証、資格証明書は、保険料を一定期間滞納している方で、督促や催告に応じていただけない方に、納付相談の機会を増やすことで、保険料の納付につなげることを目的として交付しております。

- ⑤ 国や都からの各種給付金は、保険料算定の際は収入として認定しながら、保険料の減免の際は含めないため、本来の減免制度が機能していないので、見直すこと。

（区民部）新型コロナウイルス感染症にかかる国民健康保険料の減免（以下、「コロナ減免」という。）は、厚生労働省から通知された国の財政支援の対象となる保険料の減免基準を踏まえて、令和2年6月から実施し、感染症法上の位置づけの変更を踏まえ令和4年度をもって終了しております。

主たる生計維持者の事業収入等が前年より10分の3以上減少した場合が対象となりま

すが、事業収入等には国や都からの各種給付金は含めない取扱いとされています。

区としては、国の財政支援の範囲内で保険料減免を実施することとしているため、現在の状況で取扱いを見直すことはございません。

- ⑥ 国民健康保険の出産育児一時金と同様の大田区が支払う委任払い制度を、他の医療にも拡大するために関係医療機関等と調整すること。

（区民部）出産育児一時金の直接支払制度は、保険者が支払機関（国保連合会等）を通じて医療機関に対し直接支払うという国の制度です。被保険者の申請が必要な他の保険給付（高額療養費等）についても、区が保険者として医療機関に直接支払うためには、制度（仕組み）の創設が必要であり、区が単独で制度を設けることは困難です。

- ⑦ 区民の負担を軽くするため限度額認定の制度を医療機関の協力も得て区民へ周知徹底すること。

（区民部）限度額適用認定証の制度については、区報、区ホームページ、国保年金課で発行している「おおたの国保」などで繰り返し周知しております。また、令和3年10月から、医療機関等でのオンライン資格確認システムの導入に伴い、システムが導入された医療機関等では、本人が同意し、システムで区分の確認ができれば、限度額適用認定証の提示が不要になりました。

今後も、わかりやすく丁寧な説明に努めてまいります。

- ⑧ 限度額認定の限度額を引き下げるよう国に求めること。

（区民部）特別区では、特別区長会として保険者へのさらなる財政支援と被保険者の保険料負担軽減策を、かねてから国に要望しております。また、全国市長会では、自治体の総意として、国保財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任において実効ある措置を講じるよう求めています。

現段階では今後の国の動向を注視し、必要な対応を行ってまいります。

- ⑨ 払いたくても払えない特別な事情のある国保料滞納者が医療にかかるよう、限度額適用認定証などを交付し、そのことを「おおたの国保」に明記すること。

（区民部）国保料を滞納している方については他の被保険者との公平を期すため、納付相談等をしていただくことにより限度額適用認定証の発行を行っております。

- ⑩ 国会答弁で認めているように「国保基盤強化基金」等を活用し、統一保険料方式からの離脱も含め、区独自で保険料の値下げをすること。

（区民部）国庫負担を充実し、国保の財政基盤の拡充・強化と被保険者の保険料負担軽減を図ることについては、全国市長会を通じ、繰り返し求めています。

また、特別区長会として国に対し国庫負担を充実させ、財政基盤の強化拡充と被保険者の保険料負担軽減を図るよう求めています。

- ⑪ 障害者、寡婦・寡夫、多子世帯に対する国保料減免制度や、介護保険にある境界層措置をつくるよう国に求めること。また、区独自でも実施すること。

（区民部）国保制度は応能割の考え方があり、所得に応じた保険料の負担をお願いしております。一方、保険料負担が厳しい方に対しては、均等割の軽減措置や、申請による所得割保険料の減免、一部負担金の減免制度が設けられております。

区独自に境界層措置による減免制度を設ける考えはございません。

- ⑫ 被用者保険にはない均等割は多子世帯ほど負担が重くなり、他の医療保険制度に加入する区民と比べて不公平である。未就学児の均等割保険料は、2022 年 4 月、2 分の 1 の軽減となったが、まず児童医療費助成制度にあわせ、高校 3 年生相当までの均等割を無料にすること。

（区民部）均等割保険料についてですが、国民健康保険の保険給付に必要な財源は、国などからの公費と国保の保険料で賄うことになっております。国民健康保険はすべての被保険者が等しく保険給付を受ける、という考え方から、均等割保険料は応益分として、ご負担していただいているところです。

均等割り保険料の在り方については、国の制度の中で検討すべきものと考えております。今後も国の動きを注視してまいりたいと考えます。

- ⑬ 医療費の一部負担軽減（国民健康保険法第 44 条）の活用基準を緩和し、より積極的におこなうこと。

（区民部）国民健康保険法では、特別な理由がある場合となっております。区では、その理由を証明する書類を添えて御申請いただくように区報・ホームページ等により御案内しております。恒常的に生活困難等の理由であれば生活福祉課にてご相談いただくようご案内しており、基準を緩和する予定はございません。

- ⑭ 国民健康保険運営協議会に公募委員を加えること。

（区民部）国民健康保険運営協議会の被保険者代表としての委員の公募については、今後の検討課題としております。

4. 世代間に分断をもたらす後期高齢者医療制度の廃止を国に求めること。当面は国に窓口 2 割負担への引上げを元の 1 割に戻すことを求め、東京都後期高齢者医療広域連合に保険料の値上げをしないよう強く求めること。延滞金の徴収をやめること。

（区民部）後期高齢者医療制度は、世代間の負担のバランスを調整するために導入されたものと認識しております。平成 25 年の社会保障制度改革国民会議報告書においても「現在では十分に定着している制度と考えられ、今後は現行制度を基本としながら実施状況等を踏まえ必要な改善を行っていくことが適当である」とされ存続の方向でまとめられております。国保制度改革が実現した現段階では、後期高齢者医療制度の見直しについて動向を注視しており、国に制度廃止を求める予定はございません。

後期高齢者医療制度は、費用の大部分を公費や現役世代からの支援金で賄われております。持続可能な医療保険制度として確立し維持していくためには、負担と給付の公平性があり、高齢者と現役世代の両方が安心して納得できる制度にすることが求められております。窓口負担や保険料など、後期高齢被保険者にも負担能力に応じた負担を求めざるを得ないものです。制度の見直しには、被保険者に過度な負担とならないよう慎重な検討が必要であり、国の責任において万全の策を講ずべきです。従いまして区独自で窓口 2 割負担撤回や保険料の現状維持化に取り組む考えはございません。

延滞金は、納期限までに保険料を納めていただいた多くの被保険者との公平性の確保の観点を考え加算され、条例等に則り徴収しているものであります。延滞金は、納期限までに保険料を納めていただくよう促す意義も有しており、今後も適正に徴収してまいります。

一方で、納付期限までに保険料を納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認める場合は、延滞金を減免することができます。保険料が納付期限までに納められない事

情として、災害や病気、また、事業収入の減少など、様々な事情があると考えております。延滞金の減免については、後期高齢者医療に関する条例施行規則第5条において、要件や手続き方法について規定されております。それぞれの事情や生活状況をよくお聴きして、延滞金の減免申請のご説明をさせていただくなど、被保険者お一人おひとりの事情に応じて、丁寧に説明し、対応してまいります。

5. 住民税は、滞納者の生活実態に十分配慮し、生活や営業に支障をきたすような分納計画の押し付け、差押や強制捜査を行わないこと。法に従い「換価の猶予」「徴税の猶予」を認めること。猶予の制度の周知は不十分であるから、滞納者に対し、これらの制度を催告書とともに知らせること。

(区民部) 住民税滞納者の生活状況等の把握に努め、丁寧な納付相談を行うことにより自主納付につながるように努めてまいります。滞納処分及び換価の猶予の取扱いについても、法に基づき、適正に実施しているところです。なお、猶予の制度については、区ホームページに掲載しております。

6. 生活保護について

- ★① 憲法 25 条に基づく生活保護制度を区民への周知の徹底のため、あらゆる機会を通じて広報を強化すること。また、ホームページはリニューアルされたが、「福祉」の中に多数の項目があるので、生活保護制度がすぐに見つけられるよう改善すること。

(福祉部) 生活保護に関する周知については、来庁された方が手に取れるよう「生活保護のしおり（概要版）」を生活福祉課窓口においております。区ホームページは、「福祉」から「生活保護その他の相談」と簡単に見つけられるよう掲載しております。引き続き、支援を必要とする方が生活保護制度を適切に利用できる環境づくりに努めてまいります。

- ② 生活保護基準引き下げを違法とする判決が相次いでいる。5 年に 1 度の改定が行われたが経過的加算・特例加算がなければほとんど引き下げであり、物価高騰にも見合っていない。2013 年以前の基準に戻し、生活保護費の自治体負担分を無くし全額国費で行うことを国に強く申し入れ続けること。

(福祉部) 生活保護基準引下げ訴訟に関しましては、判決を注視しております。また、生活保護制度は全国一律の社会保障制度であり、国が責任を持って実施すべきことであるため、現行の生活保護費の負担割合を全額国の負担とするよう特別区長会を通じて、国に要望しております。

- ③ 生活保護世帯の見舞品（夏季・冬季）を復活すること。また、生活保護の老齢加算を復活することを国に要望すること。

(福祉部) 見舞品は区の独自の事業で、復活することは困難と考えております。また、老齢加算の復活に関する要望を行う考えはなく、国の基準に基づき対応してまいります。

- ④ 各生活福祉課の窓口对生活保護のしおりや生活保護申請書を置き、まず申請を速やかに受理すること。ホームページにも申請書を掲載すること。

(福祉部) 生活保護制度の概要や相談窓口を、区ホームページに掲載しております。また、来庁された方が手に取りやすいよう各生活福祉課の窓口对生活保護のしおり（概要版）・生活保護申請書を備えており、申請書が提出された際は速やかに受理しております。

- ⑤ 利用者の実態を無視した一方的な就労支援・一時停止・廃止はしないこと。

(福祉部) 就労阻害要因がない生活保護受給者に対して、就労に向けての援助、必要な指導や指示を行っております。また、指導や指示は受給者の状況に基づき行っており、生活保護を適正に実施する上で必要な指導や指示に正当な理由なく従わない場合でも本人から事情を聴きとり、保護の実施に努めております。

- ⑥ 路上生活者等の住宅扶助は生活保護法第 30 条に基づき、居宅保護の原則を守ること。

(福祉部) 居宅保護の適否は、受給者の方と十分にお話をし、生活状況等から居宅生活が可能であるかを検討した上で判断しております。

- ⑦ 無料低額宿泊所や簡易宿泊所にやむを得ず滞在させた場合、長期にさせず、居宅保護に移行すること。また、現状を把握し環境の改善を図るため区が支援すること。

(福祉部) 無料低額宿泊所や簡易宿所を利用している場合、居宅生活が可能と判断できれば、本人の意向を確認しつつ、アパート等への転宅を支援しております。

- ⑧ 生活保護世帯の抱える問題が複雑化してきており、支援等に時間がかかる事例が増加している。地区担当員（ケースワーカー）1 人当たりの担当者数が 80 世帯以内となるよう、増員を図ること。なお担当件数の人員算定に生活支援員・面接員（家庭訪問に従事しない職員）を含めないこと。また、警察官 OB の配置をやめること。

(福祉部) ケースワーカーや面接相談員等は、社会福祉法に規定された保護世帯数に応じた適切な配置となるよう努めております。

また、生活保護業務支援専門員は、福祉事務所窓口における落ち着いた相談環境の維持等に寄与しております。

- ☆ ⑨ 初めてケースワーカーになる若手の職員に対し十分な研修や援助をすること。

(福祉部) 初めてケースワーカーになる職員に対しては、各職場における研修や援助にとどまらず、4 生活福祉課合同の研修の設定、東京都主催の研修への参加など多くの研修の場を設定し、スキルの習得に努めさせております。

- ⑩ 猛暑日が長期化するもとの、熱中症防止のため、政府は 2018 年 4 月以降よりエアコンがない世帯に購入費・設置費の助成および、壊れたエアコンの修理費用も「住宅維持費」として助成を行っているが、2018 年 4 月以前のエアコンがない受給世帯は対象外となっているため、国に改善を求めるとともに区独自でエアコン設置助成制度を作ること。また、エアコンのための電気代補助を行うこと。

(福祉部) エアコン等の日常生活に必要な物品は、本来経常的な生活費の範囲内で計画的に購入いただくものです。しかし、暑い夏が続く近年の状況を踏まえ、区としましては、健康がそこなわれる恐れがある場合にもエアコン設置費用を支給できるように、また、夏季の冷房代も支給できるように東京都を通じて国に要望しております。

- ⑪ 無収入の生活保護利用者が医療に必要な検査を受けた際に自己負担分が発生した。医療扶助により自己負担がないように区独自で助成し、国に制度の改善を要望すること。

(福祉部) 生活保護における医療費は、国民健康保険の診療方針及び診療報酬の例によるとされており、原則として全額医療扶助によって賄われております。

- ⑫ 大田区独自の法外援護である入浴券支給事業は年 30 枚では足りないの、憲法 25 条にたって、せめて週 2 回入れるよう年 104 枚にすること。お風呂がある世帯にも支給すること。

(福祉部) 生活保護世帯の入浴に要する費用は、生活扶助費に含まれております。自宅に

風呂の設備がなく、巡回入浴サービス等も受けていない方を対象に、ケースワーカー等が現況を確認の上、年に1回入浴券30枚を支給しております。

区独自の法外援護であり、支給枚数を増やす予定はございません。

- ⑬ 年に1回実施している資産調査は、プライバシー侵害の恐れもあるので、任意調査であることを尊重し強制しないこと。

(福祉部) 資産申告は、国の通知に基づき12か月ごとに提出するようにお願いしております。

- ⑭ 親族等への扶養照会は強制しないこと。

(福祉部) 扶養照会は法令や通知に基づき適切に行っております。扶養照会を行わない事例を示し、聴き取りを丁寧に行い、親族であっても強制することがないよう努めております。

7. DV・痴漢・あらゆる暴力・ハラスメントの被害者への支援のための相談窓口の周知徹底を行い、丁寧な対応を行い、相談時間の拡充を行い、電話以外のチャット等による相談も行うこと。男性相談も電話だけでなく、対面やチャット等を含めた相談体制とすること。

(総務部) 国や東京都など関係機関と連携し、相談窓口を周知するとともに人権啓発を推進してまいります。

男性相談につきましては、相談実績などから相談者のニーズを把握し、相談者にとって利用しやすい相談事業の提供ができるよう努めてまいります。

- ☆ 8. 痴漢撲滅のため、交通事業者・警察・地域等と連携すること。

(総務部) 区では痴漢を含む不審者について警察と連携して情報を共有し、区民安全・安心メールの活用により区民へ迅速に情報提供を行なっています。また、青色回転灯パトロールカーによるパトロールを強化するなど、痴漢の撲滅に向けて取り組んでまいります。

9. 大田区特定健診について

- ① より区民が受けやすくなるようあらゆる機会を通じて周知し、はがき・電話による勧奨を進めること。

(区民部) 特定健診の周知につきましては、区報、区ホームページ、デジタルサイネージ、統合ポスター及び「おおたの国保」などでの周知に加え、対象者への受診勧奨はがき送付により広く実施し、受診率向上に努めてまいります。

- ★ ② 区民の実態をつかむアンケートを実施し受診率を上げる対策を立てること。

(区民部) 特定健診受診率の向上は「第3期データヘルス計画（令和6年度～令和11年度：令和6年3月策定予定）」における重要課題であり、これまでもアンケート調査を含め実態把握に努めており、現在、区の特性や受診に関する傾向を分析しながら受診勧奨に取り組んでおります。今後も計画のもと効果検証しながら進めてまいります。

- ③ 期限をなくし通年実施し、動機付けを強めるために、例えば「誕生日健診」などの新たな工夫をし、夜間・休日にも実施する医療機関を増やすために支援すること。

(区民部) 特定健診受診期間は対象者（40～74歳）の抽出確認作業及び郵送準備の関係から6月に開始し3月末までとしております。

土日や夜間の実施につきましては、医師会と調整のうえ設定し、被保険者へご案内しております。

10. がん検診を無料に戻すこと。特に 75 歳以上の高齢者を対象とした無料検診を直ちに復活すること。また、夜間・日曜・祝日に事業を行うよう医師会・医療機関等とよく相談するとともに助成を増額すること。更に年齢等の制限をせず、希望者全員が受診できるようにすること。

（健康政策部）平成 26 年度から、区民が主体的にがん予防に取り組むことを推進するために自己負担金を導入いたしました。また、主要ながん検診は受診者数の上限を撤廃し、希望する対象者の方々が受診できるように受診環境の向上に努め、多くの区民に検診をご利用いただいております。こうした状況から、受診年齢による費用負担の差を無くし、公平性を確保するため、75 歳以上の受診者についても令和 3 年度から同様に自己負担金を導入いたしました。

また、受診者の利便性を向上させるため、婦人科系の検診については日曜、休日などを中心に区内施設で集団検診を実施しており、最大で 3 つの検診（子宮頸がん検診、乳がん検診、大腸がん検診）の同時受診が可能となっております。

今後もさらに受診しやすい環境となるように医師会等と協議を続けてまいります。

11. 胃がん検診に、医師会・医療機関等とよく協議をして、区独自で負担の少ないペプシノーゲン検査の導入を検討すること。また、陽性者の胃がん発症率が高いとされるピロリ菌検査を、20 歳のみでなく、希望者に実施すること。

（健康政策部）自治体を実施する対策型がん検診（住民検診）は、国の指針において死亡率減少効果のエビデンスが認められた検診が推奨されております。

国の指針において、胃がん検診はエックス線検査または内視鏡検査が推奨されており、区もこれに基づいて実施しております。

令和元年度より、区内の三医師会の協力を得て、20 歳の区民に対し無料で受診できるピロリ菌検査を実施しております。

今後につきましては、検査の受診状況や結果等を検証し、医師会とも協議してまいります。

12. 眼科（緑内障等）検診は、希望者全員が受けられるようにすること。

（健康政策部）緑内障は日常生活への影響も大きく、早期発見と早期治療が重要となります。区の独自事業である眼科（緑内障等）検診は段階的に対象年齢の拡大を図っており、現在は 40 歳から 70 歳までの 5 歳刻みの年齢の方を対象としております。

今後も医師会と連携し、検診事業の充実を図ってまいります。

13. 認知症の早期発見・早期治療のため、東京都の補助金を活用して大田区認知症検診推進事業で 70 歳・75 歳が無料となったが、若年層を含め希望する全ての年齢に拡充すること。また、てんかんのスクリーニングの支援すること。

（福祉部）令和 3 年度から東京都の補助金を活用し、70 歳と 75 歳の方を対象とした「認知症検診推進事業」を開始いたしました。引き続き現状の対象者で、認知症の早期発見・早期対応に努めてまいります。

（健康政策部）現在、てんかんについてはスクリーニングほかこれに類する支援はしておりません。また、当該支援の予定もございません。

14. 障害者医療費助成制度対象者以外も含め、区内在宅酸素療法患者全員に電気代を助成すること。

（福祉部）区として独自に在宅酸素療法患者に電気代を助成する考えはございません。

15. かつての区内全てのアスベスト工場の位置をマップで示すなど、ホームページを見ることができない区民にもわかりやすい広報とし、区民のみならず区外に転居した人へも検診を周知徹底

すること。調査の継続を国に求めること。

(健康政策部) 区では、院内にアスベスト疾患センターを擁するなどアスベスト関連疾患に関する知識・経験を持つ東京労災病院の協力を得て、アスベストフォローアップ検診を継続して実施しております。

原則として区民を対象としておりますが、過去に受診された方で所見ありの方については、区外へ転居された場合でも受診の機会を確保すべく、引き続き検診案内を送付しております。

また、アスベスト関連の企業に関する情報として、保健所担当部署において問合せ対応を行うとともに、区ホームページに区内の労災認定等事業場一覧の掲示及び「石綿ばく露作業による労災認定事業場一覧」(厚生労働省作成)にリンクを設定するなど情報提供を行っております。

16. 肺炎球菌ワクチンは1回の接種で有効とされているので、助成の対象年齢を指定せず、全ての高齢者が接種できるよう、区独自の一部費用助成ではなく全額公費負担で行うこと。

(健康政策部) 定期接種の対象年齢等を国で定めており、区としてはその対象者に対し助成を行っております。

費用負担及び任意ワクチン(定期接種の対象年齢外)の対応につきましては、すでに接種された方とのバランスを保つため、全額公費負担で行うことは予定しておりません。

17. インフルエンザ予防接種は高齢者は全額公費負担とし、更に希望する区民の接種に助成すること。

(健康政策部) 定期接種である高齢者については、全額公費負担とするため、令和6年度当初予算で計上しております。

高齢者以外は任意接種ですが、生後6か月以上15歳(中3相当)以下の区民に対しても、一部助成を継続してまいります。

- ☆ 18. 帯状疱疹ワクチン接種の助成が開始されたが、継続実施し、助成額を拡充すること。

(健康政策部) 助成を継続するため、令和6年度当初予算で計上しております。

区の助成額については、都が定めた接種基準額の1/2と設定しており、現状での対応を継続していく予定です。

19. 地域医療機関の看護師等確保のため、医療機関任せにせず、給付型奨学金の創設、看護師等への保育体制確保や家賃補助を実施し支援をすること。

(健康政策部) 医療従事者は勤務体系が変則なため、院内保育体制が必要とされております。東京都においても、病院内保育施設の整備や院内保育事業運営に対する補助を実施しております。

引き続き都の動向に注視し、必要な情報提供をしてまいります。

(こども家庭部) 引き続き、宿舍借り上げ支援事業などの取組を通じて、保育所職員に対する支援を行ってまいります。

20. 東京蒲田医療センターは地域医療機能推進機構(JCHO)が運営する準公的な医療機関であり、安心の地域医療を支えることをキャッチフレーズに、地域医療の課題解決を図るとしているため、医師による分娩と、小児入院医療の再開を求め、早急に開始できるよう区が支援すること。

(健康政策部) 分娩機能の再開、小児入院医療の再開については、引き続き病院に対し区の実情を伝え、再開に向けて取り組んでいただくよう、機会をみて申し入れてまいります。

21. 区内中小病院を含め、全ての医療施設は災害時に重要な役割を果たす施設であり、公共施設と同様に耐震化工事を区が責任を持って行うため、耐震化のための経営・建築診断だけでなく、耐震化工事自体を助成対象に含め、助成額を大幅に増額すること。

(健康政策部) 災害医療における病院の重要性を鑑み、平成 29 年度から区内病院の耐震化を推進するための経営、建築診断に対し補助する事業を実施してまいりました。

今後も区内病院と状況共有を行いながら、必要に応じて支援を検討してまいります。

22. 災害時のバックアップ体制について医師会・薬剤師会を中心に準備が進められている「大田区地域医療連携ネットワーク構想」は、災害時の混乱を軽減し、効率性の高い医療が提供されることになるので、区は支援を増やし、区の事業として参画すること。また、緊急医療救護所と軽傷者救護所以外の医療機関にも非常用電源の設置などの支援を行うこと。

(健康政策部) 病院や医師会、薬剤師会等、地域で患者情報を共有・閲覧できる仕組みは、患者側も最適な医療を受けることができ、さらに平時の仕組みを災害時に活用することは大変有意義なことであると認識しております。一方で、実現にあたっては、個人情報保護や電子カルテの共有化など、様々な課題があることも承知しております。

区は、今後の需要動向を注視するとともに、引き続き、災害医療関係団体の連携強化に向け、大田区災害医療連携会議の取り組みに力を入れてまいります。

なお、非常用電源の設置に関して、区は緊急医療救護所及び軽症者救護所の運営に必要な発動発電機に加え、新たに蓄電池を備蓄しております。

23. テロ対策について、大田区と三医師会、警察、消防と連携して庁内にテロ対策の部署を設置すること。

(総務部) テロ等の国民保護事案への対策は、「大田区国民保護協議会」で協議を行い、決定しております。「大田区国民保護協議会」の委員には、医師会や警察・消防等の関係機関も含まれております。

テロが発生した場合に区は、国民保護法で定める「大田区国民保護計画」に基づき、「危機管理対策本部」等を設置し、国や都、警察・消防等関係機関と連携し、情報収集や避難指示等の対応に当たります。また、事態認定に至るまでの初動活動は災害対策の仕組みを活用して対応することになります。

区では、これまで構築してきた関係者間の連携体制をもとに、引き続き不測の事態に備え必要な体制整備を進めてまいります。

24. 経済的理由により医療を受けられない区民の救済を図るために、区内の無料低額診療事業を行っている医療機関の紹介を生活福祉課のみでなく、健康政策部・福祉部が連携し、区報に掲載、ポスターを掲示するなどして周知すること。

(福祉部、健康政策部) 無料低額診療事業に関しては、生活福祉課の窓口において相談を受け、必要な方には特診券を発行しております。

25. 無料低額診療事業では調剤薬局が対象にならないため、国に制度改正を求めるとともに、青森市や旭川市のように区が費用の助成を行うこと。

(健康政策部) 院外処方箋による調剤薬局での支払いが対象外となっている無料低額診療事業に関しては、国や他自治体の動向を注視してまいります

26. 荏原病院は区民の命・健康を支える重要な病院です。感染症対応については長い歴史があり、コ

コロナ禍においては感染者の中でも対応が困難な高齢者・障害者の受け入れをしてきた。都立に戻すよう都に求めること。独法化後も都は責任を持つとしているので、医師・看護師を確保し、閉鎖した病棟を再開し、分娩取扱い数を元に戻すよう都に求めること。

（健康政策部）荏原病院は、地域医療支援病院として高度な検査や専門医療を提供しております。令和4年7月からは地方独立行政法人東京都立病院機構による運営のもとで独立行政法人化されましたが、「行政医療の一層の充実・強化」「地域医療の充実への一層の貢献」を目指しており、区と病院間での情報共有も行っております。

分娩についても平成29年度から予約システムの変更やセミオープンシステムの導入を行っております。

新型コロナウイルス感染症の影響により分娩件数は減っておりますが、引き続き区の分娩対応医療機関として、中心的な役割を担っていると認識しております。

27. 区は、大学病院の小児科が本来の役割を果たすため、小児回復期、慢性期病床の実態を把握し、公的病院でも療養できるよう、国や都に対策を求めること。

（健康政策部）入院医療協議会と情報の共有をしながら、国の動向を注視し、都と連携してまいります。

28. 区民にとって重要な大田区子ども平日夜間救急室について、小児緊急医療体制の機能充実のために2017年以来変わっていない医師出動費の増額をすること。

（健康政策部）大田区子ども平日夜間救急室（平日準夜小児初期救急診療事業は、東邦大学医療センター大森病院に委託し、区内3医師会のご協力を得て実施している事業で、平成29年度に増額いたしました。

関係機関との情報共有、連携を図りながら引き続き、小児救急医療体制の充実を目指してまいります。

29. 区民健康診査の受診率向上は、区民の命・健康を守り医療費削減のために重要である。区民の健康相談とサポート、健康増進活動などのために他区（練馬区・新宿区）のような健康プラザをつくること。

（健康政策部）区内医師会、歯科医師会、薬剤師会、及び東邦大学医療センター大森病院に委託して、休日夜間診療や平日準夜診療事業の体制を整えております。

そのため、健康プラザを設置することは考えておりません。

30. 区内で医療介護の活動している中小病院・診療所が、地価も物価も高い都内で事業をすることが困難であることから、地域医療を守るためにも、医師会から提案されている「地域包括ケア複合施設」の創設へ向けて区が支援すること。

（健康政策部）地域包括ケアシステムは、誰もが住み慣れた地域の中で医療・介護サービスを受けながら、安心して生活していく仕組みを構築することです。

高齢者の住まい・医療・介護を支える機能を一か所に集中してサービスを提供する「地域包括ケア複合施設」の考え方は、施設の設置場所、整備手法、運営方法や財政的な問題等から、直ちに実現するのは困難と考えております。

31. 大田区議会が全会一致で採択した請願に基づき、六郷地域に総合病院の誘致を、都にも要請し、区民要求に応え積極的に取り組むこと。

（健康政策部）地域医療構想において、将来の必要病床数と病床機能分化を示しております。

その実現に向けて、構想区域ごとに地域医療構想調整会議を開催しており、区は会議の一員として地域医療体制の課題や要望を検討してまいります。

32. 精神科の専門病院の医療体制の充実のため、支援をすること。

（健康政策部）区内の医療体制の充実は、区民が安心して医療機関を受診していくためには不可欠です。

関係機関と情報共有を図りながら、対応を行ってまいります。

33. 近年の異常気象により、熱中症で死亡する方が増加すると考えられる。熱中症は啓発だけでは予防できず、クーラーの活用を区も進めているが、物価高騰も加わって設置することができない、クーラーはあっても修理や買い替えができない区民がいる。高齢者世帯・障害者世帯・未就学児がいる世帯に対し足立区・荒川区等のようなクーラー購入費・設置費・修理費の助成を行うこと。

（福祉部）熱中症は、子どもや高齢者がなりやすい傾向がありますが、適切な予防により防ぐことができるため、正しい知識の指導、啓発に努めております。継続して周知することによる啓発効果を見込み、令和6年度も5年度同様に実施する予定です。

また、クールスポット（涼み処）については、公共施設内に開設すると共に、高齢者見守り推進事業者等においても、区民の方がより身近で利用しやすいものとなるよう検討を進めながら、開設する予定です。現時点で、クーラー購入・設置・修理に関する助成を行う考えはございません。

34. 高齢者の健康維持のため、好評であった後期高齢者医療保険加入者に「夏季区営プール利用引換券」配布を行うこと。

（区民部）後期高齢者医療制度被保険者の「夏季区営プール利用引換券」の配付につきましては、利用率が低く平成24年度で事業を終了させていただきました。区では、高齢者の健康を保持・増進するための事業として、区立公園水泳場共通の「割引利用カード」を発行しておりますのでご利用ください。

35. おおた健康プランに自殺対策が位置付けられたが、こども・若者総合相談センター（フラットおおた）、JOBOTAだけでなく、様々な相談窓口設置の増設やアウトリーチがより充実するための体制強化、専門職の増員など充実させること。

（健康政策部）各地域健康課保健師やJOBOTAの専門相談員、地域包括支援センター職員など様々な相談窓口の専門職が、自殺対策の関係部署として対応しております。また、令和元年度に開始した「インターネットを活用した自殺防止相談事業」では、臨床心理士や精神保健福祉士がメール等で相談を受け、実際の相談窓口につながる事例も見られております。

今後更に、各相談窓口の連携強化を図り、誰も自殺に追い込まれることのない大田区を目指してまいります。

- ☆ 36. 国はマイナ保険証を推進しているが、現行の健康保険証の存続を国に求めること。

（区民部）区としては、国保の被保険者の皆さんが確実に必要な医療を受けられるよう、周知、広報をはじめ、資格確認書の交付等、適切かつ迅速に対応していくことこそが重要だと考えております。国に対し現行の保険証の存続を求める考えはございません。

七. 尊厳ある生をまっとうするための介護保険に

- ★ 1. 第9期介護保険事業計画に向け、保険料負担増、要介護1・2の訪問・通所サービスの削減など、制度の崩壊につながるような改悪が検討されている。介護が必要な方々が必要なサービスが受けられるよう、制度の抜本的改善を国に強く要望すること。

(福祉部) 次期制度改正の内容について厚生労働省の社会保障審議会・介護保険部会において、様々な議論が進められ、昨年末に厚生労働省より令和6年度の報酬改定率+1.59%が示された所です。制度が創設された当初の平成12年と比べ、区における要介護・要支援認定者数は約3倍となり、介護保険給付費は約4倍に増加しております。

第9期計画期間では、団塊の世代全員が75歳以上の後期高齢者となる2025年を含み、介護サービス利用者の増加や給付費の増大が見込まれる中、適正な介護サービスを維持しつつ、持続可能な介護保険制度としていく必要があります。

そのような背景を踏まえ、区におきましては引き続き適正・適切な介護サービスを確保しつつ、給付と負担のバランスの取れた健全な財政を維持しながら、介護保険制度を適切に運用してまいります。

- ★ 2. 介護給付費準備基金(2022年度決算額約60億円)は、制度開始以来不足したことがない。介護保険料の引き下げをするため活用すること。

(福祉部) 介護給付費準備基金は、第1号被保険者からの保険料の剰余金を積み立てたものであり、計画期間内における給付費増等に要する保険料収納が不足する場合、同基金を活用し、財政の均衡を確保する機能を有しております。

第9期計画を含む各期の介護保険料を設定するにあたっては、保険料の上昇を抑制するため、介護保険事業の安定的な運営に必要な額を除き、適切な介護給付費準備基金を取り崩してまいります。

3. 保険料・利用料については、保険料段階を増やして最高段階の所得金額を引き上げ、区独自の減免制度をさらに拡充すること。

(福祉部) 介護保険料は、介護保険法の規定により国25%、都12.5%、区12.5%、第1号被保険者で23%、第2号被保険者では27%といった保険料の負担割合は国が定めております。このため、負担割合を超えて区が独自に負担額を増やすことは、国が制度の変更を行わない限り困難です。

区といたしましては、保険料額、第一段階から第三段階までの減免割合など、区の裁量が認められている範囲内で最大限の努力を行い、全国的には、基準額に対する第一段階の保険料率を介護保険法の本則に従い50%と定めている市区町村が多数あるなか、大田区は25%と、付則で定められる上限まで低所得者に対する配慮を行っております。

このほか、国が定める制度を活用し、さらに低所得者対策として、介護サービス利用料の区独自施策については、住民税非課税世帯で要件を満たす人を対象に、平成21年7月から利用者負担軽減制度を実施し、区の裁量において各種減免に取り組んでいるところです。

- ★ 4. 特別養護老人ホームは介護保険制度の重要な施設であるが、待機者は常に約1,000人という状況である。介護基盤計画を見直し、公有地の更なる活用や、小規模を含めて待機者数に見合った具体的な数の増設計画にすること。低所得者、特に国民年金受給者でも入所できる特別養護老人

ホームの増設計画を作ること。大森東に建設予定の特養ホームは早急に着手できるよう区が支援すること。

(福祉部) 特別養護老人ホームについては、令和5年4月現在区内に19施設、届出定員1,910床となっております。令和7年4月開設予定として大森東地区に区有地を活用した特別養護老人ホームの整備を進めてきましたが、社会情勢の急変による建設費の高騰等により、整備計画が大幅に遅延しております。このため、区は、整備法人の支援のため、令和6年度予算で、整備費の補助金に係る予算を増額要求しています。

今後も入所を希望する高齢者等の状況を踏まえ、引き続き整備を進めてまいります。

5. 介護予防・日常生活支援総合事業では、区は要支援1・2の方の介護サービスが1年目の節目に開催するサービス評価会議で、サービスを継続することで「一層の効果が期待できる方」については次期の目標を設定してサービスの利用を継続するとしているが、要支援1・2で希望する全ての方が必要なサービスが受けられるようにすること。

(福祉部) 総合事業は、住み慣れた地域で自分らしく生活するという目標に向けて、利用者やご家族、地域包括支援センターやサービス提供事業者等専門職が、取組の期間を定め、互いに目標を共有しながら自立に向けて取り組む事業です。

1年の節目に開催するサービス評価会議では、利用者の希望のほか、心身の状況、サービス利用の効果、家族の状況、居住環境、経済的状況など、様々な状況を総合的に勘案したうえ、サービス継続の可否を判断していただいております。

6. 訪問介護における生活援助の時間短縮分について実態を区としても調査し、必要な介護サービスが確保されるよう区が支援すること。

(福祉部) 訪問介護における生活援助については、サービス提供の実態を踏まえた上で、そのニーズに応じたサービスを効率的に提供する観点から、時間区分の見直しが行われております。

区としましては、介護に従事する限られた人材を効果的に活用し、適切な生活援助サービスが提供されるよう引き続き対応してまいります。

7. 老人保健施設・緊急ショートステイの拡充をすること。民間事業者が応募するのを待つのではなく、公有地の活用を図り基盤整備計画をつくり推進すること。

(福祉部) 老人保健施設については、現在6施設となっております。緊急ショートステイは、利用状況を鑑み必要数を確保しているほか、平成27年度の介護保険制度の改正により、緊急短期入所に係る加算については、緊急時の円滑な受け入れが促進されるよう見直しました。

公有地については、高齢者施設の整備に向けて、区のみならず、国や都の公有地情報についても収集に努めてまいります。

緊急ショートステイにつきましては、利用状況を鑑み、引き続き必要数を確保してまいります。

8. 小規模多機能型居宅介護事業所（通い、訪問、宿泊）、定期巡回・随時対応型訪問介護事業所、軽費老人ホームの整備は進んでいないので、増設が進むよう、区が支援を強化すること。

(福祉部) 小規模多機能（以下、小多機）型居宅介護は、令和6年1月現在区内で7事業所、看護小多機は1事業所の整備が進んでおります。また、定期巡回については、令和4年4月に開設した事業所を含め、5事業所が整備されています。

令和5年度には、小多機1事業所について、公募による補助事業の事業者を選定し、整備計画を進めております。また、大森東地区に整備予定の特別養護老人ホームには、看護小多機を併設する予定ですが、整備計画が遅延しているため、特養と合わせて、早期開設に向けて整備法人を支援してまいります。

小多機及び看護小多機については、運営事業者の参入を促進するため、令和6年度予算において、開設当初の運営費に係る補助金について、補助率の引き上げを要求しております。

今後も次期計画である「第9期介護保険事業計画」に基づき整備費補助等を活用し、整備を進めてまいります。

9. 第9期大田区介護保険事業計画では、更に、認知症グループホームの建設計画を拡充すること。また、利用料が高額になっているため、利用者の負担軽減のために開設時の都の補助制度だけではなく、区独自の助成制度を増額すること。また、運営費の補助を抜本的に増額すること。

(福祉部)「第9期大田区介護保険事業計画」の中で認知症高齢者グループホームの整備支援を計画化し、区民に公表する予定です。

認知症高齢者グループホームの開設支援として、区では、東京都独自の補助事業や地域医療介護総合確保基金を活用した整備費及び開設準備経費に対する補助制度を実施しております。この補助制度を活用した施設では、補助制度を活用していない施設に比べて、利用料金が低めに設定されております。

10. 認知症グループホームの利用者に対し、月額3万円の補助を行っている自治体もあるので、区独自の補助を行うこと。

(福祉部) 区では平成30年度からグループホーム整備費補助金等を活用した事業所を対象に家賃等の軽減を目的に月7千円の補助を実施しております。

11. 視覚・聴覚障害者が孤立せず安心して生活できる介護施設をつくることや、専用のフロアのある介護施設を作ること。

(福祉部) 高齢に伴い視力や聴力が衰えても、施設内で生活を継続している方もおられます。急速に高齢化が進む中で、障がいの有無に関わらず、入所者の個々の状況に応じて適切な介護サービスを提供していくため、介護従事者の質の向上や介護と障がい部局との連携等について、区としても積極的に取り組んでおります。

- ☆ 12. 介護施設職員に対し、障害者の特性を理解するための研修プログラムを策定し、実施すること。

(福祉部) 介護施設においては、障がいのある方を含め高齢による様々なコミュニケーション上の困難を抱える方が利用していますが、各施設ではご本人に応じた支援を行っております。区としては、令和2年9月に施行された「大田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例」を介護事業者へ周知し聴覚障害の方及び手話への理解を深めるよう事業者へ働きかけを行いました。

区では今後も、地域共生社会の実現に向けて障害の特性に応じて一人ひとりが安心して介護サービスを利用できるよう、障害福祉課等と協力し、運営する介護事業者に働きかけを進めてまいります。

13. 介護労働者は低賃金で現場では人手不足が深刻となっている。国は介護従事者の処遇改善費月6,000円引き上げを計画しているが民間より7万円も給与が低いと、国に引き上げを求め、更に区も支援すること。また、処遇改善加算が介護職員の賃金に反映されていることを、区が確認

すること。都の高齢社会対策区市町村包括補助事業も活用し、保育士等の宿舍借り上げ支援事業や保育士応援手当のような直接支援を介護従事者にも行うこと。

（福祉部）区では、介護人材に係る調査等により、事業所における人材の確保状況、離職率等の実態の把握に努めております。処遇改善加算を取得した事業所は取得した処遇改善加算額を介護職員に支給することが前提であり、事業所の責務と認識しております。区としましては厚生労働省からの通知に基づき、介護事業者の実績報告書の提出を求め、支給内容の点検を行っております。

実態調査や国・都の動向を注視しつつ必要な支援については検討してまいります。

14. 日中独居・同居家族の有無など高齢者の実態に合った適正な介護サービスが受けられるよう区は独自の支援をすること。特に、病院の待ち時間などの付き添いの介護サービスを対象とすること。

（福祉部）介護保険給付は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものです。引き続き適正な介護給付に努めてまいります。また、病院内では基本的に医療制度が優先となり、待ち時間について基本的には介護給付対象にはなりません。本人に特段の事情があり、付き添いが必要な理由等があった場合はプランを立てたうえで給付を行っております。

なお、区の独自施策である「家族介護ホームヘルプサービス」の中で「院内介助」を認めております。

15. 調査公表手数料は介護保険制度で規定しているにも関わらず介護保険事業所の負担となっている。収益が上げづらい介護保険事業者を受益者と見ないで、補助を実施すること。

（福祉部）介護サービス情報の公表制度は、利用者がより適切に事業所を選択できるよう支援する仕組みであり、選ばれる個々の事業者も受益者となることから、手数料を徴収することとなっております。

このような制度の趣旨から、補助の実施をする考えはございません。

16. 介護保険認定調査員の研修を充実させ、高齢者の尊厳を守る対応とすること。高齢者が東京都介護保険審査会に不服申立をしたとき、区が丁寧な支援をすること。

（福祉部）現在、区では認定調査員研修について、新規研修（Eラーニング）と、現任研修を実施し、委託先調査員の資質向上に努めております。また、厚生労働省が開催する認定調査員能力向上研修や、東京都が開催する認定調査指導員研修等にも職員を派遣し、能力の向上に努めております。

なお、要介護認定及び要支援認定に関する処分については、介護保険法に基づき東京都介護保険審査会に審査請求することができます。

17. 末期がん患者は介護認定が軽度になりがちで、要支援になってしまうケースがあり、心身の状況が急激に悪化するため、必要な支援が受けられない状況となっている。よって医師会と連携し、迅速な暫定ケアプランの策定及び例外給付ができるようにすること。また、国に対し末期がん患者の介護認定の改善を求めること。

（福祉部）要支援及び要介護1の方で末期がんの急速な状態変化により短期間のうちに日常的に起き上がりや寝返り等が困難となることが確実に見込まれる場合、福祉用具貸与の例外給付が認められることについて、介護認定審査会委員に継続して周知してまいります。

なお、福祉用具貸与の例外給付を行う場合や認定結果が出る前に福祉用具貸与の例外給付が必要となる場合には、その手続きについてご家族やケアマネジャーの方にご案内いたしますので、ご相談ください。

八. 子育て支援・高齢者・障害者福祉のために

子育て支援のために——保育園に関係すること

- ★ 1. 子育て世帯の経済的支援のため、地方自治法の立場から保育料改定の視点に「公平性」「受益と負担の関係性」の考えを持ち込まず、「公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し」という 10 条 2 項の立場を厳守し、所得に関係なく大田区独自に第 1 子も 0～2 歳児の保育料を無償にすること。延長保育料も無償にすること。

（こども家庭部）現在の保育料は、区議会からも参加いただいた大田区保育園・学童保育保育料検討委員会でも在り方を取りまとめ、その考え方に沿って提出した条例案を議決していただいたものです。

令和元年 10 月から開始された幼児教育・保育の無償化により、3～5 歳児に加えて 0～2 歳児についても住民税非課税世帯等の保育料が無償化されました。さらに令和 5 年度からは第 2 子の保育料も無償化するなど、必要な負担軽減策を講じております。

2. 保育の公的責任を果たすため、区立保育園の民営化計画は中止すること。

（こども家庭部）社会経済状況や保育ニーズが不透明な状況にあること等の理由から、民営化に係る委託事業者の募集は見送っております。

3. 区は保育園待機児童が 2023 年度も 0 だったとしているが、来年度までに認可保育園を希望した全ての児童が入園できるようにするため、2023 年度の認可保育園不承諾数に見合った計画で区立保育園を増設すること。そのために都知事も進める国・都・区の遊休施設や公有地、民有地活用などで、増設すること。

（こども家庭部）区内全域に一定の保育基盤の整備が進んだと考えております。今後の施設整備については、就学前人口の変化や地域ごとの欠員数などの保育ニーズを把握して分析するとともに、保育を取り巻く環境を慎重に見極め、検討を進めてまいります。

4. 引き続き物価高騰で私立保育園の運営経費は圧迫されている。大田区として物価高騰対策費を支給すること。また、区立保育園に対しても対策を行うこと。

（こども家庭部）物価高騰への対策については、引き続き国の交付金を活用しながら時宜にかなった対応を行ってまいります。

- ☆ 5. 「多様な他者とのかかわりの機会の創出事業」のモデル実施が始まったが、園に慣れていない乳幼児を預かるので、その安全を確保するために、人員配置ができるよう対策すること。

（こども家庭部）事業の実施に当たっては、東京都が制定した「多様な他者との関わりの機会の創出事業実施要綱」で規定されている基準に基づき、適切に対応してまいります。

6. 育児休業から復帰した保育園の職員、また子どものいる職員を雇用している場合の職員調整のための補助を実態に見合うように拡充すること。

（こども家庭部）平成 27 年度から、保育の質の向上及び子育て中の職員の勤務軽減等を目的とし、法外援護費において常勤・非常勤を問わず、国及び区の基準を超えて施設独自の保育士

を配置している場合には特例保育の人数に応じて加算の対象としております。

7. 保育士等キャリアアップ補助及び保育サービス推進事業は実態に合わず、保育園の負担になっている。職員確保と保育の質の充実のために、抜本的に職員処遇費を引き上げるよう都に求めること。

（こども家庭部）東京都は、社会福祉法人等が設置する保育所を対象とした「旧東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助」を平成 27 年度より廃止し、新たに「保育士等キャリアアップ補助」及び「保育サービス推進事業」を創設いたしました。

キャリアアップ補助金で保育士等の専門性を高め、やりがいを持って働くことができるよう、保育士等のキャリアアップに向けた取組に要する費用の補助を行っております。また、サービス推進事業補助金で特別保育事業や子育て支援事業など地域の実情に応じて推進するための取組に要する費用の補助を行っております。

社会福祉法人・宗教法人・個人が運営する私立保育園には東京都が直接補助を行っております。その他の株式会社等が運営する私立保育園には大田区を通じて補助を行っております。

区が補助を行っている実績は、以下の通りとなっております。引き続き現行の補助金制度の活用を促進してまいります。

※ 令和 4 年度実績（株式等、区が補助する施設分）

- ・キャリアアップ補助金 110 園中 110 園に補助
- ・サービス推進事業補助金 110 園中 107 園に補助

8. 子どもたちの安全ですこやかな成長を保障するため、保育室の面積基準を拡充するよう都に求めること。

（こども家庭部）保育所の面積は「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」で定める基準を踏まえ、適切に対応してまいります。

- ★ 9. 1 歳児は子ども 5 人に対して 1 人の保育士の配置、4, 5 歳児は約 70 年前に制定された 30 人に 1 人の配置のままとなっているが、乳児は午睡時の 5 分おきの呼吸の確認、夏のプール指導など仕事量が過重になっている。子どもの命を守るため、常勤保育士の配置基準の見直しを国に求め、区独自で更に増員を行うこと。

（こども家庭部）職員配置基準は、児童福祉法により定められた「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」等で規定されており、この基準に則って保育所等における児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準の確保を図っております。

私立認可保育所等については、運営費の加算を設け、職員体制の充実を図っております。

10. 午睡時の乳幼児突然死症候群（SIDS）防止のため、職員を増員すること。

（こども家庭部）保育所保育指針において、午睡は一人一人の生活のリズムに応じて、こどもの発達の状況も踏まえながら一律とならないよう配慮することと定められております。また、区の指導検査基準では、うつぶせ寝を避けて仰向けに寝かせ、必ず職員がそばで見守ることとしております。

そのため、午睡の対応は計測機器に委ねることなく、児童の顔色、呼吸、体温、体位、睡眠状態などを一定の時間ごとに職員が直接確認することとしております。

11. 小規模保育所など地域型保育所は原則 A 型とすること。B 型保育所に勤務する無資格者に対し

ては資格取得ができるよう援助を強めること。

(こども家庭部) 子ども・子育て支援法により、小規模保育事業や事業所内保育事業については、保育従事者全員が保育士資格者であることを要件とする事業類型A型と、5割以上を保育士とするB型が定められております。保育の質の向上を目的として、無資格者が従事する現状を改善すべく、区では、都道府県が行う研修の受講・修了を勧奨しております。

また、保育士資格の取得援助につきましては、国・都の保育従事職員資格取得支援事業に基づき、区として対象者への補助を行っており、本制度の活用に向けてさらなる周知を行ってまいります。

- ★ 12. 保育園の待機児童はゼロになったので今後は保育園の質の向上という目標に向かうとしているが、相対的に低い保育士の給与では、続けられず、若年保育士の離職が進んでいる。保育士確保のために保育士応援手当の削減はやめ、拡充し継続すること。また、勤続年数で制限せず、パート、非常勤についても時間数に応じて対象とすること。

(こども家庭部) 区内全域に保育基盤が整備され、待機児童が3年連続で解消したことなどから、現在新規の認可保育所の整備計画はございません。

そのため、本手当の目的を保育士の大量確保から区内施設への定着を促進して更なる保育の質の向上を図ることに変更し、令和6年度から支給対象等を見直す必要があると考えています。

13. 保育士応援手当を拡充し、事務職員、看護師、栄養士、調理師においても応援手当の支給をすること。

(こども家庭部) 保育士応援手当は、保育士の区内保育施設への定着促進を目的としていることから、対象者を拡充する考えはございません。

14. 大田区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金の継続を都に要望し、都が廃止した場合は、区が独自で支援すること。

(こども家庭部) 宿舍借り上げ支援事業は、保育園の運営や各職員の生活を支援する上で重要である一方、これを区の独自施策として維持することは困難であることから、国や東京都に対し、特別区長会を通して本補助事業の継続を要望してまいります。

15. 保育士不足を解消するため、保育の専門学校や短大・大学に行くための区独自の給付型奨学金制度を拡充すること。

(こども家庭部) 保育士資格の取得を支援する施策として、国・都の事業に基づく保育士資格取得支援事業を行っております。この制度では、保育士試験受験料等に係る経費、養成施設卒業により資格取得する場合の受講料等の補助を行っております。

国・都による財源を十分に活用し、引き続き保育士資格取得を支援してまいります。

16. 認可外保育施設について、区が積極的に巡回訪問し、都と連携し指導を実施すること。

(こども家庭部) 区は、東京都による認可外保育施設への立入調査や巡回指導の際に立会いを行い、児童の安全確保と保育サービスの質の向上を図ってまいりました。令和元年度からは幼児教育・保育の無償化が始まり、認可外保育施設に対する区の関与が法律で定められたため、区による指導検査と巡回訪問を実施しております。

さらに、令和3年度からは、保育担当係長を一部の区立保育園に配置し、認可外保育施設との連携強化を図っております。

17. 延長保育の需要が増えているため、人員配置に困難が生じている。パート職員や正規職員の超過勤務による対応ではなく新たな正規職員（有資格者）を配置して実施できるような経費補助を行うこと。

（こども家庭部）延長保育については、法外援護において実施施設が常勤保育士を配置する経費の補助を行っているほか、延長保育事業費としてパート職員の雇用に要する経費補助を実施しております。

18. 延長保育時間については 19:30 までや 20:15 までなど、各園で様々となっている。延長保育時間を統一するなど、公平にサービスを受けることができるようにすること。

（こども家庭部）延長保育については、通常の開所時間を超えて行う保育であり、保護者の就労形態の多様化に伴う延長需要に対応するために、昭和 56 年から実施されております。当初は市町村事業として実施しておりましたが、就労形態の多様化や長時間の通勤等の要因により、日々変動する延長保育の需要や緊急・一時的な保育需要に対し、必ずしも柔軟に対応できるものではなかったことから、平成 10 年に保護者の要請に弾力的に対応できる保育所の自主事業として実施するよう、改正された経緯がございます。

令和 5 年度の私立認可保育園の延長保育事業は 155 園中、153 園が実施しており、概ね公平性は保たれております。

19. 私立保育園の延長保育事業費補助は、20 名を超えた場合、5 名刻みなど、人数と実態に応じて補助額を増額すること。

（こども家庭部）延長保育事業については、延長保育事業費補助を実施しております。また、定額補助として保育士配置加算及び緊急運営費の加算を行っているほか、実績人数に応じたパート保育士経費及び補食費の支援も行っており、特別区の中でも充実した内容であると認識しております。

今後も延長保育の実績を把握しつつ、実態に応じた補助の仕組みにつきましては、引き続き検討してまいります。

20. 園庭のない保育園が増えているため、代替遊戯場（近隣の公園）に移動する際の安全を確保するため、保育士を特別に加配できるよう補助すること。

（こども家庭部）保育士の配置については、保育児童数に見合った職員数を適正に配置するよう努めております。代替遊戯場に移動するための加配は考えておりません。

21. 全ての私立認可保育園に専任の事務職員を正規常勤職員として配置することを基準とするよう国に求めること。

（こども家庭部）子ども・子育て支援制度においては、認可保育所に事務職員 1 名の配置を求めており、公定価格にその職員分が含まれております。また、事務職員雇上費加算を認定した施設については、公定価格に加算分を含めております。

22. 休日・年末保育は区立区営園でも行うこと。

（こども家庭部）休日保育及び年末保育については、区立民営の保育所を中心に受け入れ体制を整えており、ニーズに対応できる環境を整備しております。

23. 夜間保育は他の自治体でも実施しているように、区立保育園・認可保育園で実施すること。

（こども家庭部）現時点において認可保育所で夜間保育を実施する予定はございません。

24. 病児・病後児保育を大幅に拡充するための計画を作ること。地域格差をなくすため、施設改修の

人員増員など、医療機関や保育事業者等への支援を行い、少なくとも各特別出張所管内に 1 か所は整備すること。病児保育送迎事業を本格実施し、拡充すること。

（こども家庭部）病児・病後児保育は、回復期に至らない病児を対象とする医療機関併設型はもちろんのこと、病後児を対象とする施設でも医療機関との密接な連携のもとで事業を実施する必要があります。

今後の施設整備及び送迎事業についても、引き続き医療機関等の協力をいただきながら、利用実績等の面から病児保育ニーズを把握・分析し、最適な実施方法を検討してまいります。

25. 保護者の求職期間については、雇用情勢が悪化しているため、3 か月から 5 か月に戻すよう国に求めること。

（こども家庭部）求職活動内容によっては個々の状況に合わせて対応しております。今後も国及び周辺自治体の状況を踏まえながら、区として適切に対応してまいります。

26. 私立保育園の法外援護費を元に戻し、更に拡充すること。

（こども家庭部）法外援護費の基準や内容については、待機児童が解消している現状、国における処遇改善の方向性や現在の保育内容に即した一定の精査が必要であると考えております。保育の充実等に向けて、当該事業の目的や基準などを改めて整理してまいります。

27. 看護師の配置は、O-111、O-157、新型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症対策など、子どもの命、健康を守るため、区立、私立保育園とも全園にすること。また栄養士は、命にもかかわるアレルギー食対応や給食調理の際の衛生管理の責任を果たすため巡回指導では不十分なので、全園に配置すること。

（こども家庭部）0 歳児保育を実施する保育所には看護師 1 名を配置することとしており、看護師を配置する民間保育所に対しては運営費の補助を行っております。また、栄養士についても公定価格における栄養管理加算や区の補助を行うことで、専門性を生かした対応が講じられる安全・安心な環境を整備しております。

28. アレルギー児が増加しており複雑化しているため、職員・施設・食材の対応が困難であり、都の補助金制度では不十分である。障害児向け統合保育費のように「特別支援児」として、アレルギー児に対して特別加算をすること。

（こども家庭部）現行の公定価格において、食事の提供にあたり、栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的な指導を受ける施設に対し、栄養管理加算を行っております。

なお、園がアレルギー児に対して個々の対応（アレルギー食材の除去、代替食の提供など）を行うことによる経費などについては、引き続き、都の制度である保育サービス推進事業を活用してまいります。

29. 大規模災害時の大田区の防災計画及び対策を、保育の現状をとらえ、さまざまな状況を想定し、保育関係者の意見を取り入れて、全ての保育園で見直すこと。

（こども家庭部）区は、区立保育園の運営を踏まえて災害対策に取り組んでおり、園児を保護者に引き渡すまでの期間を 3 日と想定するなどの計画としておりますので、現時点で見直しの予定はございません。

30. 災害備蓄費で簡易トイレ、ライト、バッテリー、ミルク（液体ミルク含む）、紙おむつ等が備蓄できるよう増額をすること。

(こども家庭部) 大規模災害時に児童の安全確保を図ることは、大変重要であると認識しております。区では、災害発生時に保護者が帰宅困難となった場合の対策として、東京都帰宅困難者対策条例を踏まえ、保育施設に対して3日分の園児用備蓄食料・保存水を備えるための経費補助を実施しております。また、簡易トイレ、ライト、自家発電機、粉ミルク、紙おむつ等の災害用備品は既に配置のうえ、管理運営しております。

公定価格にある施設機能強化推進費加算では、総合的な防災対策の強化を図るため、備蓄食料等だけでなく、物品の購入、防災研修費等も助成対象となります。本加算の令和4年度の申請実績は、園全体の7割程度にとどまっておりますので、今後十分な活用を呼びかけてまいります。

31. 防災計画の災害時の避難場所等について、在園児を連れて移動は困難であるため、早急に現実に可能な計画の検討をすること。

(総務部) 震災時に延焼火災の危険がある場合、広域避難場所への避難が必要となります。この際、自治会・町会単位で避難するための集合場所として「一時集合場所(いつときしゅうごうばしょ)」を指定しております。

現行では、自治会・町会で一時集合場所の確認を行い、各保育園等で避難訓練等を実施しております。

32. 園の建物の点検は専門家ではない園長では難しいので区は所管課と連携して安全対策を図ること。

(こども家庭部) 保育園の日常点検は園長が行っておりますが、定期点検については建築関係の所管課と連携し、専門職による点検を行っているほか、園からの安全対策に関する相談にも応じております。

33. ビルの上層階の一室などを活用した保育園が増えている。乳幼児の安全のために、災害などの緊急の場合に備え、連絡機器が配備されていても職員配置がなければ命が守れない。以前行っていた2階以上に保育室のある園の保育士配置を増員させること。

(こども家庭部) 1階と2階に分かれて保育を実施している施設については連絡機器の配備等を行い、職員間の連絡体制を整備しております。また、緊急の場合に備えて避難訓練を定期的に行うなど安全確保に向けた各種の取組を実施しております。

職員配置基準については、引き続き国や東京都の動向を注視してまいります。

34. 児童の安全確保を図るため、全ての私立保育所へ緊急地震速報の受信機を導入すること。スマートフォンや携帯電話で対応するときは、その端末を導入・貸与すること。

(こども家庭部) 緊急地震速報はスマートフォンや携帯電話で受信できるようになっており、必ずしも専用受信機を整備する必要がなくなっていることから、運営経費の支援は考えておりません。

35. 保育園に設置されている、不審者侵入に備えた警察通報装置「学校110番」について、経年劣化により機器の取り換えが必要になっているので、その改修費用を補助すること。

(こども家庭部) 平成13、14年度において緊急対応の措置として、法外援護費の支給により全園への設置が完了しております。

また、その後の新規開設園についても設置補助を実施しております。保守点検費用についても非常通報装置保守管理経費として補助しております。

現在、警視庁のデジタル回線化に伴う対応として、令和5年度予算において、機器の更新が必要とされた施設に対して、更新に要する経費の補助を実施しております。

36. 区から民間委託する保育所の大規模修繕や改築の時期を早急に明らかにすること。修繕が必要な園舎は、今後も規模に関わらず区が責任を持ち、事業者とよく協議し、早急に対応すること。

（こども家庭部）民間委託を予定している園については、施設の現況を調査のうえ必要な修繕を行っております。民営化後についても事業者と十分な協議を行い、工事案件ごとに個々の判断をしております。

37. 民営化した区立園の園舎の改修および建て替えについて、区の建物を有償払い下げするだけでなく、国の補助制度等を利用して修繕や建て替えができるよう、区の補助金要綱や具体的手続き等を明確にして、事業者との建て替え協議に応じること。

（こども家庭部）民営化（民立民営）した園の園舎については、令和4年2月に策定した「保育園更新に関する方針」で施設を更新する際の具体的な方法などについて定めました。今後は当該方針に則って対応を行ってまいります。

私立保育園の園舎の改修、建て替えについては、随時相談に応じております。なお、施設の改修等を検討する場合は、国・東京都等への予算要求等が必要になりますので、計画を策定する前に個別相談をお願いしております。

38. 定期借地等により土地の確保を行っている認可保育園を設置・運営している全ての事業者に対して期間を限定しないで賃料補助をすること。

（こども家庭部）令和元年度から土地を借り受けて保育所を整備する事業者に対して、最大60か月の賃料補助を実施しており、今後も本制度の活用をご案内してまいります。

39. 私立認可保育園舎の賃借料補填加算の補助期間5年を見直し、制限をしないこと。

（こども家庭部）賃貸物件の保育所については公定価格の賃借料加算の対象となっております。また、法外援護費では開設5年以内の保育所について賃借料補填加算による補助を行っており、6年目以降についても条件により補助を行っております。

40. 私立保育園の年度当初の欠員は途中で解消される可能性があり、年度当初から認可定員に応じた職員配置をする必要がある。欠員対策費では不十分なので、認可定員に対する補助を行うこと。

（こども家庭部）0～2歳児の多くが保育所等を利用していない状況であり、国と東京都は空き定員を活用した施策を実施する方針を示しております。今後の対応については、国と東京都の動向などを踏まえながら判断してまいります。

41. 今年度の認可保育園の保留児童数990人から育児休業延長希望416人を引いても574人であり、依然として認可保育園の需要があるため、小規模保育所、認証保育所の認可化の支援を行うこと。

（こども家庭部）これまでは待機児童解消のため、運営事業者と協議を進めながら認可化移行に向けた支援を行ってまいりましたが、待機児童が3年連続して解消し、認可保育所に入園しやすい状況にあることから、認可保育所の整備を行う計画は現時点ではございません。

42. AEDが設置されていない既存の私立保育園に対し、新規開設園だけでなく区の責任で全ての保育施設にAEDを設置すること。園の状況によっては、複数配置できるような補助を行うこと。買い替えやバッテリー等消耗品の交換にあたっても補助をすること。

(こども家庭部) 平成 29 年度予算において、民間保育施設に対して AED を初めて設置する際の購入費用の一部(一施設当たりの上限額 39 万円)を独自に補助する制度を単年度で設け、区の保育施設の安全面の強化を図りました。平成 30 年度以降についても新規開設時に補助を行っております。

本補助は開設にかかる高額な費用負担の軽減策として行っていることから、買い替えや消耗品等の費用につきましては各園において通常の運営費の中で対応していただく方針です。

43. 園外活動や、園庭の無い保育園の代替園庭である公園へのルートは、警察、区、園と実地調査をして、ソフト面の対策だけでなく、横断歩道、カーブミラー、ガードレールの設置・改修などハード面の対策をし、安全対策をはかること。

(こども家庭部) 警察や庁内の関係部署と連携しながら、必要に応じて現地確認を実施し、注意喚起の看板の設置等を行っております。また、「大田区安全保育マニュアル(安全計画)」では、「目的地を下見すること」「複数の引率者で対応すること」「場面の切り替わりにおいて児童の人数確認を行うこと」などについて定め、ソフト面での対策も行っております。

引き続き、関係機関と連携しながら、保育所等における安全対策を進めてまいります。

(都市基盤整備部) 安全対策の要望があった未就学児童施設については、関係機関とともに適切な施設周辺等の安全対策を進めてまいります。

子育て支援のために――学童保育・児童館に関すること

44. 少子化対策を更に進めるために、学童保育料を無料にすること。

(こども家庭部) すでに少子化対策として、同一世帯で 2 人以上利用する場合に 2 人目以降の保育料を半額とする制度を導入しており、無料化については、考えておりません。

なお、事情により支払いの厳しい方に対しては、減免や免除等の配慮を行っております。

45. 児童館、学童保育の充実と質の確保、継承のため、児童育成指導員は正規職員を採用すること。

(こども家庭部) 今年度も引き続き、児童指導職の採用を行っております。今後も、児童館、学童保育の質の確保、継承のために必要となる職員数を確保いたします。

46. 児童館運営の民間委託は、株式会社等の参入もあり、官製ワーキングプアを生み出し、質の低下が懸念される。民間委託は中止し、区が責任をもって直営で行い、質の維持・向上を図ること。

(こども家庭部) 子育て支援サービスの拡充のため、今後も必要に応じて児童館の運営業務委託を図ってまいります。

委託事業者に対しては、委託開始前に必要な保育に関する研修及び現場引継ぎを実施します。委託開始後については、サービスの質の維持・向上のため、一部の直営館をエリアサポート館に指定し、委託施設の運営状況の確認の他、運営に関する指導支援の実施など区が責任を持って対応しております。

47. 民間委託された学童保育施設職員は低賃金で身分が不安定であるので、大田区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業と同様の支援等、処遇改善を区として行うこと。

(こども家庭部) 令和 4 年 2 月から国が学童保育事業に従事する放課後児童支援員等を対象に収入を 3 % 程度引き上げるための措置を実施するとしてことを受け、区は、児童館や放課後ひろば等の学童保育従事者に係る賃金改善を行う事業者に対して、当該処遇改善に要する費用の補助金交付を実施しております。

- ★ 48. 放課後ひろばに学童保育が完全に移行した児童館は、子育て支援サービスの充実のために活用し、児童館を廃止しないこと。

(こども家庭部) 平成 28 年に策定した「児童館のあり方」に基づき、放課後ひろばの開設等により、学童保育を休止した児童館においては、社会情勢や子育てニーズ等の変化を的確に捉え、子育て支援サービスの向上を図っております。

49. 希望する全ての児童が学童保育を受けられるよう、定員増で対応するのではなく学童施設を増設し、待機児童解消に取り組むこと。低学年の場合は仮眠が必要な場合もあり、すべての学童施設で生活の場としての学童保育の環境を整備すること。

(こども家庭部) 学童保育の保留児童解消のため、放課後ひろばの新設を含む整備や既存施設の定員見直しなどを行っております。また、急な体調不良等仮眠が必要な場合については、必要な休息場所を確保するなど柔軟かつ適切に対応しております。

50. 大田区が築き上げてきたこどもの安心・安全な放課後の居場所である学童保育事業を拡充させるため、児童や保護者の意見も聞き、自主的な活動が進められるよう支援すること。

(こども家庭部) 平成 27 年度からすべての児童の放課後の居場所として、学童保育を児童館から放課後ひろばに移行する計画を実施しております。放課後ひろば開設以来、保護者の学童ニーズが放課後ひろばに集中しており、保護者からは、安全・安心な放課後の居場所として支持を得ているものと評価しております。

引き続き放課後ひろばの設置を進めてまいります。

51. 放課後ひろば事業における学童保育事業の保育水準を充実するため、放課後子ども教室との一体化は行わないこと。

(こども家庭部、教育総務部) 放課後児童の居場所づくりに対する多様なニーズに応えるため、放課後ひろば事業は、放課後子ども教室事業と学童保育事業を小学校施設を活用し、一体的に整備・実施しております。

放課後ひろば事業は、安全安心な放課後の居場所として、国の「放課後子ども総合プラン」に基づき、学童保育事業と放課後子ども教室事業を一体的に実施するものです。

放課後ひろばでの学童保育事業は、児童支援員の資格要件や専用面積など条例で定めた基準に基づき実施しており、開設後も区職員により委託事業者の運営内容を随時確認し、保育水準を確保しており、今後も学童保育と放課後子ども教室の一体型を進めてまいります。

子育て支援のために——その他

52. 子育て世代に選ばれる自治体となるため、小中学校の入学祝い金を創設すること。

(こども家庭部) 子育て支援に関する金銭給付としては、児童手当等の制度があり、また、子育て家庭の就学支援としては、一定の所得に満たない世帯を対象とした就学援助費制度があることなどから、区独自の入学祝い金を一律に給付する考えはございません。

53. 出産にかかる費用は年々高額になっており、少子化対策・こどもの貧困対策のため、港区などでも実施しているように健康保険から支給される出産育児一時金と実際にかかる出産費用との差額分を区独自で支給すること。

(健康政策部) 出産費用は、正常分娩の場合は健康保険が適用されないため医療機関により差がございます。現在のところ、区として出産育児一時金と出産費用の差額分を区独自で支

給することは考えておりません。

少子化対策・こどもの貧困対策に関しては、関係機関が情報共有できる体制を整え、今後も協力し取り組んでまいります。

54. 母子の命と健康を守るため、妊婦検診を完全無料にすること。都や他自治体などとの協議待ちにならずにかかった費用を区独自で助成すること。そのために助成額の増額を都に求めること。

(健康政策部) 妊婦健康診査費用の公費負担及び里帰り等妊婦健康診査費用の助成は 14 回分まで実施しております。

妊婦健康診査は健康保険が適用されない自由診療のため医療機関によって費用に差があり、健診項目が異なる場合もあるため、区では区民に対する公平性の観点から、一定額を公費により負担しております。

また、妊婦健康診査費用助成は、受診者の利便性向上のため東京都、東京都医師会、特別区、市及び町村の協議により、都内全域で共通の内容で実施しております。各自治体で事情は異なるため、都に助成額の増額を求めることは考えておりません。

55. 不妊治療について、保険適用されたが、まだ不十分で治療費に見合わないのを都に充実を求めるとともに、区独自に助成をすること。

(健康政策部) 不妊治療は、令和 4 年 4 月 1 日から健康保険が適用されました。それに伴い東京都は、保険適用された特定不妊治療に併せて行う先進医療にかかる助成制度を創設いたしました。

区では、令和 5 年 4 月 1 日から、都の新たな助成制度と併せた上乗せ助成を開始しております。

56. 少子化対策・こどもの貧困対策をして「子育て世帯に選ばれる大田区」とするために、子育て世帯への家賃補助を行うこと。

(まちづくり推進部) 居住支援協議会において、高齢者やひとり親世帯等を対象とする住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居支援をはじめ、様々な議論を進めておりますが、現在、区による家賃助成を行う予定はございません。

57. 糀谷・羽田地域では児童館が子育て支援機能を補完しているが、不十分なため「子ども家庭支援センター糀谷・羽田」を設置すること。

(こども家庭部) 学童保育事業を終了した東糀谷児童館では、乳幼児親子事業や子育て相談を充実させております。また、萩中児童館では一時保育を実施しているなど、糀谷・羽田地域は、児童館を活用して子ども家庭支援センターと同等の子育て支援機能を整備しておりますので、現時点では増設の予定はございません。

58. 児童相談所の開設にあたり、児童福祉司、児童心理司、保健師、一時保護所職員等の確保が必要である。研修に数年かかることなどから職員体制を含めた計画を示すこと。また、開設準備には専門家の意見を聞くなど充実させること。早期開設を目指すこと。

(こども家庭部) 区は、令和 4 年 2 月に「大田区児童相談所 人材確保・育成計画」を策定し、職員体制の整備、人材確保・育成等に向け、計画的に進めております。また、学識経験者や弁護士、区内の児童養護施設施設長等の専門家で構成するアドバイザー会議を平成 30 年度に設置し、施設設計や運営についてご助言を頂き反映に努めてきております。令和 4 年度からは分科会方式を用いてより詳細な検討を進めてきました

開設の時期につきましては、施設整備の状況などを踏まえ、令和8年度中の適切な時期を予定しております。

59. 「こども発達センターわかばの家」は相談数の増加により、相談を受けるまで数か月待ち、親子通所が1年限定などの問題が指摘されているため、体制の拡充をすること。また、分館が設置されたが、糀谷・羽田地域にも増設すること。指定管理は止め、区が直営で行うこと。

(福祉部) こども発達センターわかばの家については、令和2年度に西六郷分室を設置し、本館や各館の役割分担を明確化することで機能強化を図りました。相談を受けるまでの待期期間については、現在約2か月間ですが、今後も待期期間縮減に努めてまいります。

また、運営については、引き続き、高い専門性と実績のある社会福祉法人による業務委託により実施し、糀谷・羽田地域に増設する予定は現時点ではありません

60. 発達障害には早期の対応が重要である。区民への学習の機会を増やし、「5歳児健診で多くの軽度発達障害児や軽度精神遅滞児を就学前に発見できる可能性があります」と厚生労働省も認めている5歳児健診を実施すること。

(福祉部) 障がい者総合サポートセンターでは、平成25年度から教育委員会と共催で、区民の理解を深めるための発達障がいシンポジウムを新型コロナウイルス感染拡大前の令和元年度まで開催してまいりました。

令和3年度は、さぽーとぴあ医師による「発達障がいを学ぼう」と題し、講演会を開催いたしました。また、発達障がいの理解啓発として、毎年パンフレットを発行し、周知しております。

今後も、発達障がいに関する区民へのさらなる理解促進に向けて取り組んでまいります。

(健康政策部) 保健所では、1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査において、精神発達に関する問診の工夫などにより発達障害の早期発見に努めております。また、必要に応じて保健所の乳幼児発達健康診査で、小児神経科医と心理職による診察・面接相談を行い、適切な専門医療機関やこども発達センターわかばの家等の療育機関を紹介するなど早期からの支援を行っております。

5歳児健康診査につきましては、他自治体の取組み等を注視し検討してまいります。

61. 発達障害児の放課後デイサービスは、多くの事業者が参入し、質の低下が問題になっている。現状を調査し、子ども1人1人の障害特性に寄り添った事業に拡充するよう指導し、事業内容に応じた補助をすること。

(福祉部) 放課後等デイサービスは、国の定める基準に則り、実施するものです。必要に応じ、区が事業所を訪問し、実施状況について、確認、指導助言しております。

また、給付費により運営が行われ、適切な報酬が支払われております。区独自の補助については考えておりません。

62. インフルエンザ、おたふくかぜ等について、定期予防接種化を国に要望し、他区でも行っているように区独自でも助成をすること。

(健康政策部) インフルエンザワクチンについては、生後6か月以上15歳(中3相当)以下の区民に対して一部助成を継続してまいります。

おたふくかぜワクチンについては、現在、国において定期予防接種化に向けたワクチンの効果と安全性についての議論が慎重に行われております。

区の助成制度の導入については、このような国の動向を踏まえ、引き続き、ワクチンの有効性に関する研究結果や国の動向等を注視してまいります。

なお、上記のとおり議論されておりますので、定期予防接種化を国に要望することは予定しておりません。

63. 子どもの医療費助成が高校 3 年生相当年齢まで拡充されたが、未申請者が出ないようにすること。

(こども家庭部) 対象年齢拡充に伴う申請手続きについて、広く区民の方に周知するため、区報やホームページにより広報を行いました。また、対象者へ個別に申請を勧奨し、未申請者についての再勧奨を含め、三度の勧奨を行うなど、未申請の抑止に努めました。

64. 子どもへの虐待は年々増加している。大田区子育て世代包括支援センターと健康政策部との連携・体制強化し、職員の増員をすること。

(健康政策部) 乳幼児健診未受診者について、養育状況の把握を行い、連携して個別支援の強化に努めています。

(こども家庭部) 子ども家庭支援センターを大田区子育て世代包括支援センターに包含し、母子保健施策の保健師と子育て支援施策の子ども家庭相談員(福祉職・保健師等)が緊密に連携できる体制と人員を整えております。

乳幼児健診未受診者については、既に健康政策部において健診勧奨期間等の見直しを行い、養育状況が確認できない未受診者がいた場合は毎月子ども家庭支援センターに報告し、調査に繋げております。

- ☆ 65. 都の 018 サポート事業を来年度も継続するよう都に求め、区でも独自に支援をすること。

(こども家庭部) 018 サポートの継続については、東京都において社会情勢を踏まえながら検討するとされており、今後も情報収集に努めてまいります。現時点で区独自で支援する考えはありません。

高齢者福祉の充実のために

- ★ 66. 後期高齢者医療制度は、75 歳以上の高齢者を差別と負担増で苦しめている。2022 年 10 月より窓口負担が 2 割となったが、直ちに元に戻すよう国に求めること。また、後期高齢者医療制度を廃止するよう国に求めること。また、区独自で医療費の窓口負担を無料にすること。まず当面は半額にすること。

(区民部) 後期高齢者医療制度は、世代間の負担のバランスを調整するために導入されたものと認識しております。平成 25 年の社会保障制度改革国民会議報告書においても「現在では十分に定着している制度と考えられ、今後は現行制度を基本としながら実施状況等を踏まえ必要な改善を行っていくことが適当である」とされ存続の方向でまとめられております。国保制度改革が実現した現段階では、後期高齢者医療制度の見直しについて動向を注視しており、国に制度廃止を求める予定はございません。

後期高齢者医療制度は、費用の大部分を公費や現役世代からの支援金で賄われております。持続可能な医療保険制度として確立し維持していくためには、負担と給付の公平性があり、高齢者と現役世代の両方が安心して納得できる制度にすることが求められております。窓口負担や保険料など、後期高齢者被保険者にも負担能力に応じた負担を求めざるを得ないもので

す。制度の見直しには、被保険者に過度な負担とならないよう慎重な検討が必要であり、国の責任において万全の策を講ずべきです。従いまして区独自で窓口負担の無料化及び半額化に取り組む考えはございません。

67. 2023 年度で入新井包括支援センターの委託事業者が職員不足のため撤退した。職員体制確保のため区が委託費など増額をすること。役割が増大している地域包括支援センターは、高齢者人口が増え、独りまたは夫婦のみの世帯が増加しているため、少なくとも中学校区に 1 つ (28 ヶ所) 作ること。また、区民への広報に努め、誰一人知らないということが無いよう、全ての高齢者に郵送で知らせるなど、周知徹底をはかること。

(福祉部) 地域包括支援センターの配置については、地域や区民に身近な特別出張所の区域を基本に設置を行い、地域力を活かした高齢者を支援する体制づくりを進めております。今後も高齢者人口の増加等に応じた整備を進める予定です。

地域包括支援センターの委託料については、法令及び国等の通知に基づき適切に支出してまいります。

広報については、区報への掲載をはじめ、適切に周知を昨年も行っており、引き続き広報を行ってまいります。

68. 家族介護者支援を更に進めるとともに、認知症・寝たきりの 65 歳以上の高齢者へ、かつて区が行っていたように月 2 万円の介護支援手当を創設すること。

(福祉部) 家族介護者支援については、地域包括支援センターにおいて介護者からの相談を受け、個々の状況に応じた丁寧な対応を行っております。また、家族介護者支援ホームヘルプサービス事業や介護者向け情報誌「ゆうゆう」の発行など、在宅介護を支える施策も実施しているため、新たな介護支援手当の創設については考えておりません。

69. 高齢者数の増加に見合うように寿祝い金・長寿祝い金を増額すること。また、敬老金を復活すること。

(福祉部) 区では、88 歳、100 歳、区内最高齢の方を対象に、寿祝金・百歳以上長寿者祝金を贈呈しております。高齢者対象見込数や制度の持続性など考慮し、適切に対応しております。

70. シルバーピアは実態に見合った増設計画を作ること。特にオーナー希望は通年受付とし、迅速に対応すること。

(福祉部) シルバーピアについては「おおた高齢者施策推進プラン」に基づき、取り組んでおります。

71. 高齢者アパートは公営住宅法に基づき、自治体の責務を果たし、実態に見合った計画をつくり、増設すること。

(福祉部) 高齢者アパートについては、増設の予定はございません。

72. 区は包括的な見守り体制に責任を持ち、高齢者の孤独死をなくすため、独り暮らしの全ての高齢者への安否確認活動を拡充するためにも緊急通報サービス紹介事業は無料とすること。また、高齢者見守り推進事業者に謝礼等を支給すること。

(福祉部) 緊急通報サービスは区内にお住いの 65 歳以上の方や障がいをお持ちの方を対象にしたサービスです。

利用者の緊急通報により緊急連絡先への連絡や救急車の手配等を行います。また、要件を

満たした上で大田区社会福祉協議会に申込みをした場合、利用料の一部を1回に限り助成する制度もあります。引き続き、自宅での体調不良や死亡に至る事故等を未然に防ぐなど、見守り体制の強化に努めてまいります。

高齢者見守り推進事業では、見守りキーホルダー登録事業、民生委員の協力によるひとり暮らし高齢者への訪問を行っております。区の各地域では、自治会・町会、民生委員、事業者などの連携により、地域の特性を生かした見守り事業が進んでおります。

また、区内の地域包括支援センター全てに、見守りささえあいコーディネーターを配置し、地域包括支援センターを核とした、地域の方と連携した高齢者を見守り支え合う体制の強化に取り組んでおります

高齢者見守り推進事業者へ謝礼を支給する考えはございません。

73. いきいき入浴券の自己負担を他区で行っているように無料にし、利用制限をしないこと。申請主義をやめ、対象者全員に郵送すること。

(福祉部) いきいき高齢者入浴事業は、定期的な外出を通し、高齢者の健康維持と地域でのふれあいを促進することを目的としております。多くの高齢者の方に、年間を通じて継続的にご利用いただくために、月毎の利用回数、自己負担は継続していく考えですが、令和3年度から無料券(「ゆ〜体験」)を1枚追加しております。

また、入浴証の交付につきましては、適正な入浴証の使用及び公衆浴場での保管のリスクを考慮し、平成28年度に「交換方式」から「申請方式」に改め、平成30年度からは利用者の利便性を考慮し「自動更新方式」を取り入れるなど、管理・運営上の改善に努めております。

74. 年間4枚の健康回復利用券(マッサージ券)を月1回使えるように増やすこと。指定施術所だけでなく、どこでも使えるようにすること。

(福祉部) 寝たきりの高齢者とその介護家族を支援するために、年間4枚のマッサージ券を支給しております。枚数を増やす予定はございません。

75. 年間2枚のふれあい理美容補助券を年6枚にし、対象者をひとり暮らしに限定しないこと。

(福祉部) ふれあい理美容補助券の交付は、ひとり暮らし高齢者の方の外出機会の創出を目的に実施しているところです。枚数を増やす予定はございません。

76. 高齢者の健康増進を図るためにも、受益者負担の考えを改め、高齢者団体や個人が積極的に区民施設を利用できるよう施設使用料の減免制度を更に設けること。

(企画経営部) 区施設の使用料は、受益者負担の原則に基づき、算定基準により算出した使用料を利用者に負担いただいております。その中で、区の施策において、減免による支援が必要と判断したものについては、減免の規定を設けております。

区は、高齢者の健康増進に資することを目的の一つとして、平成29年度から区立水泳場使用料の減額をしております。減免による高齢者支援については、所管部局において適宜検討してまいります。

77. シニアステーションで実施されている元気維持や介護予防などの事業は無料とすること。

(福祉部) シニアステーションでは、運動系や文化系など様々なプログラムを実施しております。

多くのプログラムを無料でご活用いただいておりますが、プログラムの中には材料費など

実費相当分として参加される方々にご理解をいただきながらご負担していただくものがございます。

今後もより広く区民の方にご参加いただけるよう、ニーズ把握に努めながら事業に取り組んでまいります。

78. 補聴器は片耳かけ型の相場では1個 15 万円から 55 万円と高額であるため、希望する全ての難聴者が購入できるよう、保険適用を国に求めること。また、都の補助金制度を活用しているにも関わらず補助額が 2 万円のままであるので、補助額を抜本的に増やすこと。また、高齢者補聴器購入費助成の所得制限を見直し、補助額・対象年齢などを拡充すること。

(福祉部) 高齢者補聴器購入費助成事業については、令和 6 年度から、対象年齢を 70 歳以上から、65 歳以上に引き下げることにしました。また、助成額を 35000 円といたします。

保険適用は国の社会保障審議会の議論等動向を注視してまいります。

79. 8050 問題（中高年の引きこもりの問題）が深刻な社会問題になっており、専用の相談窓口を置くなど対策すること。

(福祉部) 高齢者の相談窓口である地域包括支援センターにおいては、高齢者本人の支援を通じて、子の引きこもりの問題（8050 問題）等についても、課題に応じて、関係機関と連携し、支援しております。

8050 問題を抱える世帯は、複数課題を生じていることや介入の難しさ等の課題もあるため、令和 5 年度から本格実施している「重層的支援体制整備事業」における「重層的支援会議」等を活用して、引き続き、関係機関とのチーム支援によって対応してまいります。

- ☆ 80. 高齢者の詐欺被害対策など体制を強化すること。

(総務部) 区は、特殊詐欺被害を防止するため関係部局と連携した啓発講座の開催、区報や区設掲示板、区が発送する高齢者宛の郵便物や配布物を活用した注意喚起などを実施しています。また、被害防止に高い効果を発揮している自動通話録音機の貸与事業についても貸与窓口の拡充を行いました。さらに区民安全・安心メールを活用して注意を促すなど、強力に推進してまいります。

(地域力推進部) 消費者生活センターでは、消費者被害防止のため、情報誌や区報、ホームページ、大田区公式 X (旧 Twitter) などを活用した啓発を行うとともに、消費生活相談員による出張啓発や巡回啓発を行っております。

また、防災危機管理課、高齢福祉課、消費者生活センターで連携し、特殊詐欺と消費者被害の未然防止を目的に詐欺被害撲滅のつどいを年 1 回、DVD 上映会を複数の会場で開催しております。

令和 5 年度に消費者安全確保地域協議会を設置し、今後、関係機関と情報共有等を行い、高齢者の詐欺被害防止の体制強化を図ってまいります。

(福祉部) 地域包括支援センターでは、高齢者の消費者被害防止の啓発を行うとともに、高齢者からの相談に対しては必要に応じて関係機関と連携し対応しています。

また、高齢者の詐欺被害対策支援として関係部局が連携し、自動通話録音機の利用普及に取り組んでいます。今後も関係機関と連携しながら高齢者の詐欺被害対策に取り組んでまいります。

障害者福祉の充実のために

- ★ 81. 物価高騰の中、各施設や作業所などが減収にならないよう予算を増やすこと。利用者の工賃も消費税分を含んで引き上げられるよう支援すること。

（福祉部）事業所に対する給付費については、新型コロナウイルス感染症の拡大に対応し、さまざまな取り扱いが行われ、事業の継続に必要な給付費が支払われております。利用者の工賃については、自主生産品販路の確保、新たな仕事の受注など、工夫を凝らし、工賃の確保に取り組んでいるところです。

82. 障害者権利条約の啓発活動を行うこと。また障害者差別解消法の区民の認知度は不十分なので、地域での理解啓発のワークショップを開催するなど、更なる啓発活動を行うこと。

（福祉部）啓発用パンフレットの配布、区ホームページによる情報発信等により、引き続き啓発に取り組んでまいります。

83. 障害者の総意によってまとめられた「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」を基にして障害者総合支援法を見直すよう国に求めること。

（福祉部）区としては、今後も引き続き国の動向を注視してまいります。

- ★ 84. 65 歳を超えた障害者についても、基本的には障害者サービスを優先すること。介護保険制度優先では障害のある方が今まで通りの生活支援が受けられない。一般高齢者との公平性を踏まえ負担の軽減できる仕組みというのが実態は負担増となっている。65 歳以上でも個別の障害に応じて生活ができるよう、国に「介護保険優先原則」について改めるよう強く求め、区独自でも対策を検討すること。

（福祉部）平成 30 年 4 月施行の改正障害者総合支援法では、高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用に関する内容が規定されております。

①一定の高齢障害者に対し、一般高齢者との公平性を踏まえ、介護保険サービスの利用者負担を軽減（償還）できる仕組みを設ける

②障害福祉サービス事業所が介護保険事業所になりやすくする等の見直し（共生型サービスの創設）

今後も国の通知等に基づき、個別の状況に合わせた支援に努めてまいります。

今後も国の通知等を注視し、個別の状況も勘案した支援に努めてまいります。

85. ヘルプカードの配布は対象者に送付し、全ての障害者が持てるようにすること。防災訓練などの機会をとらえて、引き続き区民に周知すること。

（福祉部）ヘルプカードは自立支援協議会の防災・あんしん部会にて普及啓発に取り組んでおります。

障がい者総合サポートセンターでは事務局として、区報やホームページにて周知するとともに、大田区総合防災訓練などの際に、来場者へチラシでの周知とともに個別に説明しながらヘルプカードの配布を行っております。

今後もヘルプカードへの幅広い理解促進と普及に向けて取り組んでまいります。

86. 聴覚障害者への配慮として、大田区（福祉部以外を含む）から送る文書や申請書等には必ず電話番号のほか FAX 番号を明記すること。がん検診や特定健診を実施する医療機関が FAX 対応できない場合、区が代理で対応すること。

(福祉部) 区から送付する文書やお知らせ等には、電話番号のほか **FAX** 番号を記載するようにしております。また、庁内においては、「障がいのある人に対する情報保障のためのガイドライン」を作成し、職員研修を通して **UD** の推進に努めております。

(健康政策部) がん検診や特定健診については、医師会や実施医療機関と連携し事例に応じて適切に対応してまいります。

- ☆ 87. 心身障害者福祉手当の所得制限を撤廃し、元に戻すこと。

(福祉部) 東京都の基準により所得制限を設けているため、撤廃する考えはございません。

88. 身体障害者手帳 4 級の方の切なる要望である手当 (月額 2,000 円) を復活すること。

(福祉部) 障害の程度等を鑑み、心身障害者福祉手当に、身体障害者手帳 4 級の方を対象とする考えはございません。

89. 医療的ケアが必要な重度障害者の親亡き後の入所施設を、区内に一刻も早く新設するよう都に求め、区が設置に向けて支援すること。都立北療育医療センター城南分園の改築に当たっては、入所施設も整備するよう都に働きかけること。

(福祉部) 都立北療育医療センター城南分園の改築がある際は、都に必要な要望を伝えてまいります。重症心身障害者入所施設の設置につきましては、引き続き都に要望してまいります。

90. 重症心身障害者のための入所施設の設置を都に求めること。

(福祉部) 重症心身障害者入所施設の設置について、引き続き都に要望してまいります。

91. 重症心身障害児・者のレスパイト事業は、年度の上限時間・上限回数を増やし、実情に応じて回数や 1 回あたりの時間を柔軟に対応できるように改善すること。

(福祉部) 在宅レスパイト事業は、令和 5 年 7 月に制度改正を行い、年度の上限時間を 96 時間から 144 時間に拡充いたしました。

92. 特別支援学校卒業後の日中活動の場を増やすこと。その際、医療的ケアが必要な重度障害者も受け入れられるように、体制を整備すること。18 歳を過ぎた途端に支援が切れないようにすること。また、他の事業を行っている既存の施設を廃止しないこと。

(福祉部) 日中活動の場となる生活介護施設の整備及び医療的ケアの必要な方を含む重症心身障がい者への受け入れを進めるため、障害者福祉施設整備・活用を実施し、障害のある方の増加や重度化に対応してまいります。また、既存の施設については、有効活用を図ってまいります。

93. 通所施設の受け入れ態勢が 15 時半までとなっているので、延長をすること。

(福祉部) 通所施設の受け入れ時間、移動支援を含めた障害施策については、社会保障審議会等の議論の動向を注視してまいります。

94. 移動支援サービスを拡充すること。

(福祉部) 移動支援は、介護すべき方が疾病・介護・就労などの事情により、やむを得ず障がいのある方ご本人の介護ができない場合において利用できるサービスです。当該サービスの利用申請があった際には、規則に定める要件をもとに、対象者及び介護者の状況を勘案のうえ支給決定し、適切にサービスの提供を行っております。

95. 重度の知的障害に加え、行動障害やてんかん発作がある人でも家族の緊急時に保護できるショートステイなど体制を整備すること。つばさホーム前の浦において機能拡充がはかられ 5 床増

床されたが、18歳未満が受け入れられないなど、まだ不十分であるため今後の計画を示すこと。

(福祉部) 短期入所施設の必要性につきましては認識しております。令和3年4月より、つばさホーム前の浦において、機能拡充を行い、5床増床したほか、行動障害のある方も受け入れを行っております。

また、18歳未満の児童・生徒の方が利用できる短期入所につきましては、受け入れ時の体制、受け入れに必要な期間、利用需要など様々な角度での検討が必要と考えております。

国、東京都等が障害者総合支援法の中でその必要性をどのように位置づけていくか、国、東京都と連携を行いつつ動向を注視してまいります。

96. 障害者実態調査で本人の意思決定が尊重されるよう、新たに本人が回答できるよう工夫した調査票を作成すること。また、第三者の支援により回答できるよう体制をとること。

(福祉部) 令和4年度に実施した障がい者実態調査におきましては、調査票に振り仮名を付けるとともに、漢字の無いインターネット回答用ページもご用意いたしました。また、点字版の調査票を作成し、視覚障がいのある方にもご回答いただけるよう工夫いたしました。

本人に対する調査方法、記入率の向上については、調査票作成支援の希望がある場合は支援を行うよう、各特別出張所、各地域福祉課をはじめとする関係機関に対して通知しております。

97. 知的・身体・精神障害者向けの、ケアホーム、ケア付住宅、グループホーム、サテライト型グループホーム、高齢障害者のためのケアホームを新設・増設すること。国・都等の公有地の活用を積極的に行うこと。民間事業者による設置の際は安心して生活ができるのかなど指導点検をすること。区内で障害者福祉に尽力している事業者へグループホーム設置を促し支援すること。

(福祉部) 障がい者の居住の場として、民間事業者によるグループホームの設置を推進しております。

拡充が望まれる、重度の障がい者も受け入れ可能なグループホームの整備については、国・都等の制度を活用し対応してまいります。

98. 知的・身体・精神障害者向けの緊急一時ショートステイ事業はつばさホーム前の浦だけでは著しく不足しているので、拡充し、必要なときに使えるよう助成すること。

(福祉部) 令和3年4月に改修・機能拡充した大田区立つばさホーム前の浦において、緊急対応の枠を確保し、必要に応じ、活用いただいております。

99. 区立障害者福祉施設整備基本計画は、当事者である障害者の声が十分に反映されておらず、園庭がなくなることやバス乗降などに不安が広がっている。大規模化を改め、地域バランスを考慮して小規模施設を配置するよう見直すこと。

(福祉部) 「区立障害者福祉施設整備基本計画」の実施にあたり、利用者・ご家族からのご意見ご要望をは、いつでも施設を通じて承り、設計に反映しているところです。また、設計の節目には施設において説明会を開催する等、利用者、家族に対しては継続して意見聴取の機会を設けてまいりました。

施設規模については、既存施設を活用しつつ、特に、生活介護施設の利用を希望する区民の方全員が将来的にわたり利用できるよう取り組んでおりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

100. 民間施設のバリアフリー化は、法律および都の条例によって義務付けられており、都においても

各種の助成をしているので、区独自でも助成すること。

（まちづくり推進部）区は、高齢者や障がい者等の移動及び施設の利用に伴う利便性及び安全性の向上を図り、福祉のまちづくりを推進するため、法律および条例で義務付けられている対象施設のバリアフリー化に取り組んでおります。

また、駅のバリアフリー推進事業として、鉄道事業者、東京都及び区が連携し、東京都との協調補助を行っております。

- ☆ 101. 区が策定した「大田区移動等円滑化推進計画」に基づき、点字ブロックを増設すること。

（まちづくり推進部）区では、令和4年度に「大田区移動等円滑化推進計画」の改定を行い、対象区域の拡大や事業の更新を示した「大田区バリアフリー基本構想」を策定しております。

本計画では、障がい者及び高齢者団体と意見交換を重ねるとともに、道路管理者と協議した結果、「視覚障がい者誘導用ブロックの改善・設置」を令和14年度までに行う事業として位置づけ、街なかのバリアフリー化の促進を図ります。

（都市基盤整備部）「大田区移動等円滑化推進計画」に基づき、視覚障害者誘導用ブロックの設置等を進めてまいります。

- ★ 102. 区が策定した「大田区移動等円滑化推進計画」に基づき、音響式信号機とエスコートゾーンは諸条件が整い次第、順次取り組むとしているが、整備が進まない状況があるので、区が当事者の意見を聞いて警視庁とも連携し、整備を促進させること。

（まちづくり推進部）区では、誰もが分け隔てなく共生する社会の実現を目指し、大田区移動等円滑化促進方針に基づき、多くの方が日頃利用される施設や経路を中心として街なかの移動等円滑化に取り組んでおります。

また、移動等円滑化促進方針で示す蒲田駅周辺地区、大森駅周辺地区及びさぼーとぴあ周辺地区において、警視庁と連携を図ってまいります。

- ☆ 103. 生活道路に設置されている車道用の GLV 型マンホールを歩道用に置き換えるよう、都に求めること。

（都市基盤整備部）GLV 型マンホールの管理者及び占用者である東京都下水道局に要望内容を伝えてまいります。

104. 京急蒲田駅は触地図を含めて案内板を増やし、ホームのわかりにくさを改善し、区も要望している通り北側に改札口を増設し、エレベーター・エスカレーターを設置するよう京急電鉄に求めること。また、区はそのための助成をすること。

（まちづくり推進部）京急電鉄に触地図などの案内板の増設について再度確認したところ、「現状では触地図及び案内板等の増設予定はありませんが今後もわかりやすいご案内になるよう努めてまいります。」とのことでした。

北口改札の増設、エレベーター・エスカレーターの設置については、これまでも京急電鉄に対し要望があったことは伝えておりますが、「現時点では必要性はないと判断しております。」とのことでした。引き続き、京急電鉄には北口改札増設についてお伝えしてまいります。

105. 住宅改造相談・助成及び福祉タクシー・自動車燃料費（移送サービス利用券）について、定められた「対象」だけでなく、個々の生活実態や障害状況、年齢等を考慮し、障害の程度は1人ずつ違うので、必要だと判断できる障害者には認め、支援を増やすこと。

（福祉部）住宅改造相談・助成、移送サービス利用券の各事業につきましては、公平性・公正

性を確保する観点から、各事業の実施要綱に定める基準に基づいて実施しております。今後も、相談者の個別の生活実態や障がい状況、年齢等を丁寧に勘案しながら、当該事業の適用も含めて、適切に対応してまいります。

- ★ 106.UD タクシーは大型の車椅子など、乗車できない場合があるので、リフト付福祉タクシー事業を復活すること。

(福祉部) 移送サービス利用券を、リフト付き等車椅子を利用している方が利用できる福祉車両を保有している事業者と契約し、多くの方にとって利用しやすいものとなるよう努めております。

また、会員となって利用する福祉有償運送は、区内利用は定額制を採用している法人もあり、移送サービス利用券も使用できます。

- 107.敬老マッサージ事業は、高齢者の健康保持・増進のためだけでなく、障害福祉課と協力し視覚障害者の仕事確保・生活保障・自立のために支援すること。

(福祉部) 老人いこいの家等での敬老マッサージ事業は、高齢者の健康保持・増進を目的として実施しております。今後も、事業の目的に基づいて事業を行ってまいります

- 108.障害者用日常生活用具類について、用具類の見直しについて区は検討するとしているが、改善されていない。新しい用具類が増加しているため、日常生活用具類検討会において、支給対象の見直しを早急にすること。

- ☆ ① 日常生活用具類検討会に当事者の声が反映されるようにすること。

(福祉部) 日常生活用具の給付品目については、日常生活用具検討会にて給付の妥当性や他区の給付状況を確認・検討のうえ、必要に応じて追加や見直しを行っております。

検討会においては、窓口でいただいた当事者からのご意見も踏まえて議論を進めております。

- ② 購入の際の自己負担額をなくすこと。

(福祉部) 日常生活用具類支給対象の見直しについては、日常生活用具検討会を開催し検討しております。今後も、日常生活用具検討会は、開催時期も含め適切に運営してまいります。

自己負担額につきましては、既に収入の状況に合わせた適切な負担となっております。

- ③ デイジー機器の支給対象を3級以下にも拡充すること。

(福祉部) 日常生活用具の給付品目については、日常生活用具検討会にて給付の妥当性や他区の給付状況を確認・検討のうえ、必要に応じて追加や見直しを行っております。

デイジー機器の支給対象は、殆どの区において1、2級とされていることから現状で適切と認識しております。

- ④ 災害情報を得るためにも視覚障害者にやさしい地デジ対応のラジオを追加すること。

(福祉部) 日常生活用具の給付品目については、日常生活用具検討会にて給付の妥当性や他区の給付状況を確認・検討のうえ、必要に応じて追加や見直しを行っております。

視覚障がいのある方への支援については、適切に実施することが重要であると認識しております。日常生活用具類支給対象の見直しについては、今後も日常生活用具検討会での議論の中で対応してまいります。

- ⑤ 在宅医療等支援用具の対象を障害者のみ世帯に制限しないこと。

(福祉部) 日常生活用具の給付品目については、日常生活用具検討会にて給付の妥当性や他区の給付状況を確認・検討のうえ、必要に応じて追加や見直しを行っております。

在宅医療等支援用具のうち視覚障がい者のみの世帯に限定しているのは、音声式体温計、体重計、音声付き血圧計です。また、いずれも家庭において家族の支援が受けられない場合となっております。

- 109.ガイドヘルパーの派遣サービスは、送迎だけでなく施設利用の時間中についても利用できるようにすること。

(福祉部) 重度身体障害者ガイドヘルパー派遣については、社会生活上不可欠な外出等の付き添いを行います。生活介護、就労継続支援等の通年かつ長期にわたる外出には派遣しないこととなっております。

- 110.大田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例を実行するため、手話ができる区職員や福祉事業所の職員を増やすための研修を実施するなど、施策を充実すること。

(福祉部) 様々な意思伝達手段を活用し、区からの情報提供を強化するとともに、条例の趣旨について区民・事業者・区職員への周知を進めることで、障がい特性に応じた意思疎通手段の利用の促進を引き続き図ってまいります。

- 111.公共インフラとしての「電話リレーサービス」が実現したが、利用実態を調査し、当事者の要望を聞き、改善を図ること。

(福祉部) 当事者からのご意見、ご要望がありましたら、実施機関へお伝えいたします。

- 112.聴覚障害者の夜間の緊急時に手話通訳派遣サービスを実施すること。

(福祉部) 窓口開催時間外の夜間に緊急時の派遣サービスを実施することは、手話通訳者の状況等からも当面困難です。

- 113.手話通訳者養成クラスの受講回数は年間 40 回に増やすこと。講習会のテキスト代は無料とすること。

(福祉部) 平成 29 年度からは手話講習会（通訳養成課程）の回数を年 15 回から年 30 回に増やして実施しております。現在さらなる回数増の予定はございません。

また、必要な備品、会場の確保は障がい者総合サポートセンターの事業として予算計上して実施しておりますので受講者の負担はテキスト代のみとしております。

- 114.中途失聴・難聴者の方々から要望がある、手話講習会への講師代・OHP・OHC（書画カメラ）・資料代・会場費等へコミュニケーション支援として全額補助を行うこと。備品類はさぼーとぴあだけでなく、他の区民施設にも配備すること。

(福祉部) 中途失聴・難聴者向け手話講習会の講師への報償費や必要な備品、会場の確保は障がい者総合サポートセンターの事業として予算計上して実施しておりますので受講者の負担はテキスト代のみとしております。

備品類を他の区民施設に障がい者総合サポートセンターが配備する予定は現在ございません。

- 115.聴覚に障害のある方のために、施設改修を待たずに全ての公共施設に火災や非常事態を知らせるフラッシュライトを早急に設置すること。

(企画経営部、福祉部) 改修時や新設時に施設の用途や利用状況に合わせて、トイレ等にフラッシュライトによる火災警報装置の設置を行っております。

今後も、改修時や新設時に施設の状況に合わせ、適切に設置を検討してまいります。

- 116.本庁舎障害福祉課の手話通訳者の配置を、月曜日が祝日の場合は火曜日に振り替えたことは評価できるが、週に1日では不十分であり、障害者差別解消法に反する。本庁舎および4地域庁舎窓口到手話通訳を正規雇用で常時配置すること。

(福祉部) 障がいのある方への情報保障への配慮につきましては、必要であると認識しております。手話通訳者が不在の時には、タブレット端末による遠隔手話通訳サービスにより対応し、すぐに利用できる状態としているため、手話通訳者を常時配置する予定はありません。

- ☆ 117.手話通訳者が不在の時に使用しているタブレット端末による遠隔手話通訳サービスを利用する際の個人情報を守ること。

(福祉部) 聴覚障がい者や難聴者が行政手続きにおけるタブレット端末を介した遠隔手話サービスを利用する際は、第三者に個人情報が漏えいしないよう十分に配慮し、本人に不利益が及ぶことがないような窓口対応を徹底しております。

- 118.障害者差別解消法で行政機関に対し合理的配慮の提供を義務付けられている。自動車を利用しないと移動できない障害者のため、区内の公の施設の障害者用駐車場を無料にし、障害者優先の無料駐車場を設置すること。

(福祉部) 障がいのある方やその家族・介護者が使いやすい駐車場が増えるよう、引き続き、合理的配慮の趣旨について関係各課へ周知を図ってまいります。

- 119.小規模作業所の運営について

- ① 物価高騰により運営が厳しくなっているため、助成を拡充するなどの支援をすること。

(福祉部) 令和4年度、5年度物価高騰等の影響を受けた経費を対象とし、安定した障害福祉サービス等の提供を維持することを目的に支援金の交付事業を実施いたしました。

事業所の運営につきましては、引き続き安定した事業運営のための支援を実施してまいります。

- ② 地域活動支援センター（地活）については、基礎的事業経費と地活Ⅱ事業経費の基準額を実態に見合う金額まで引き上げること。

(福祉部) 引き続き安定した事業運営と利用者支援がかなうよう支援を実施してまいります。

- ③ ごみ処理券の助成を行うこと。

(福祉部) 営利団体以外が運営する就労継続支援B型施設等に対しましては障害者日中活動系サービス推進事業補助制度等により支援を実施しております。また、各施設のごみ処理に係る費用については、現行の補助金制度の対象経費となっておりますので、別途助成する予定はございません。

- ④ 小規模作業所の区内外問わずすべての利用者の健診を無料で実施すること。職員に対しては、健診費用助成を現行の補助金制度とは別途行うこと。

(福祉部) 各施設の利用者、職員の健康診断費用については、現行の補助金制度の対象経費となっておりますので、別途助成する予定はございません。

- ⑤ 大田区障害者施設就労支援等事業特別加算補助金交付要綱にある、利用者交通費助成につ

いては、交通費が発生している全員を対象とすること。

(福祉部) 利用者交通費の補助については、現在、原則として区内在住者について対象としております。また、対象を拡大する予定はございません。

- ⑥ 大田区障害者日中活動系サービス推進事業補助金交付要綱 第4条(2) 事業所の家賃が、「1か月当たり 300,000 円を上限」とあるが、消費税増税や賃料の値上げなどを考慮し上限を引き上げること。

(福祉部) 障害者日中活動系サービス推進事業補助制度による各施設への支援は、施設の運営状況を見守りながら的確に実施してまいりますが、現在、家賃補助の上限を引上げる予定はございません。

120. 地域で生活する精神障害者の多くは精神障害者保健福祉手帳 2 級の方であり、障害基礎年金は月額 6 万円程度で自立できない。精神障害者が社会参加でき、地域で生活ができるように、2 級の方にも心身障害者福祉手当を支給すること。

(福祉部) 東京都の基準や他自治体の実施状況を踏まえ、精神障害者保健福祉手帳 2 級の方へ手当支給対象を拡大する考えはございません。

121. 精神障害者は 1 人では動けず、引きこもりになりがちである。就活にも交通費が必要であり、衆参の国交委員会・本会議で請願が採択されたように、知的・心身障害者と同様に、都営交通乗車証にならって交通費を割引にするよう、国土交通省に要請し、特に JR・東急・京急に働きかけ、区としても独自の支援をすること。

(福祉部) 現在、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方の交通費の割引は、都営交通乗車証の発行、都内路線バスの運賃の割引、タクシー運賃の割引となっております。

区として、独自の支援を行う考えはございません。

122. 長期入院の精神障害者が退院して地域で住み続けられるようにするため、精神障害者グループホームを活用したショートステイを区の補助事業とすること。都にも補助事業の対象とするよう、都に要望すること。

(福祉部) 大田区精神障害者地域生活安定化支援事業として、かまた生活支援センターでの精神障害者ショートステイ事業部分にも補助しております。

東京都は、精神障害者グループホームを活用したショートステイ事業を実施しております。

123. 精神障害者の相談・居場所の確保をしている施設を増設すること。

(福祉部) 現在のところ、増設予定はございません。

障がい者総合サポートセンターや各地域庁舎、地域活動支援センターにおいてご相談を受け付けているとともに、地域活動支援センターでは創作的活動や生産活動の機会の提供も行っております。

124. 精神障害者の日中の居場所作りのため、助成制度を創設すること。

(福祉部) 現在のところ、ご要望の助成制度を事業とする予定はありません。

125. 精神障害者を対象にした訪問型(アウトリーチ) 地域医療実施の予算が付いたが、精神保健福祉士の雇用が課題であり、機能が果たされていない。精神保健福祉士は、非常勤・会計年度任用職員でなく常勤で雇用し、相談する支援体制などを充実させること。また、中部精神保健センターや医師会との連携で、分室を区内に設けるなど、区として責任を果たすこと。

(健康政策部) 保健所の保健師は、日々の活動の中で精神障がい者への相談支援を行ってお

ります。対応の難しいケースについては医療機関や東京都立中部総合精神保健福祉センターなどの関係機関と連携し、必要に応じてこれらの機関と同行訪問をしております。

精神保健福祉士の雇用につきましては会計年度任用職員とし、保健師とのチームアプローチで保健、医療、福祉など必要な支援やサービスの導入につなげることで精神障がい者の地域生活支援を強化してまいります。

126. 精神障害者の自立支援のために保健師を増員すること。

(健康政策部) 該当業務のための保健師増員の予定はございません。

127. 精神障害者などの成年後見人制度活用は障害者権利条約第 12 条の立場に立ち、利用者の気持ちを尊重すること。

(福祉部) 成年後見制度の本旨に基づき、正しい理解と利用促進を図るため、令和 2 年 4 月 1 日から大田区社会福祉協議会と連携し、大田区成年後見制度利用促進中核機関の運営に取り組んでおります。

本人の意思を尊重し、寄り添った支援が行われるよう、関係機関と連携して、権利擁護支援体制の強化に努めてまいります。

128. 区が実施する移動支援養成ヘルパー研修において精神障害の学習も取り入れ、精神障害者への理解を深めること。

(福祉部) 精神障害当事者会にも協力いただき、精神障がい者に関する内容を部分的に取り入れて実施を始めております。

引き続き移動支援ヘルパーの養成に取り組んでまいります。

129. 廃止された精神障害者家族会への支援を復活すること。

(健康政策部) 精神障害者家族会への支援について復活の予定はございません。個別の相談支援の中で、本人と同様にご家族も支援してまいります。

130. 障がい者総合サポートセンター（さぼーとぴあ）の運営について

- ① B 棟の医療的ケアを必要とする重症心身障害児（者）の短期入所事業、学齢期の発達障害支援事業は、動ける重症心身障害児（者）も対象とするなど、関係者の声をよく聞いて改善すること。

(福祉部) 障がい者総合サポートセンターの短期入所事業は、6 歳以上の重症心身障がい児（者）、又は準ずる方を対象としております。

令和元年度の開設当初は、重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している（いわゆる大島分類の 1 から 4 まで）の方を対象としておりましたが、現在はご本人の状態を確認したうえで、歩行障がいのある方や中度の知的障がいの方（大島分類の 5 から 9 まで）にもご利用いただくことができるよう対応しております。

今後、さらに医療的ケアが必要な歩行可能な方等のご利用については、重症心身障害児（者）の方々と一緒に利用が可能か等を含め、慎重に委託事業者と検討を進めております。なお、学齢期の発達障がい支援事業については、障がいの程度を特に限定しておりませんので、学齢期の児童生徒であれば、基本相談をお受けしております。

- ② 手話通訳者は大田区が正規雇用で複数配置し、同行支援にも対応できるようにすること。

(福祉部) 手話通訳者は大田区登録手話通訳者の派遣と、東京手話通訳派遣センターからの派遣の 2 種類で対応しており、正規雇用での配置は考えておりません。

通院等で必要な同行支援も対応しております。

- ③ 障害者が使いやすいカラオケ機器を設置すること。

(福祉部) 新型コロナウイルス感染症の影響を含め、現在、カラオケ機器を設置する予定はございません。

- ④ 専門相談員（各障害に対応した）を配置し、緊急時も含め 24 時間対応できるようにすること。働く人のためにも、早急に午後 9 時まで延長すること。

(福祉部) 相談窓口開設時間は、平日は 8 時 30 分から 19 時まで、土曜・日曜・休日は 8 時 30 分から 17 時までで、この時間帯では特に予約の必要なく相談を受け付けて対応しております。午後 9 時までの延長の予定はございません。

- ⑤ さぼーとぴあを結ぶ循環バス路線は、主要駅や 4 地域庁舎、出張所などの公共施設を結ぶなど利便性を高めること。また、各停留所の表示をすること。

(福祉部) 障がい者総合サポートセンターでは、車いす用リフト付きの大型バス 2 台の運行契約を締結しております。その主な目的は、障がい者総合サポートセンターで実施している機能訓練利用者のための送迎です。その送迎の空き時間に、障がい者総合サポートセンターと区内主要駅を結ぶルートバスを運行しております。

各停留所の表示については、状況を見定め判断してまいります。

- ⑥ 都が所管となっている補装具判定については、障害者総合サポートセンターで出張判定を実施するよう都に求めること。

(福祉部) 補装具判定については、東京都が所管で、以前のような巡回相談は行っていない状況です。出張判定の実施予定はございません。

- ⑦ 多目的室等の活用については障害者団体等を優先すること。

(福祉部) 多目的室と集会室の貸出しについては、一般の方は 1 か月前からの申し込みであるのに対して、大田区障害者団体は 3 か月前からの申し込みを受付し優先しております。

- ⑧ 大森赤十字病院と連携し、精神科の入院が可能となるよう申し入れること。

(福祉部) 障がい者総合サポートセンターでは、精神科医・内科医・整形外科医に嘱託医としてご協力いただきながら、専門的見地から相談をお受けしております。

特に近隣にある大森赤十字病院とは、すでに大田区と大森赤十字病院における連絡協議会などの参加で日頃から連携を深めているところです。

- ⑨ 車椅子のままで避難ができるよう、避難スロープを改善すること。

(福祉部) 障がい者総合サポートセンターでは、限られた敷地面積のため、避難用スロープではなく、避難用滑り台が設置されております。車いすの方の避難において必ず職員が介助を行うこととしており、レスキュースライダーで階段を降りて避難するか、各階とも避難用のバルコニーが広く安全であるためバルコニーに平行避難して消防隊の助けを求めることになっております。

- ⑩ 障害者総合サポートセンターを増設すること。大森地域だけでなく、蒲田、羽田糀谷、調布地域にも設置すること。

(福祉部) 障がい者総合サポートセンターは、大田区における相談支援の中核的な役割を担う機関として設置していますので、各地域に設置の考えはございません。

また、区民の方々からの基本的な相談は、各地域福祉課が担っています。

131. 全ての公の施設には磁気ループや FM 補聴システムを設置すること。まず、未設置の施設は磁気ループや FM 補聴システムが接続できるよう直ちに対応し、貸し出し用の磁気ループや FM 補聴システムを常備すること。区民への周知をすること。

(企画経営部、福祉部) 磁気ループにつきましては、現在、大田区民ホール、大田区民プラザ、大田文化の森、大田区総合体育館、障がい者総合サポートセンターに設置しております。
今後も施設用途等を考慮し、整備に努めてまいります。

(福祉部) 磁気ループや FM 補聴システムの施設への新規設置及び簡易ヒアリングループの配備につきましては、その施設の用途に応じて検討がなされているところですが、「大田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例」に基づき、意思疎通手段の選択の機会の確保を進めるよう、引き続き、各施設にはたらきかけを行ってまいります。
また、区民の方々には、引き続き周知を図ってまいります。

132. 大田区が後援する事業について、障害の合理的配慮提供促進のため、区の各種要綱整備を行い、情報提供や財政的な支援をすること。

(福祉部) 区が主催・共催・後援を行うイベントでは、その開催内容や対象等において、適切な配慮がなされているものと考えております。なお、区では、「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する大田区職員取扱要領」を定めると共に、職員研修等を通じて、職員が適切に対応するよう取り組んでおります。

また、区ホームページにて「障害者差別解消法」及び「大田区差別解消支援地域協議会」の議事録を掲載し、区民や事業者などに合理的配慮について周知を行っております。

九. 人命尊重・環境にやさしいまちづくりのために

建築行政の拡充と対策

- ★ 1. 公営住宅の増設計画を住宅マスタープランに入れて推進すること。また、民間の空家を活用する居住支援協議会が対象としている登録空家が少なく機能していないため、公営住宅に入れない人に対して公営住宅と同等家賃となるような家賃補助制度や借り上げ制度を創設すること。

(まちづくり推進部) 平成 30 年の住宅土地統計調査によると、区内には約 37,750 戸の賃貸用共同住宅の空家があると推定されていることから、賃貸住宅への入居が円滑にできるよう支援を充実させることが重要と考えており、公営住宅の増設計画を住宅マスタープランに盛り込む予定はございません。

また、高齢者等を対象とする住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居支援をはじめ、様々な議論を居住支援協議会において進めております。

2. 特定空家の対策については、地域の安全を守るために解体工事に踏み出せるよう、固定資産税の減額など東京都に要望すること。また、区独自で助成するなど区が責任を持つこと。

(まちづくり推進部) 特定空家については、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、助言・指導、勧告、命令と措置を行ってまいります。

また、空家の解体を進めるために、不燃化まちづくり事業による除却助成及び令和元年度から実施している木造住宅除却工事助成事業の周知も行っています。

3. 空家等有効活用はマッチングの成立が少ないので、区による借り上げや家賃助成の創設などで区民が利用しやすいようにすること。

（まちづくり推進部）空家等に関する相談を広くワンストップで受けることを目的に、空家総合相談窓口を開設しています。

「空家等地域貢献活用事業」による空家等の所有者と利用希望者のマッチングの成立件数は25件(令和5年12月末現在)となっております。マッチングの成立件数の増加をめざし、現在、区のホームページに空家所有者及び利用希望者の登録一覧を掲出し、周知に努めているところです。

引き続き、区民への事業周知や相談体制の充実を図り、空家等の有効活用を促進してまいります。

4. 解体工事において区民から苦情が増えている。業者には解体要綱を厳守するよう強く指導すること。指導後実施状況の報告を求めること。

（まちづくり推進部）建築物本体の解体工事を実施する際には法令や条例等を遵守し、安全・安心な工事が行われるよう解体事業者には指導を行っております。また、区民からの陳情等には関連部署が連携し、適宜現場指導を行っております。なお、指導後の実施状況についても必要に応じて確認しております。

5. アスベストを含む疑いのある解体工事は、区のアスベスト台帳に基づき建築リサイクル法を順守させること。

（まちづくり推進部）すべての解体工事について、建設リサイクル法が遵守されるよう、解体業者への指導及び現場パトロールを適宜行っております。また、大気汚染防止法等の改正により、アスベスト（石綿）に関する規制が強化され、石綿含有建材の事前調査が義務付けられており、環境対策課とも連携して、解体業者に指導しております。

6. アスベストの除去を含む解体工事は、分別工事の徹底、廃棄物の適正処理、石綿障害予防規制の順守が行われるよう、法令順守の指導や現場パトロール、立ち入り検査等を強化すること。

（まちづくり推進部）一定規模以上の建築物の解体工事については、建設リサイクル法による届出と共に、大気汚染防止法等に基づく石綿含有建材の事前調査結果の報告及び掲示が義務付けられております。

また、建築物本体の解体工事が適切に行われるよう、環境対策課とも連携して現場パトロールを適宜行い、解体業者に指導しております。

7. 吹付アスベスト除去工事は高額になり上限50万円では不足です。除去を進ませるために、建築物の規模に応じて現在の補助率・上限額を大幅に引き上げること。

（まちづくり推進部）住宅リフォーム助成における吹付アスベスト除去工事に関する助成額は、令和元年度に増額し、工事費用の10%を上限、助成金額を50万円にしております。現時点では、助成率と限度額の引き上げは考えておりません。

8. 一定規模以上の共同住宅を複数建築する地域の場合は、1つの共同住宅として学区や地域全体として考えて「地域力を生かした大田区まちづくり条例」および開発指導要綱を適用するよう改正し、開発業者の責任で公共施設等を整備すること。また、300戸以上は指導があるが100戸以上に引き下げること。

（企画経営部、まちづくり推進部）「地域力を生かした大田区まちづくり条例」及び「大田区

開発指導要綱」に基づき、300戸以上の場合は、小・中学校などの公共公益施設の必要性を検討し、必要に応じて開発事業者が公共公益施設の用地・建築物の提供や設置をするよう指導しております。

また、対象戸数を100戸以上に引き下げる予定はございません。

環境保全対策

- ★ 9. ゼロカーボンシティ達成に向け、ゼロカーボンシティ宣言文書を作成し、見える形で区民の協力を求めること。

(環境清掃部) 区は令和4年2月ゼロカーボンシティを表明し、同年3月には「大田区環境アクションプラン」を策定しました。本プランにおいて、SDGsのゴールを大田区環境版ローカルSDGsとして、より具体的でイメージしやすい言葉で表現することにより、区民と目標の共有を図っております。また、区民一人ひとりが環境配慮行動を実践する区民運動おたクールアクションを推進し、本運動に賛同する事業者、団体と共に、脱炭素社会の実現を目指しております。さらに、区ホームページやSNS等を活用した情報発信や動画配信などの普及啓発に取り組んでおります。

区は、今後も区民と目標・ビジョンの共有を図り、気候変動に適応した脱炭素型への行動変容を促す施策を推進してまいります。

10. 国のエネルギー政策について、石炭火力・原発依存、無責任な新技術を前提にしないよう国に求めること。

(環境清掃部) 国のエネルギー政策については、エネルギーを取り巻く国内外の情勢の変化を踏まえ、安全性を前提とした上で、エネルギーの安定供給を第一とし、経済効率性の向上による低コストでのエネルギー供給を実現し、同時に、環境への適合を図ることを大原則とし、国の責務において総合的判断により決定するものです。これについては、区として見解を示す立場にはないと考えております。

- ★ 11. 「2050年CO₂排出ゼロ」をめざし、区の取り組みの具体化を進めること。その際、2030年までの目標を先進国並みにし、省エネと再エネで2030年度までの区の温室効果ガス削減目標を2010年度比で50～60%に引き上げること。

(環境清掃部) 大田区環境アクションプランの基本目標B「気候変動緩和策の推進」の取組強化のため、令和5年3月に「大田区脱炭素戦略」を策定し、脱炭素社会の実現に向けて施策の方向性を示すとともに、具体的取組を進めています。新たに策定した戦略においては、国の計画等に基づいて積算し、温室効果ガス排出量49%までの削減を見込みました。現在区は2030年度までの温室効果ガス排出量50%削減(2013年度比)を目標としています。

- ★ 12. 大田区環境アクションプランの目標と計画を実現するため、グリーンリカバリーの立場で、地元企業と独自の協定や省エネ投資への大田区独自の支援の拡充、断熱・省エネルギー住宅へのリフォーム支援、太陽光発電用パネルの設置などへの助成などの具体的施策を進めること。

(環境清掃部) 区が目指す環境像は、「大田区環境アクションプラン」において「環境と生活・産業の好循環を礎とした持続可能で快適な都市(まち)」と定めたとおり、「環境・経済・社会の好循環」により区民生活と地域経済を支え、活性化する姿です。

今後も、国や都の施策動向、技術開発の状況などを踏まえながら、「大田区脱炭素戦略」に

において示す脱炭素社会に向けた施策の方向性に基づき、区民・事業者等とのパートナーシップを推進力として、各取組の具体化を進めてまいります。

(まちづくり推進部) 住宅リフォーム助成においては、既に「環境への配慮メニュー」を対象工事して実施しております。本事業は、区内中小事業者による施工工事を対象としており、受注機会の拡大による地域経済の活性化にもつながっております。

13. 需要減のため廃止された生ごみ処理機の購入助成を復活すること。

(環境清掃部) 平成 10 年度から平成 12 年度まで、生ごみ処理機購入費助成制度を設けておりましたが、需要が減少するとともに、当該機器が購入しやすい販売価格になってきたことにより、当初の目的は達成したと判断し、平成 13 年度に本制度を廃止いたしました。

生ごみの処理については、区民の皆様において排出時の水切り等を徹底していただくことによりごみの減量を図る考えであり、生ごみ処理機の助成制度を復活する予定はございません。

14. 呑川の水質改善のために、高濃度酸素水による水質浄化だけでなく、下流部だけでなく上流部の雨水の一時貯留施設の拡充と、根本的な解決策として引き続き分流式等の下水道対策を促進することを東京都に求めること。

(都市基盤整備部) 区では、平成 25 年度より東京都建設局、下水道局、環境局及び呑川の流域自治体である世田谷区・目黒区との連携による「呑川水質浄化対策研究会」を開催し、呑川の総合的な水質浄化対策を進めております。

研究会において、東京都下水道局が提示した合流式下水道の改善に向けた浄化対策方針に基づき、合流改善貯留施設の整備工事を区が受託し、令和 4 年度からは、貯留施設の整備に向け立坑設置工事に着手しております。

なお、東京都下水道局からは分流式下水道へ変更する予定はない、との連絡を受けております。

15. ふるさとの浜辺公園の水質改善を早急に強化するため、抜本的な対策として下水道の分流式への変更や、当面の対策として貯留池の新設や排水口の移転等早期実施を都に求めること。

(都市基盤整備部) 区では、大森ふるさとの浜辺公園の水質を保全するためにも、内川における合流改善が必要であると考えております。そのため、東京都には、馬込幹線下流部を早期に整備し、合流改善を推進することを東京城南五区下水道・河川連絡協議会を通して要望しております。

なお、東京都下水道局からは分流式下水道へ変更する予定はない、との連絡を受けております。

16. 区は地球温暖化対策としての CO₂ 削減計画を策定している。羽田空港については除外されているが、羽田空港は国際便が増便され、大田区への影響が心配されている。区の責任として羽田空港内の CO₂ 排出の実態と、飛行機による影響についても把握し、国に対策を求めること。さらに窒素酸化物、硫黄酸化物、PM_{2.5} など飛行機の排ガスによる有害物質についても把握し、国に対策を求めること。

(環境清掃部) 国は令和 4 年 12 月に「航空脱炭素化推進基本方針」を策定しました。この方針で、今後の航空の脱炭素化の目標や国及び関係者が講ずべき措置を盛り込み、各エアラインや各空港が脱炭素化の推進計画を作成することとしています。また、施設等の CO₂ 排出量

のデータは、国土交通省東京空港局のホームページで、「東京国際空港 環境報告書」として公表されております。

航空機エンジンから排出される窒素酸化物、炭化水素、一酸化炭素、PM2.5等の物質につきましては、ICAO(国際民間航空機関)が規制基準を設け、健康影響に配慮しております。

なお、国土交通省東京航空局では、令和3年度に羽田空港内で大気環境の短期測定を実施しており、その結果、これらの物質については環境基準を満足しております。

- ★ 17. 2020年3月29日から羽田空港機能強化・増便と新飛行経路が強行され、騒音・落下物・環境汚染や飛行機事故のリスクが高まり、区民の理解は得られていません。入国制限が緩和され、復便されている中、区民の生命・財産を守り、安心して暮らせる大田区にするためにも、羽田空港機能強化・増便は中止するよう引き続き国に求めること。

(空港まちづくり本部) 飛行経路の設定等は国家としての航空政策であり、しかるべき手順を踏みながら国の責任において実施されているものと理解しております。一方で、区は、国の提案当初より、区民生活への影響が懸念されることから、これを重大なものと受け止め、国に対して、4回にわたり、区民の皆様へのより丁寧な説明や騒音対策、落下物対策を含む安全対策等について要望し、区民の生活環境を守るよう取り組んでおります。

その結果、国により「環境影響等に配慮した方策」、「落下物対策を含む安全対策」及びB滑走路西向き離陸の騒音対策等が講じられております。

区としては、国に対して、引き続き、騒音軽減等の環境対策及び落下物防止等の安全対策を講じるように求めていくとともに、これまで国が示した各種対策の実施状況を注視し、その検証や評価を含めたさらなる強化と徹底を強く求めてまいります。

18. 横田空域返還による大田西ルート騒音対策を図ること。騒音と安全に問題が発生する早朝・深夜の増便は行わないよう国に求めること。

(空港まちづくり本部) 航空機による区内への騒音影響につきましては、羽田空港の滑走路運用により、現況においても、航空機による区民生活への影響が生じております。区では、今後も引き続きさまざまな機会を捉えて、これら現行課題への対応を国や航空会社に要請してまいります。

19. 交通量の多い松原橋・大森東・大鳥居交差点などの激甚汚染地域における公害対策は、道路管理者だけでなく、区独自でも実施すること。

(まちづくり推進部、環境清掃部) 東京都は、区からの要望を踏まえ、羽田から蒲田に向かう環状8号線大鳥居交差点における左折専用車線を増設する等の対応を実施したため、環状8号線の慢性的な交通渋滞は緩和されつつある状況にあります。

なお、松原橋交差点については、平成30年度以降は環境基準を達成しております。

交通対策

20. 未整備の都市計画道路は戦災復興院が終戦直後の1946年に告示したもので、時間の経過により住民の生活保障と防災対策には逆効果となっている。都市計画道路の整備を中止するよう都に申し入れること。

(まちづくり推進部) 東京都と区は、都市計画決定後の社会経済情勢等の変化を踏まえ、事業化計画の作成や必要な見直しを計画的に実施しております。

また、平成 27 年度に策定した「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」及び、令和元年に策定した「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」に基づき、都市計画道路の整備を進めております。

未整備の都市計画道路については、東京都と区で連携を図りながら、継続的な見直しや検討を実施し、方針決定に努めてまいります。

21. 下丸子駅周辺の整備、特に下丸子 1 号 2 号踏切解消は改正踏切道改良促進法に基づき抜本的な改良を実施すべき踏切として指定されており、緊急に計画を策定するため新空港線「蒲蒲線」整備・下丸子駅周辺のまちづくりと切り離してすすめること。

（鉄道・都市づくり部）下丸子 1 号・2 号踏切は、平成 29 年 1 月に踏切道改良促進法により、改良を実施すべき踏切として指定され、抜本的な対策が必要になっており、その解消は下丸子駅周辺地区のまちづくりに大きな影響を与えるものと考えております。

また、新空港線整備など他の計画と整合性を取りながら検討することで、より効果的・効率的な計画とすることができるため、引き続きまちづくりの検討会を開催し、地元のご意見を伺い、新空港線整備を見据えながら、駅周辺のまちづくり等関連する計画と一体的に検討を進めてまいります。

22. JR、東急、京急の踏切を総点検し、必要な整備・安全対策を早期に行い、交通混雑箇所は踏み切り幅を拡幅するよう鉄道事業者に要請すること。接続する道路の幅員が狭い場合は土地の買取も含め、検討すること。

（都市基盤整備部）国土交通省は、「開かずの踏切」「歩道が狭い踏切」「交通量の多い踏切」など課題のある踏切を緊急に対策の検討が必要な踏切として指定しております。区は鉄道事業者と協議しながら当面の対策として、カラー舗装化や看板設置などの安全対策を実施してまいりました。

踏切の拡幅につきましては、接続する道路の幅員が狭く用地取得も困難ですが、引き続き可能な対策の実施に向け調整してまいります。

23. 鉄道ホームからの転落事故が相次いでいる。区民の命・安全を守るため、鉄道事業者に対して、技術の進歩も活かした区内全駅へのホームドアの設置を強く求めること。また、JR 蒲田駅の 2・3 番ホームのホームドアの設置を早急に行うよう求めること。

（まちづくり推進部）ホームドアの設置は鉄道事業者が利用者の安全性の確保を図るために整備するものですが、これまで一日当たりの利用者 10 万人以上の駅に対して補助を行い整備が進んでおります。

令和元年 9 月には東京都が「鉄道駅バリアフリーに関する優先整備の考え方」について取りまとめ、一日当たりの利用者数が 10 万人未満の駅についても、特別支援学校や病院などの駅周辺の特性やホームの狭さなどの駅の特性を考慮した整備の視点を提示し、この考え方にに基づき、鉄道事業者はバリアフリー整備計画を検討しております。

引き続き、東京都と協調して区内駅の安全対策に対する取組を支援するとともに、今後も鉄道事業者にホームドアの設置を働きかけてまいります。

24. 駅周辺のバリアフリー化を進めること。

（都市基盤整備部）道路のバリアフリー化につきましては、今後もユニバーサルデザインの視点を取り入れた施設整備を推進してまいります。

25. 歩きスマホへの対策を更に強化すること。

(都市基盤整備部) 歩きスマホにつきましては、その危険性について各警察署と協力し、周知・啓発をしております。

26. 放置自転車対策のために更に駐輪場を設置すること。

(都市基盤整備部) 放置自転車対策につきましては、令和3年度末に策定した「大田区自転車等総合計画」に沿って、需要状況を見ながら自転車等駐車場の利用促進、新たな駐車場の整備、検討を進めてまいります。

★ 27. コミュニティバスは、交通不便地域の対策なので、再調査を行い、運行地域を拡大すること。また、福祉的側面の役割がある。シルバーパスも利用できるよう東京都シルバーパス条例施行規則を変更するよう都に要望すること。

(まちづくり推進部) 区は公共交通不便地域の対策として、平成21年から矢口地域のコミュニティバス「たまちゃんバス」試行運行を開始しました。平成30年に本格運行への移行条件を収支率50%と定め、地域の皆様とともに目標達成に取り組んだ結果、収支率50%の条件を達成し、令和元年7月から本格運行しております。

他の公共交通不便地域については、「たまちゃんバス」のこれまでの取り組みや改善点など様々な課題について十分検証したうえで、今後の方向性を探っていくこととしております。

また、都に確認したところ、東京都シルバーパス条例施行規則により、自治体のコミュニティバスには、シルバーパスは利用できないとの回答でした。

28. 本格運行している「たまちゃんバス」の地域住民の要望に沿ったルート変更や、蒲田駅までのルート拡大などを行うこと。更に支援を拡充し、ワンコインに値下げすること。

(まちづくり推進部) 矢口地域のコミュニティバス「たまちゃんバス」については、本格運行へ移行する条件である収支率50%以上という目標が達成され、令和元年7月に本格運行へ移行いたしました。引き続き、地域の方との話し合いの場である作業部会等を通じ、様々な課題について、更に利便性が向上するよう地域とともに取り組んでまいります。

☆ 29. デマンド型交通の実証実験が行われているが、本格運行に移し、更に使い勝手のよい運行をすること。

(まちづくり推進部) 令和4年度から中間見直しを行っている交通政策基本計画において、区内の公共交通不便地域の改善を基本的な施策として位置付けております。

多様な交通手段の活用や公共交通不便地域の改善を推進するためにも、地域の公共交通を支えている交通事業者との事前調整を十分に行い、バス以外の交通手段も組み合わせて、公共交通不便地域の検討を進めてまいります。

30. 京急バスにJR蒲田駅～京急蒲田駅間を含むワンコインエリアを復活させるよう求め、区が支援すること。また、交通系ICカードで精算できるよう求めること。

(まちづくり推進部) 京急バスは、令和3年7月1日から羽田空港エリア及びビッグファン・ボートレース平和島劇場直線のワンコインバスを交通系ICカードで精算できるようになりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりバス利用者が減少し、経営状況が大変厳しい状況となっていることから、収支改善を図り路線バスを維持するため、令和3年7月1日始発から蒲田エリアのワンコインバスを廃止いたしました。引き続き、京急バスの動向を注視してまいります。

31. 引き続きバス停に屋根やベンチの設置など、改善を事業者を求めること。

(まちづくり推進部) 道路上にバス停等を設置するには、道路法や建築基準法等により、幅員など必要な条件がございます。

今後も地域要望等を考慮しつつ、必要な条件を満たすバス停等につきましては、引き続きバス事業者にご要望をお伝えしてまいります。

32. 区内の区道の無電柱化の計画を作り促進を図ること。特に産業道路から東京労災病院までの区道は緊急車両の通行があるが道路幅が狭く大変危険であり、トランスの設置方法など技術の発展を加味して優先して進めること。

(都市基盤整備部) 計画的かつ効果的に無電柱化を進めるため、「大田区無電柱化推進計画」を令和2年度に策定し、今後10年間における無電柱化に関わる具体的な取組や整備目標を定めました。

今後、この計画に基づき着実に無電柱化を進めてまいります。

33. JRが羽田空港アクセス線の整備を進めているが、京浜島・城南島など区内臨海部に新駅をつくるよう求め、交通不便地域解消を図ること。

(まちづくり推進部) 当該路線は東海から京浜島を経由し羽田空港島に至るルートです。平成28年4月の交通政策審議会答申第198号の中で「国際競争力の強化に資する鉄道ネットワークのプロジェクト」に位置づけられました。

引き続き、羽田空港アクセス線の動向について注視してまいります。

34. 自転車による事故が多発している現状を打開し、命を守るため、各警察署とも連携し、ヘルメット着用や、マナー向上の啓発を行うこと。また、ナビマーク・ナビラインだけでなく自転車専用レーン整備を促進すること。特にモノレール昭和島駅付近は駅利用者のみならず昭和島・京浜島方面への自転車通勤の区民が多く、大変危険な状態である。都に自転車レーンの整備を求めること。

(都市基盤整備部) ヘルメット着用やルール・マナーの啓発活動は、継続的な実施が重要であるため、今後も各警察署と連携して進めてまいります。

また、自転車レーンの整備促進につきましては、実際の道路状況を鑑みた上で設計・検討し、交通管理者の意見も踏まえながら、適切な整備に努めてまいります。なお、国や都における整備につきましては、区の方からも適宜要請してまいります。

35. コミュニティサイクルのサイクルポートを駅周辺に増設すること。利用料金を引き下げること。同一事業者が運営している近隣自治体との連携を行うこと。

(都市基盤整備部) 令和5年度は、蒲田駅、大森駅周辺にサイクルポートを設置いたしました。今後も引き続き駅周辺へのサイクルポートの設置に努めてまいります。

利用料金については、近年の物価上昇の影響を受け、大変厳しい状況です。事業者へは要望をお伝えいたします。

近隣自治体との連携においては、東京23区内の16の区及び、川崎市内に大田区のサイクルポートとして、3か所設置し、相互乗入れが可能となっております。ただし、川崎市は都内16区広域連携と協定締結していないことから、当該ポート以外では相互乗入れが困難な状況でございます。今後も引き続き、運営事業者等と協力しながら連携方法を模索してまいります。

36. 「平和島駅前公衆便所」が廃止されたので、平和島駅周辺に新規の公衆トイレを早急に設置する

こと。

（鉄道・都市づくり部、都市基盤整備部）平和島駅前公衆便所について、京浜急行電鉄に複数回の協議を重ね、存続の要望書を提出いたしました。この結果、京浜急行電鉄から当該公衆便所の存続及び駅に近接した代替地の提供は不可であるが、引き続き、代替えの便所の設置を検討する旨の回答を得て、廃止しております。

令和 5 年 12 月には周辺店舗のお客様用仮設トイレが開設されましたが、区といたしましては、京浜急行電鉄に対し引き続き代替便所の設置を要望してまいります。加えて平和島駅周辺のまちづくりの検討の中で、関係機関と連携しながら、整備に向けた調整を行ってまいります。

十. 教育、文化、スポーツの振興

- ★ 1. 教育基本法第 16 条には「教育は不当な支配に服することなく」とあり、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものであるため、区長は教育に介入しないこと。

（総務部）平成 27 年 4 月 1 日に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、地方公共団体の長に教育大綱の策定が義務付けられました。大田区の大綱は、平成 28 年 2 月に区長と教育委員会とで構成される総合教育会議において協議、決定されました。教育の質や子どもをめぐる課題の解決のためには、区長部局と教育委員会の連携が必要不可欠であり、大綱に掲げた大田区が目指す教育の実現に向けて取り組んでまいります。

- ★ 2. 少人数学級について、小学校では学級編成基準を 5 年かけて 35 人に計画的に引き下げるための法改正が行われたが、中学校も含め一刻も早く実現すること。更に、コロナ禍を経て、行き届いた教育を進めるため、東京都の協力も得て、小・中学校全学年の 20 人程度の学級を早期に実施するよう計画をつくり進めること。

（教育総務部）小・中学校全学年での 20 人程度の学級の実施は、教員人事を東京都が担っていること、普通教室の増設が困難な区立学校もあることなど、人材面や施設面の環境整備の観点から、極めて困難であると考えております。

小学校の 35 人学級化については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の一部改正により、令和 7 年度までに小学校の学級編制標準を段階的に 40 人から 35 人に引き下げるものとされました。

令和 5 年度は区立小学校全校で第 1 学年から第 4 学年までが 35 人学級となっており、令和 6 年度は小学校第 5 学年までが 35 人学級編制となる予定です。引き続き法令に基づいた、段階的で計画的な 35 人学級化を実現してまいります。

3. 教員の変形労働時間制の導入は今後もしないよう都に申し入れること。

（教育総務部）教員の変形労働時間制の導入の可否については東京都において検討の上、適切に判断されるものと認識しております。そのため、区から東京都に対する申し入れを行うことは考えておりません。

4. 教員の過労死寸前と言われている過重労働の改善のため、正規の教員数を増やすよう都に求めること。

（教育総務部）教職員人件費の負担や教員人事は、現行制度上、東京都が担っているため、区の判断で正規の教員数を増やすことは極めて困難であると考えております。現行制度の中で

認められる教員数の増員配置については引き続き東京都に求めていくとともに、副校長アシスタント等、区費の会計年度任用職員の効果的な配置により、教員の負担軽減等を図ってまいります。

5. 産休代替、病欠への対応などの教員不足が一層深刻になっている。学校任せにせず、大田区として教員の確保を図ること。

(教育総務部) 東京都や関係機関と随時、緊密な情報交換を行い、各学校への情報提供を行うとともに、各学校の人脈等を活用して発掘した人材については、その力が最大限発揮できる人事配置に努めております。

また、教員の募集案内について区ホームページや区設掲示板への掲示を行う等、区としても教員の確保へ向けた取り組みを進めております。

これらの取組に加え、令和6年度は産休等による欠員に対応するための区独自教員を採用する予定です。

6. 東京地裁の判決の立場を守り学校教育、社会教育の場で個々の思想・良心などの自由を守る環境を尊重し、「日の丸」掲揚、「君が代」斉唱は、強制しないこと。

(教育総務部) 国旗掲揚、国歌斉唱は、学習指導要領に基づき適切に実施してまいります。

7. 校舎の建て替えにおいて、複合化で大規模化による工事の長期化など、教育環境の確保が損なわれている。よって複合化せず、学校単独で建て替えること。

(企画経営部、教育総務部) 「大田区公共施設等総合管理計画」に基づき、効果的・効率的な施設マネジメントによる区民サービスの維持・向上の実現を目指しているところです。

学校の改築においても、児童・生徒の良好な教育環境の確保を最優先として、地域の行政需要等を捉え、学校施設の複合化・多機能化を検討しているところです。

引き続き、様々な課題を総合的に判断し取り組んでまいります。

- ☆ 8. プールシェア導入の検討方針は見直し、小中学校にはプールを設置すること。

(企画経営部) 小中学校を含め、区のプール施設の多くで機能更新が必要な時期を迎えているなか、施設の機能を重視した集約及び有効活用を通して、区民満足度の向上や区の財政負担などの軽減を図るため、プールシェアの導入に向けて様々な角度から検討を行ってまいります。

(教育総務部) 教育環境を向上させ、効果的な水泳指導を実現させることを大前提として、令和6年度は「大田区におけるプールシェア導入の検討方針」に基づき、学校外のプールを活用したモデル事業を実施します。小中学校のプールの設置については、モデル事業の検証結果を踏まえ、検討してまいります。

- ☆ 9. 学校プールは、気候温暖化のため室外プールが入れない日が増加しているので、校舎建て替えの際には、室内プールを設置するなど対策をとること。

(企画経営部、教育総務部) プールの暑さ対策について、学校改築の際にはプールサイドに庇を設ける対策を行っているところです。引き続き、気候温暖化の状況も踏まえ、効果的な対策について研究してまいります。

10. 「教育に資する教室」だけでなく、生徒会室、PTA 会室、相談室など学校が必要とする全ての部屋にエアコンを設置すること。さざなみ学校の体育館にも設置すること。

(教育総務部) 学校諸室等仕様標準により空調設備が必要な諸室につきましては、学校と調

整して空調機の設置を行ってまいります。

館山さざなみ学校については、当該学校が高台にあり、風通しがよく、暑さで使用できないことが少ないこと、体育館が避難所に指定されていないこと、学校開放事業を実施していないこと、児童数が少ないこと、夏季休暇中の児童の利用がないことなどから、体育館の利用頻度が少ないため、エアコンの設置予定はございません。

11. 校庭のラバーは、酷暑では融けてしまうので見直しをすること。

(教育総務部) 校庭が、全天候型で整備されている学校は、近隣への配慮など、整備に至った経緯がございます。ラバーの劣化、不具合につきましては、児童・生徒の安全面の確保の観点から適宜改修を行っております。

- ☆ 12. 校庭の砂埃等が近隣に飛散する学校については、全天候型等の対策をとること。

(教育総務部) 校庭の舗装材については、改築や大規模改修の機会を捉えて、周辺環境等を総合的に勘案しながら検討してまいります。

13. 全ての区立小・中学校のトイレの洋式化を急ぐこと。

(教育総務部) 学校トイレの洋式化については、令和5年度までに洋式化率 80%への到達を整備目標に取り組みを進め、計画通りに目標を達成する見込みです。令和6年度も引き続き洋式化工事に取り組み、学校トイレの洋式化を推進してまいります。

14. 全ての学校施設を定期的に調査・修理・補修を行うこと。学校からの要望に速やかに対応し、修理・補修のための予算を増額すること。台風など災害発生時は特に迅速に対応すること。

(教育総務部) 建築基準法に基づく定期的な調査や日常点検を実施し、調査結果に伴い修理・修繕を行っております。学校からの工事要望には、児童・生徒の安全・安心の観点から速やかに対応しております。台風等の災害発生時は、従前どおり速やかな修理対応に努めてまいります。

15. 区立小・中学校の校門電気錠は、不具合が発生する前に設置業者に定期的な一斉点検を発注すること。

(教育総務部) 電気錠システムにつきましては児童・生徒の安全を確保するため、不具合が発生した場合には、速やかに状態を確認し、適宜、更新を行っております。

16. 大規模小・中学校の教育環境の改善のため、学校を増設すること。

(教育総務部) 大規模校の教育環境を改善するためには、当該校の隣接地区に学校を建設する必要があります。しかしながら、学校用地の確保が困難なことから、実現は難しい状況です。

17. 小・中学校給食について

- ★ ① 給食を教育の一環として位置付け、国や都が行わない場合でも区として無償化を継続すること。

(教育総務部) 給食費の無償化は、本来国の責任において実施すべきと考えております。特別区長会及び特別区教育長会において国に対し要望しており、引き続き要望してまいります。令和5年度に引き続き、令和6年度においても区立小中学校の給食費無償化を実施する予定です。

- ② 給食調理の民間委託をやめ、直営方式に戻し「安全・安心のため」食育を充実させること。

(教育総務部) 「大田区事務事業等適正化計画」に基づき平成28年度をもって全校で給

食調理業務委託となりました。なお、令和6年度も引き続き年間指導計画を作成し、計画的に食育を推進いたします。

- ③ 学校給食事務については教員にさせないこと。

(教育総務部) 学校給食事務は、献立の作成から提供までの一般事務、経理事務、食育等と幅広く、栄養士、事務職員を含む教職員が校長の指示のもと、それぞれの役割を果たしております。引き続き、適切な事務執行を図ってまいります。

- ★ ④ 公会計に移行すること。その際、各学校における献立作成、食材購入に支障をきたさないようにすること。

(教育総務部) 文部科学省は、学校給食費の公会計制度の採用を推進しており、区においてもすでに学校給食費等の公会計化について調査・研究を行っております。引き続き、先行自治体の取り組み状況等を調査しながら研究してまいります。

- ⑤ 食物アレルギー対応のために保護者や委託業者の声を聞き、アレルゲン除去だけでなく、代替食の提供等、十分な対応をとること。

(教育総務部) 「食物アレルギー対応基本方針」を定め、適切な対応に努めております。年1回、全校統一の様式で給食対応の有無を保護者から申し出ていただき、対応が必要な場合は、年1回以上、医師の診断のもと生活管理指導表の提出を受け、成長を妨げない必要最低限のアレルゲン除去や対応対象者の精査につなげております。

また、教育委員会では、学校教職員、給食調理委託業者、学校医等を対象に「食物アレルギー疾患対応研修会」を開催し、食物アレルギー疾患に対する理解を深め、緊急時の対応について、ともに学ぶ機会を設けております。

- ☆ ⑥ 宗教により食べられない食材がある児童・生徒に代替食の提供等、十分な対応をとること。

(教育総務部) 宗教的な配慮が必要な児童・生徒への給食時の配慮については、「大田区食物アレルギー対応基本方針」に準じて対応しております。食べられないものを除去した結果、献立が成り立たない場合は、弁当持参をお願いしています。

- ⑦ 給食の栄養・質を確保するため、食材は極力国産品を使い、トレーサビリティも積極的に活用し、遺伝子組み換え食品は使用しないこと。

(教育総務部) 給食の食材は、信頼のおける納品業者と学校が契約したうえで、原材料表示や産地等を確認し、良質で新鮮なものを選定するとともに、極力国産品を使用することとしております。

- ★ 18. 給付型奨学金制度について、入学金だけでなく授業料も対象にすること。クラウドファンディングの活用に限るのではなく、一般財源からも拠出し増額すること。

(福祉部) 大学等への入学金や修学に係る授業料については、令和2年度から国の支援が拡充されております。区給付型奨学金制度は国の制度では行き届かない部分に着目し、入学準備の支援をしていく考えです。

クラウドファンディングを活用した給付型奨学金(大学等進学応援基金)は、寄附を財源としており、経済的に困難を抱える学生を地域が育てていくことを特色としております。

19. 長引く物価高騰の中で、子育て世帯の生活が厳しくなっている。就学援助の受給基準を生活保護基準の1.5倍に引き上げ、年度途中から受給できるようにすること。眼鏡は視力低下の児童・生徒にとって教育において不可欠なもので、支給しないことは教育を受ける権利の侵害になって

いるため、支給すること。国が改善した小・中学校の新入学用品費購入費を区も引き上げたが、さらに拡充を求めるとともに、生活保護基準の引き下げによって、就学援助を受けられない世帯が出ないように引き続き対策をとること。

（教育総務部）就学援助については、国から生活保護基準見直しの影響ができる限り及ばないように対応することを基本的考え方とする通知が発出されております。この趣旨を踏まえ、区は令和3年度から準要保護の対象を世帯の合計所得が生活保護基準（第76次（令和2年10月1日改定））の1.4倍の額に満たない保護者としております。

また、随時申請は受け付けており、年度途中においても認定されれば受給できます。

眼鏡が必要な方は、児童・生徒全員ではなく、また、学校生活だけでなく生活全般に必要であるため、援助費の費目としてはなじまないと考えております。

支給金額については、今後も景気動向や社会経済状況に加えて、他区の状況や都区財政調整制度における積算単価などを踏まえ、必要な見直しを実施してまいります。

20. 年々増加している不登校の子どもたちが通う、NPO等が行っているフリースクールなどとの連携とともに区教育委員会として国や他自治体の動向を注視するだけでなく独自で助成をすること。

（教育総務部）不登校児童・生徒の支援については、不登校特例校の教員、つばさ教室の相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど、様々な専門家が連携しながら取組を進めております。公教育の場での取り組みに重点を置いているため、フリースクールへの独自助成については、国や他の自治体の動向を注視してまいります。

- ★ 21. 不登校特例校のみらい学園を他地域にも設置するなど拡充すること。

（教育総務部）令和6年4月から、小学校4年生から6年生までを対象とした学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）分教室を、旧大森東四丁目センター部分に開室します。

令和12年度には、小学校4年生から中学校3年生までを対象とした学びの多様化学校のみらい学園を、ふれあいはずぬま跡地に開校することを目指しています。

22. バリアフリーの観点から、全ての区立小・中学校にはエレベーターの設置など、改築工事を待たず環境・体制を整備すること。

（教育総務部）十分なバリアフリーの確保には、エレベーターの設置以外にも廊下など共用部分の改修なども必要となります。今後も、改築のほか、長寿命化改修、大規模改修の機会を捉え、整備を進めてまいります。

- ★ 23. 発達障害など支援が必要な児童・生徒に学校特別支援員・介添員・専門員を配置すること。また欠員補充についても柔軟に速やかに対処をするよう拡充すること。配置時間および人数を児童・生徒と教育現場の実情に合わせて増やすこと。

（教育総務部）支援が必要な児童・生徒に対して、区費では学校特別支援員や特別支援学級介添員を配置しております。令和6年度は学校特別支援員を小学校全校へ配置するとともに、特別支援学級介添員を増員する予定です。

また、欠員が生じた場合は速やかな任用に努めるとともに、学校特別支援員においては、学校特別補助員を補充配置するなど、学校現場の状況にあわせて対応しております。

東京都が配置する特別支援教室専門員についても欠員が生じた場合には、引き続き速やかな補充配置を求めてまいります。

24. 管理職を含め、特別支援教室（サポートルーム）担当教諭、特別支援学級、通常学級などすべての教職員に正しい障害理解の徹底をすること。

（教育総務部）全ての教職員が、特別支援教育の目的や意義について十分理解するとともに、教員が障がいに関する知識や配慮等について、正しい理解と認識を深め、組織的に対応していくことが重要です。また、このことは小・中学校学習指導要領解説 総則編にも記載があり、確実に取組を進めていく必要がございます。

教育委員会では、各学校の教員が参加する研修を年間複数回実施しており、引き続き各学校で障がいに対する理解に基づいた適切な指導や対応が実施されるよう研修内容の充実に努めてまいります。

25. 通級学級を復活させ、保護者と児童・生徒の要望に応じ、特別支援教室との選択ができるようにすること。

（教育総務部）特別支援教室は、在籍校で指導を受けることを原則としておりますが、個別の配慮が必要であると認められ、保護者の送迎が可能であれば、グループ内の他の学校で小集団指導を受けることもございます。また、特別支援教室が全小中学校に設置され、身近に特別支援教育が行われることで、特別支援教育についての理解、啓発が進むことが期待されます。そのため、通級指導学級を設置する予定はありません。

26. 特別支援教室（サポートルーム）について

- ① 教員の配置数が子ども 12 人につき 1 人となり、一人ひとりの子どもに合った指導することが困難になっている。配置定数をもとに戻すよう都に申し入れるとともに、区として配置すること。教員の負担軽減、児童・生徒への手厚い指導を行うため、区で講師対応等を行うこと。

（教育総務部）教職員の負担軽減につながるスタッフとして、各学校に会計年度任用職員を配置しております。

引き続き、既存の制度を最大限に活用し、東京都に対して教員や特別支援教室専門員の確保を求めるとともに、区独自の発達障害支援アドバイザーを配置し、巡回指導教員への助言、特別支援教室の運営への支援をしてまいります。

サポートルームの施設・設備ほかの課題につきましては学校と連携して取り組んでまいります。

- ② 指導が原則 1 年では、児童生徒の成長を支援しきれないという問題が起こっている。指導期間の期限をなくすことを都に申し入れ、区として指導期間の延長を柔軟に行うこと。

（教育総務部）特別支援教室（サポートルーム）は、対象児童・生徒が可能な限り多くの時間、在籍学級で他の児童・生徒とともに有意義な学校生活を送れるようになることを目指し、指導を行っています。

原則の指導期間内に指導の成果を振り返り、一人ひとりの目標の達成状況を確認したうえで、指導期間の延長が必要な場合は、所定の手続きによって延長の対応も可能です。

- ③ 児童・生徒一人ひとりの特性に合った指導が行われるよう、現場の教員の意見を聞き、必要な個別指導計画にすること。

（教育総務部）個別指導計画の作成については、児童・生徒の実態に応じた適切な指導を行うために、実態把握を丁寧に行った上で、指導目標、指導内容及び指導方法を明確にし

て計画を立てることが重要です。これらのことについて、毎年、年度当初に学校に対して通知を発出し、指導・助言しています。

27. 各校に特別支援教室の専用室を設置し、兼用教室活用は極力避けること。

（教育総務部）専用室を確保することが望ましいですが、学校経営の状況を鑑みながら判断し、専用室が確保できない場合は、他の教室と兼用するなど、施設の有効活用を図ってまいります。

教職員の体制につきましては、東京都の定数に基づき配置してまいります。また、区独自の発達障害支援アドバイザーを配置し、巡回指導教員への助言、特別支援教室の運営への支援をしてまいります。

- ☆ 28. 2024 年度から大森東小学校に新しくつくられる自閉症・情緒障害特別支援学級で、児童に手厚い支援ができるようにするため、教員を更に配置するよう都に求め、また、区としても講師を加配すること。

（教育総務部）教員につきましては、東京都の定数に基づき配置してまいります。また、現時点で区費の講師について配置の予定はありません。

29. さざなみ学校は存続させること。

（教育総務部）平成 25 年 3 月に報告のあった「大田区立館山さざなみ学校の今後の在り方に関する報告書」に基づき適切に対応してまいります。

30. 小・中学校に都費事務員の 1 校 1 名配置を守るよう引き続き都に求めること。

（教育総務部）全小・中学校における都費事務職員の 1 校 1 名配置の継続について、都に伝えてまいります。

31. 児童・生徒の読書学習を推進するため、読書学習司書を非常勤ではなく、常勤雇用とすること。

（教育総務部）想定される業務量から、会計年度任用職員を配置しております。なお、他区においても同様に常勤での雇用はされておられません。

- ☆ 32. 水泳指導中の安全確保のため、外部プール指導補助員の増員をすること。

（教育総務部）水泳指導補助員は、各校の実情に応じて配置しています。令和 6 年度は、プールシェア事業のモデル校や、プール工事のため他校プールを利用する学校等に、水泳指導補助員を増員する予定です。

- ☆ 33. スクールカウンセラーの対応が求められる事例が各学校で増加していることを踏まえ、小・中学校に配置されているスクールカウンセラーを常勤雇用とすること。

（教育総務部）区立小中学校で勤務するスクールカウンセラーには、都が非常勤職員として任用しているカウンセラーの他に、区が独自に雇用しているカウンセラーがおります。そのため、任用を一本化して常勤雇用とすることは困難です。

34. スクールソーシャルワーカーは常勤雇用として全校に配置し、福祉機関と連携して、福祉制度の活用促進を図ること。

（教育総務部）複合的かつ複雑な問題を抱える児童・生徒への働きかけをより早く、丁寧に行うためには、スクールソーシャルワーカーが福祉や医療のみならず、学校などの関係機関との連携を深めることが重要であると認識しています。

スクールソーシャルワーカー事業の充実について、検討してまいります。

35. ICT 支援員の常駐体制をとり、授業中の ICT 機器の不具合に対処できるようにすること。

(教育総務部) 令和3年度から支援員の訪問回数を月6回に増加させたことによって、週当たりの訪問数が1～2回となっております。

令和4年度以降は、ICT教育推進専門員(会計年度任用職員)を1名増員し3名とするなど体制を拡充しており、ICT支援員のさらなる拡充はこれまでの取組の効果検証を行った上で、検討いたします。

36. 中学校の部活動外部指導員は、教員の過重労働の軽減に効果が見られる。外部指導員報償費を増額し、各学校が必要なだけ増員を図ること。

(教育総務部) 部活動指導員について、令和5年度は33名を中学校に配置いたしました。教職員の負担軽減に向けて、配置人数の拡充を図ってまいります。

37. 糺谷中学校夜間学級の養護教諭を会計年度任用職員ではなく正規雇用にすること。

(教育総務部) 教職員人件費の負担や教員人事は、現行制度上、東京都が担っているため、区の判断で正規の教員数を増やすことは極めて困難であると考えております。

引き続き現行制度の中で認められる教員数の配置については東京都に求めていくとともに、区費の会計年度任用職員の効果的な配置による対応を図ってまいります。

38. 全国いっせい学力テストを中止するよう国に求めること。また、大田区学習効果測定をやめ、教員が児童・生徒の学力を把握できるような業務量に改善すること。

(教育総務部) 本調査は、子どもたち一人一人の学力向上、教師一人一人の授業改善に資するものであり、中止を求める考えはございません。

39. 英語スピーキングテストを中止し、都立高校入試に使わないよう都教委に求めること。

(教育総務部) 英語スピーキングテストは、小・中・高校における一貫した英語教育の推進により生徒の「使える英語力」の育成を目指した取組の一つで、英語指導の充実を図るものであるため、中止を求める考えはございません。

40. 小・中学校の学校運営費は毎年度多額の不用額が生じている。小・中学校の備品費を校内予算の枠に入れ、必要な備品・消耗品は教育現場の要望に応じて各校への学校運営費を更に増額すること。年度途中でも要望を調査するなど、効果的に執行できるようにすること。

(教育総務部) 必要な備品、消耗品は各学校で計画的な執行により購入しております。また、学校との協議により必要な予算を追加配当しております。

- ☆ 41. 教科用指導書を学校規模に関わらず公費で購入できるよう予算措置をすること。

(教育総務部) 教科指導の参考となる教師用指導書は、公費で全校に備えています。なお、配付する冊数は、学級数に応じて設定しており、増やす考えはございません。

42. 学級担任制である小学校は、印刷の時間が集中するため、印刷機は学校規模に関わらず各校2台以上設置すること。

(教育総務部) 小学校の大規模校には2台、中学校は全校2台設置しております。

43. コピー機の印刷枚数について、学級数を基準とした必要枚数の設定などの枚数制限をしないこと。拡大カラーコピーもできるようにすること。

(教育総務部) コピー機の印刷枚数は学級数を基準に必要枚数を設定しております。カラーコピー機については現時点で導入を考えておりません。

44. 小・中学校の卒業アルバムを全員に無償配布すること。

(教育総務部) 無償配布は考えておりません。

45. いじめ対策には、子どもの命最優先の原則を確立し、ささいなことに見えても様子見せず、教職員・保護者で情報を共有し取り組む環境を作ること。

(教育総務部) 教育委員会では、いじめ防止対策推進法などの関係法令に基づき、「大田区いじめ防止基本方針」を定めております。また、各校では、学校いじめ防止基本方針を策定しており、学校いじめ対策委員会を核として、いじめの未然防止、早期発見、早期対応を行っております。引き続き、学校、家庭、地域及び関係機関が一体となった取組を強化してまいります。

46. 区内の小・中学校での体罰ゼロ宣言をすること。教育現場からあらゆる暴力を一掃し、教育委員会として「体罰防止」や「根絶」ではなく「体罰ゼロ」を明確な目標として掲げ、教育現場での意識改革を進めること。

(教育総務部) 体罰は決してあってはならないこと、との認識の下、体罰防止月間を設け、各学校での研修を実施するほか、初任者研修等で、体罰の根絶について取り上げております。また、校長会等で体罰による処分事例を取り上げ、体罰根絶への意識を促しております。

47. 憲法 26 条第 2 項「義務教育は、これを無償とする」とあるように、小・中学校の学用品、移動教室、林間学校、修学旅行、部活動など完全無償化すること。

(教育総務部) 小・中学校の学用品、移動教室等及び部活動の一部については、個人が負担すべき費用であると考えております。

48. 電子黒板については習熟度別少人数指導で使うすべての教室に設置することを基本にし、各学校の教職員ともよく相談すること。タブレットは講師、非常勤にも貸与すること。

(教育総務部) 各学校の ICT 機器を活用した授業の状況やその効果を検証しながら、児童・生徒の学習環境の充実に努めてまいります。

49. 松本市のように、中学生の学校検診の尿検査においてピロリ菌の検査を追加すること。また、血液検査で生活習慣病の検査を行うこと。

(教育総務部) 中学生の学校健診時のピロリ菌検査については、肯定的な意見もある一方、有識者や学会等による否定的な意見もあり、一定のコンセンサスが確立していないことから、現時点で実施することは困難と考えております。また、血液検査による生活習慣病健診は現時点で実施は考えておりません。

- ☆ 50. 教職員住宅が全廃になり、1 時間以上かけて通勤する教職員が多い。災害時の初期対応をするためにも、教職員住宅を確保すること。また、借り上げ制度を導入すること。

(教育総務部) 現状、教職員住宅の借り上げ制度等は考えておりません。

51. 私立幼稚園について

- ① 2020 年から比べて幼稚園に通う児童数が 2,000 人以上減少し、今後数年で現在の 6~8 割に減少するという実態を把握し、区としても注視するだけでなく支援策を強化すること。

(教育総務部) 私立幼稚園の入園者(予定者)が減少していることは把握しております。引き続き、実態等を注視し、適切な支援策について研究してまいります。

- ☆ ② 「多様な他者との関わりの機会の創出事業」のモデル実施が始まったが、園や集団生活に慣れていない幼児を預かるので、その安全を確保するために、人員配置ができるような対策を都に求めること。

（教育総務部）「多様な他者との関わりの機会の創出事業」における人員基準は、東京都一時預かり事業または東京都幼稚園型一時預かり事業に準ずるよう、東京都の要綱にて規定されており、安全性が確保できる基準となっています。私立幼稚園での実施に際しては、余剰保育室、余剰人員がある園での実施が想定されているため、人員配置の対策について東京都への要求の予定はありません。

- ③ 幼稚園教諭の資質向上と人材確保のため、保育従事職員宿舍借り上げ支援事業と同様に、家賃補助制度を創設すること。

（教育総務部）私立幼稚園職員に対する宿舍借り上げ支援事業及び家賃補助制度については、引き続き、国や東京都の動向、他区の実施状況を注視してまいります。

- ④ 幼稚園教諭の資質向上と人材確保のため、奨学金返済補助金は私立幼稚園の教諭も保育士と同等にすること。

（教育総務部）大田区奨学金の人材確保型特別減免制度の対象事業所に、令和2年度から、幼稚園が加わりました。引き続き、私立幼稚園の教員に対する支援について検討を進めてまいります。

- ⑤ 教育の基盤整備・強化を図る観点や重要な使命を達成するには、教職員の確保と資質向上が求められており、保育士応援手当と同様に10,000円の処遇改善費支給をすること。

（教育総務部）現行の助成額は、他区の実施状況と比較して遜色のないものと認識しておりますが、引き続き検討を進めてまいります。

- ⑥ 幼児教育・保育の完全な無償化を実現するため、更に補助額の増額をすること。保護者への償還払いの支給方法は年4回から最低年6回にすること。

（教育総務部）保護者負担軽減補助について、現行の補助額は、他区の実施状況と比較して遜色のないものと認識しておりますが、私立幼稚園を取り巻く状況、国や都の政策等を踏まえ、保護者の負担を軽減し、私立幼稚園の振興と充実を図ることにより、在宅子育て家庭の孤立防止や育児不安軽減等、私立幼稚園が地域の子育て支援に果たす役割を強化し、幼児教育の充実のみならずひいては家庭教育の充実を図るための適切な支援ができるよう、充実してまいります。保育料に対する保護者補助金の支給方法は、区内の私立幼稚園を対象に、令和5年度から法定代理受領に移行いたしました。

- ⑦ 私立幼稚園の教育基盤の整備・強化を図るため振興費補助金の増額すること。

（教育総務部）現行の助成額は、他区の実施状況と比較して遜色のないものと認識しておりますが、引き続き検討を進めてまいります。

- ⑧ 園児の健康増進のための補助施策を拡充すること。蚊が媒介する病気を防ぐために、防虫装置設置（1基約30万円）への補助を行うこと。

（教育総務部）現行の助成額は、他区の実施状況と比較して遜色のないものと認識しておりますが、引き続き検討を進めてまいります。

- ⑨ 特別支援を要する園児の園生活の充実を図るための特別支援教育事業補助金を増額すること。

（教育総務部）現行の助成額は、他区の実施状況と比較して遜色のないものと認識しておりますが、引き続き検討を進めてまいります。

- ⑩ 子育て施策の一環である預かり保育に対する人件費補助や、預かり保育を利用する保護者

の負担を軽減するためにも預かり保育事業費補助金を増額すること。

（教育総務部）現行の助成額は、他区の実施状況と比較して遜色のないものと認識しておりますが、引き続き検討を進めてまいります。

- ⑪ 教育環境の維持向上のため、教材・園具補助金が各園に交付されている。幼児教育を取り巻く教材整備、園児記録管理の維持向上、また ICT 化を推進し、より一層の教育の強化をしていくため大幅な補助額の増額をすること。

（教育総務部）現行の助成額は、他区の実施状況と比較して遜色のないものと認識しておりますが、引き続き検討を進めてまいります。

- ⑫ 私立幼稚園団体に対する教育研究会事業費補助金を増額すること。

（教育総務部）現行の助成額は、他区の実施状況と比較して遜色のないものと認識しておりますが、引き続き検討を進めてまいります。

- ⑬ 「TOKYO 子育て応援幼稚園」（一時預かり保育制度）に 2023 年度は 8 園が申し込んだ。今後増えていくことから、人材確保のための区独自の補助制度を設けること。

（教育総務部）現行の助成額は、他区の実施状況と比較して遜色のないものと認識しておりますが、引き続き検討を進めてまいります。

52. 大田区立郷土博物館は博物館法に基づき、館長には専任の課長職を配置すること。

（スポーツ・文化・国際都市部）郷土博物館は、文化振興課長の所管の下、地域活動団体等と協力・連携し、効果的・効率的な運営に努めております。引き続き、貴重な文化資源の活用を図ってまいります。

53. 学芸員を正規職員として採用し、増員すること。

（スポーツ・文化・国際都市部）学芸員の中には兼職を望む者もあることから、本人希望を尊重しながら、人事部局とも情報共有し適正な配置を進めてまいります。

54. 区内文化財を保存し、公開すること。埋蔵文化財は大田区の宝なので開発により破壊はさせないこと。また文化財保護予算を拡充すること。

（スポーツ・文化・国際都市部）区内文化財の公開については、所有者の了解を得ながら「文化財公開見学会」等の事業を実施しております。

埋蔵文化財は、事業者が土木工事等を実施する際、文化財保護法に基づく事前の届出の提出を求め、適切な指導・助言を行っております。

55. 社会教育団体の育成と活動を保障するために受益者負担を理由とした施設使用料の値上げをやめ、元に戻すこと。さらに優先予約と減免制度を復活すること。

（企画経営部）施設使用料の改定では、施設を利用しない方との公平性確保という点など、受益者負担の原則に基づき、算定基準に基づく使用料を利用者に負担していただくものとしております。

56. 調布地域への体育館建設は「大田区公共施設整備計画（後期）」でも事業計画と位置付けられており、早期に実現すること。

（企画経営部、地域力推進部、スポーツ・文化・国際都市部）身近な場でスポーツに親しめる環境を整備することは、重要な課題であると認識しております。現在、「（仮称）田園調布せせらぎ公園体育施設」の建設を進めておりますが、調布地域のスポーツ環境の充実については、引き続き検討してまいります。

57. 改定されたスポーツ基本法に基づき、大田区スポーツ推進計画は区民の権利を保障した、特に「するスポーツ」を基本に計画し、施設の増設、指導員の配置など環境整備を進めること。

（スポーツ・文化・国際都市部）より多くの区民がスポーツに触れ、その活動を維持するためには、様々なスポーツ活動を支える人材やスポーツをする場が不可欠です。

「大田区スポーツ推進計画（改定版）」においてもスポーツ施設のストック適正化やスポーツ指導者への支援などの方向性を示しております。計画の趣旨に則り、区民の方が多様なスポーツに取り組める環境整備を進めてまいります。

58. 大田区総合体育館は、スポーツ基本法・大田区スポーツ推進計画に基づき、利益優先の指定管理をやめ、料金を取る興行の場合最長 2 年前から予約できる興行優先から区民優先に規則を見直すこと。

（スポーツ・文化・国際都市部）大田区総合体育館では、民間事業者の有する専門知識や機動力、企画力を活かし、施設の管理運営を効果的・効率的に行い、区民に質の高いサービスを提供することを目的に指定管理者制度を導入しております。

現在の指定管理者は、様々なノウハウを活かしながら、安定した管理運営を行っており、令和 5 年度のモニタリング調査(財務審査)でも高く評価されております。

また、自主事業として、多様なスポーツ教室や講座、施設の個人開放等を行い、区民の「するスポーツ」の機会創出、充実に取り組んでおります。

大田区総合体育館では、区民に「するスポーツ」とともに、興業やスポーツイベントを通じて良質な「みるスポーツ」の機会の提供を行うことで区民のスポーツへの興味や関心喚起に繋げており、施行規則等の見直しは考えておりません。

59. 区立図書館のあり方について検討が進められているが、図書館の複合施設内への移転はせず、充実させること。

（教育総務部）区立図書館の整備にあたっては、複合施設への移転も含めた多様な観点をもって、利用者のニーズやコスト等を総合的に検討して進めてまいります。

60. 区立図書館のバリアフリー化を進めること。

（教育総務部）老朽化に伴う既存の図書館の改築計画等を検討するなかで、図書館のバリアフリー化を着実に進めてまいります。

61. 図書館職員の処遇改善と質の向上をはかるため、指定管理は見直し、区の直営とすること。

（教育総務部）大田図書館については、令和 6 年度も引き続き業務の一部委託により運営を行ってまいります。

また、現在指定管理者により運営している 15 の地域館につきましては、区民の方々より好評をいただいております、引き続き指定管理者制度により運営を行ってまいります。

62. 図書館司書について、各館によって司書の配置にばらつきがあるため、是正すること。

（教育総務部）区立図書館の司書率については、50%以上を目標とし、少なくとも 40%以上の司書率を確保することとしております。このような考え方にに基づき、令和 5 年 4 月 1 日現在、すでに全館平均で 61.9%を達成しているところです。

今後も均質で公平なサービスを提供してまいります。

十一. 住民参加の区政運営と非核平和事業

1. 第 8 期大田区男女共同参画推進プランはジェンダー平等の視点が不十分なので、ジェンダー平等社会のために見直すこと。

(総務部)「ジェンダー平等」は、SDGs に掲げる目標の一つです。「第 8 期大田区男女共同参画推進プラン」では、本プランに掲げるすべての取組が SDGs の目標達成につながるという認識のもと着実にプランを進めるとしてまいります。

本プランに基づき、引き続き男女共同参画社会の実現に向けた事業を推進してまいります。

- ★ 2. 同性婚を認める法改正を国に求めるとともに、都内 13 区 9 市、東京都も実施したパートナーシップ制度を区民と共同で大田区独自でも制定すること。

(総務部) 区における制度導入につきましては、法に基づく婚姻制度とは異なることに起因する様々な課題があると考えており、引き続き、国の動向や東京都ほか他自治体の取組状況を注視し、慎重に対応してまいります。

東京都パートナーシップ宣誓制度開始に伴い区の各部において都が発行する受理証明書の活用可能性や対応にあたっての課題について検討を行っております。

また、性の多様性への理解を深め、性的マイノリティの方への偏見や差別をなくすよう周知、啓発等の推進を図ってまいります。

3. 人権・男女平等推進課から、男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する担当を課として独立させること。

(総務部) 男女平等及び多様性を尊重する社会の推進のためには、男女間の格差や性的マイノリティに対する差別や偏見など人権課題として捉え、正しい情報発信と啓発が重要です。

そのため、現状の人権・男女平等推進課として一体的に取り組むことが必要と考えております。

4. 大田区平和都市宣言の立場で憲法 9 条を遵守し、改憲反対の意思表示をすること。

(総務部) 大田区は昭和 59 年 8 月 15 日に世界の恒久平和と人類の永遠の繁栄を願い、平和都市宣言をいたしました。「平和という人類共通の願いを込めて大田区は平和憲法を擁護し核兵器のない平和都市であることを宣言する」と憲法擁護についてうたっております。

5. 核兵器禁止条約に国が一刻も早く批准するよう求め、区長はヒバクシャ国際署名に署名すること。

(総務部) 日本政府は、我が国の立場に照らし、核兵器禁止条約に署名する考えはないことを明らかにしております。また、核兵器のない世界を実現するためには、核兵器を保有する国を巻き込んで核軍縮を進めることが不可欠であり、立場の異なる国々の橋渡しに努める決意であるとして、条約発効後も日本政府としての考えに変わりがないことが示されました。

区としても、区民の皆様とともに平和の尊さについて考え、次の世代に語り継ぎ、平和な世界を築いていくという主旨に沿って、平和都市実現のため、引き続き基礎自治体として平和関連の各種事業を着実に進めてまいります。

6. 平和都市宣言の行事は、荒天等で花火の祭典が中止の場合、記念式典だけ開催できるようにすること。花火の祭典以外にも平和都市宣言の行事を実施すること。

(スポーツ・文化・国際都市部)「花火の祭典」は、他自治体等の花火大会とは異なり、平和

都市宣言を記念する事業として、平和の尊さ、大切さを若い世代に語り継いでいくために、区民と共に平和への願いを込めた花火の打上と位置付けております。今後も平和都市宣言記念事業としてふさわしい方法を検討し、開催してまいります。

7. 同和対策事業は大田区に導入時の経過をふまえ、「解同」（部落解放同盟）との不正常な関係を断ち切ることを。総務省通達に基づいて一般業務として行うこと。

（総務部）同和問題は、歴史的・社会的背景に起因した根深い差別意識に基づく問題だと捉えています。関連する相談及び啓発事業等については、今後も「部落差別解消推進法」や「東京都人権施策推進指針」等に基づき対応してまいります。

十二. 区民が利用しやすい施設について

- ★ 1. 公共施設は地方自治法にしたがい住民の福祉の増進に寄与するよう、受益者負担の考えを止め、値上げした使用料をもとに戻すこと。

（企画経営部）公共施設の使用料は、受益者負担の適正化の観点から施設を利用される方とそうでない方との公平性の確保のため、使用料をご負担いただく必要がございます。

今後も使用料の適正化に向けて、定期的に施設にかかるコストを把握し、一定の算定基準を基にした使用料の見直しに継続的に取り組んでまいります。

- ★ 2. 公共施設の予約のキャンセルについて、キャンセル日に応じて返金額を設定する制度を設けること。

（地域力推進部）公共施設に関しましては、使用申請、使用承認、使用承認の取消等の規定を各施設ごとに設けております。

なお、「大田区公共施設利用システム（うぐいすネット）」で施設を予約した際は、使用予定日までの日数等にもよりますが、インターネットでもキャンセルできるケースがございます。

今後も、区民の皆さまが公共施設を円滑にご使用いただけるよう、適切に対応してまいります。

3. 消費者生活センターや大田区民ホールアプリコなど公共施設の集会室の利用率が高く、施設が不足しているため、増設の計画を持つこと。また、複合化計画をやめ、公共施設整備計画で延べ床面積 1 割削減の目標を見直すこと。

（企画経営部）公共施設の整備につきましては、「大田区公共施設等総合管理計画」に基づき、地域ごとの将来のまちづくりを見据え、変化する区民ニーズに対応した公共施設を適正に配置し、効果的・効率的な施設マネジメントによる区民サービスの維持・向上に取り組んでまいります。

4. 全ての区民施設を定期的に調査・修理・補修を行い、長寿命化計画を進めるための専門部署を作り、体制を強化すること。

（企画経営部）公共施設の調査・修理・補修及び、改築や大規模改修による長寿命化等、公共施設の整備については、施設整備課及び施設保全課が連携し、庁内調整を行いながら丁寧に進めております。

5. 区民施設の大規模な改修については、区内業者の仕事確保の観点から分離発注を行うこと。

（企画経営部、総務部、都市基盤整備部）区は土木・建築・電気・機械設備等の業種ごとに分離して発注することを基本としています。今後とも引き続き、従前の方針で対応してまいります。

ます。

6. 消費者生活センター集会室及び特別出張所付属集会施設を他の区民集会施設同様に利用時間を午後 10 時まで延長すること。

（地域力推進部）利用者および近隣住民の方の要望も様々あり、消費者生活センター集会室や特別出張所付属集会施設の夜間利用は、午後 5 時 30 分から午後 9 時 30 分までとなっております。引き続き、各施設の利用時間の範囲内で、ご利用いただきたいと考えております。

7. 公共施設の指定管理者制度はサービス向上にならず、低賃金・不安定な官製ワーキングプアを生み出すので見直し、直営に戻すこと。

（企画経営部）区は、健全で安定した行財政運営を継続しつつ、同時に新たな行政課題に的確に対応することを目指しております。そのためには、最少の経費で最大の効果を発揮できる効果的・効率的な組織体制を構築することが必要です。

大田区職員定数基本計画では、新たな課題の発生等に伴う業務量の増加に対応するため、引き続き業務改革を徹底することとしております。今後も、アウトソーシング等の取組について十分な検証を行うとともに、その効果的な活用を進め、区民サービスの向上につなげてまいります。

なお、指定管理者に対しては、指定期間中に社会保険労務士による労働条件審査を実施し、指定管理者制度導入施設で働く従業員の適切な労働環境の確保につながっていると同時に、区民サービスの維持・向上が図られているものと評価しております。

8. 公共施設の音響設備、空調設備や什器を定期的に点検し、適正に改修・更新すること。

（企画経営部）施設ごとの状況に応じて、音響設備や空調設備の更新を適切に行っております。

9. 公共施設の女子トイレに生理用品を配備し、男子トイレにサニタリーボックスを配備すること。

（総務部）《人権・男女平等推進課》生理用品等の配備につきましては、その目的や効果などを検証したうえで、実施する可能性を含めた判断が必要と考えます。他自治体などでの取組状況等を研究してまいります。

（総務部）《総務課（庁舎管理）》本庁舎、各地域庁舎については、来庁者が多く利用する男子トイレ等にサニタリーボックスを設置しております。

10. 老人いきいの家（ゆうゆうクラブ）について

- ① 区民の合意なく、ゆうゆうクラブの廃止計画は撤回し、復活・増設すること（特に新蒲田、西糀谷、羽田、西六郷、西蒲田、東矢口、南蒲田、大森南、入新井）。マッサージ機などを再度設置すること（入新井、東糀谷）。

（福祉部）老人いきいの家の新規開設の予定はございません。また、各機器の利用状況や必要性など考慮し、措置が必要な場合は、適切に対応いたします。

- ② 浴槽を残し、シャワーのみにしないこと。洗髪禁止の制限しないこと。

（福祉部）老人いきいの家の浴室は、軽体操や踊りなど体を動かした後に軽く汗を流すために設置しておりますので、この趣旨に沿った利用をお願いいたします。

- ③ 本来の目的を果たすため、ゆうゆうクラブでのシニアステーション事業はやめること。

（福祉部）地域包括ケアシステムの構築に向けて、高齢者の元気維持・介護予防から、最適な介護サービスへの切れ目のない支援を提供するための事業であり、変更する考えは

ございません。

11. 住宅セーフティーネット法に基づく施策を改め、公営住宅法に基づいて、需要に見合った公営住宅の増設を進めること。また建設達成までは、区内賃貸用空き家を借り上げ、区営住宅家賃と同等の規則で貸し出すこと。また単身者用の住宅を確保すること。また、若年世帯向けの優遇制度を子どものいない世帯にも適用すること。

(まちづくり推進部) 平成 30 年の住宅土地統計調査によると、区内には約 37,750 戸の賃貸用共同住宅の空家があると推定されていることから、民間賃貸住宅への入居が円滑にできるよう支援を充実させることが重要と考えており、区営住宅の増設や区内賃貸用空き家の借り上げの予定はございません。

単身者用住宅の確保については、平成 24 年度から、40 ㎡未満の区営住宅を単身向として募集しております。また、子どものいない若年世帯についての優遇制度の適用は考えておりません。

12. 都営住宅や他区にならい、区営住宅入居時の連帯保証人制度を廃止すること。

(まちづくり推進部) 連帯保証人を確保できず入居できないことがないように平成 26 年に法人保証制度を導入しております。これにより、連帯保証人が確保できない場合でも、保証会社等の保証制度が利用できれば区営住宅への入居が可能となります。

13. 公営住宅に入れない低所得者世帯・若年世帯等に約 4 万戸ほどの空き家の活用を区は求めているが、家賃が高いので、家賃補助をすること。

(まちづくり推進部) 居住支援協議会において、高齢者やひとり親世帯等を対象とする住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居支援をはじめ、様々な議論を進めていますが、現在、区による家賃助成を行う予定はございません。

14. スポーツ健康都市宣言をした大田区にふさわしく、文化、スポーツの活動場所である文化センターを大田区の名物とし「文化センターの大田区」と言われるよう、各出張所地域に 1 ヶ所以上つくること。

(地域力推進部) 文化センターの設置は、それぞれ歴史的経緯があり、現在有効に利用いただいております。文化センターを増設する計画はございません。

15. 老朽化した美原文化センターの改修時期を明らかにすること。馬込文化センターの体育室の冷暖房整備をすること。いずれも改修時期が明確でないので早期に実施すること。

(地域力推進部) 美原文化センターは、改修時期などを総合的に勘案して計画的に検討してまいります。

馬込文化センター体育室の冷暖房設備については、改修時期などを総合的に勘案して計画的に検討してまいります。

なお、令和 2 年度に冷風機二台を設置し、暑さの緩和に努めております。

16. 大田区民センター跡地について、内部だけの検討でなく、区民の意見を取り入れた利用計画を早期に策定すること。

(企画経営部) 新蒲田一丁目複合施設の建設後の残地につきましては、現在、大田都税事務所の仮設庁舎設置場所として一時的に活用しております。

今後の活用につきましては、蒲田西地区の総合的なまちづくりの中で、将来的に土地の有効活用が図れるよう検討してまいります。

17. 移転する特別出張所の跡地や建物の計画は、区民の声を入れ、早期に区民に明らかにすること。

(地域力推進部) 特別出張所の移転・整備、跡地の利活用につきましては、引き続き地元への説明会を実施し、お知らせしてまいります。

18. 区内の公共施設のバリアフリー・段差解消のため、エスカレーター・エレベーターの設置を、施設の改築等の機会を捉えて設置を進めているが、早急に計画を作り、設置工事を行うこと。

(企画経営部、福祉部) エレベーター等の昇降機設置については、改築等の機会を捉えて設置に努めてまいります。

- ★ 19. 全ての公共施設に付帯設備としての無料の Wi-Fi アクセスポイント・有線 LAN を計画的に整備すること。特に大田区民プラザ小ホール・展示室、池上会館、カムカム新蒲田など、地下等にある区民施設については早急に整備すること。

(企画経営部、地域力推進部、スポーツ・文化・国際都市部) 文化施設は、区民の皆様の様々な利用方法を考慮し、音漏れ等によって他の利用者に支障がないよう配慮した構造となっております。

池上会館は令和 4 年度に集会室及び一部会議室にフリー Wi-Fi を整備いたしました。

また、カムカム新蒲田(新蒲田区民活動施設)は、無料の Wi-Fi アクセスポイントを整備しており、施設内全ての場所でご利用いただけます。

なお、区民プラザは改修にあわせて利用者用のインターネット環境の整備等も進めており、他の公共施設についても施設の特性および利便性・ニーズをふまえ、最適なネットワーク環境の整備を検討してまいります。

20. 区営自転車駐輪場は受益者負担の立場ではなく、地方自治法の区民の福祉の充実の立場で、原則無料とすること。

(都市基盤整備部) 令和 3 年度末に策定した「大田区自転車等総合計画」に基づき、大田区自転車等駐車対策協議会で自転車等駐輪場使用料等の議論を深めてまいります。

21. 保育、介護、障害者等福祉事業は、極めて高い専門性と貴重な経験の継承、守秘義務が特別に要求される。不安定・低賃金の民間委託、指定管理者導入は止め区直営に戻すこと。

(企画経営部) 区は、「大田区アウトソーシング指針」に基づき、「民間にできることは民間に委ねる」ことを基本に、多様な主体で区民ニーズに応える仕組みづくりを推進してまいりました。

民間委託や指定管理者制度の導入については、安易な前例踏襲に陥ることなく、導入前後の効果測定や予算編成過程など、あらゆる場面を通じて検証を行い、区民サービスの向上が図られる最適な手法を検討しております。

22. 区立公園、児童公園は私立認可保育園の代替園庭として利用される公園は、区が許可した園庭の無い保育園を保証するために、トイレの無い公園には原則としてだれでもトイレを設置すること。既設の和式トイレを洋式に早急に改修すること。

(都市基盤整備部) トイレの無い公園へのトイレ設置、既設の和式トイレの洋式化については、トイレの利用状況等を確認しながら検討してまいります。

23. 西馬込駅をはじめ、駅周辺に需要に応えた自転車駐輪場を整備すること。

(都市基盤整備部) 西馬込駅周辺では、令和 2 年 11 月 1 日に「西馬込駅第二自転車駐輪場」を開設いたしました。

引き続き、西馬込駅以外でも、用地確保の状況を踏まえつつ需要に応じた自転車駐車場整備に向け検討してまいります。

十三. 不要不急の大規模開発計画をやめ、区民のための施策に転換を

- ★ 1. 新空港線「蒲蒲線」計画は必要性・緊急性のない事業である。整備資金積立金は廃止、計画を白紙撤回し、積立金約 98 億円はコロナ対策など区民施策に活用すること。

(鉄道・都市づくり部) 新空港線を整備することにより、区内の東西方向の移動利便性が大きく向上するのみならず、区内から渋谷、新宿、池袋等の都市や埼玉方面へのアクセス利便性が向上するとともに、沿線のまちづくりと一体的に進めることで、地域の活性化に繋がります。

更に、災害時の代替ルートの役割やゼロカーボンシティの実現に寄与するなど、新空港線は今後の区政の発展に欠かすことの出来ない事業です。

現在、区は整備主体となる「羽田エアポートライン株式会社」と連携し、早期の整備実現に向けて関係機関と鋭意協議を進めているところです。

新空港線整備及びまちづくり資金積立基金は、新空港線の整備やまちづくりなど、生活の礎となる社会基盤の整備を推進するために必要な資金です。これらの事業は長期間にわたるため、区財政の後年度負担低減の観点からも、引き続き継続して積立ててまいります。

2. 雑色駅前再開発計画は、デベロッパーに巨額の利益を与えるとともに、京急蒲田・糀谷駅前再開発と同じ形式の住民追い出し計画である。商店街は個店が消え、チェーン店が増えている。住民本位に住み続けられ、営業し続けられるまちづくり計画に見直すこと。

(鉄道・都市づくり部) 商店街の発展など、地域経済の活性化にも留意し、地権者の皆様のご意向ご要望等を尊重しながら、区は、地域の特性を踏まえたまちづくりの実現に向けて、必要な支援を行ってまいります。

十四. その他

- ★ 1. 個人情報がかさされるマイナンバー制度の中止を国に求めること。特に国は保険証との紐づけを行い紙の保険証を廃止するとしているが、国民健康保険の保険証については今まで通りとし、強引なやり方は中止するように国に意見を上げること。

(企画経営部、区民部) マイナンバー制度は、国民の利便性を向上し公平公正な社会を実現する基盤となります。区としては、制度の目的をふまえ、安全性に配慮しながら利活用に関する取り組みを進めてまいります。

なお、国から示されている令和 6 年 12 月の健康保険証の廃止及び保険証に代わる資格確認書について、(区としては被保険者に不安を与えることがないよう)、国民健康保険証一斉更新における発送時に PR チラシを同封するなどの案内を行っているところです。

引き続き、国の施策・情報を注視し、被保険者に不安を与えることのないよう、丁寧な説明に努めてまいります。

- ★ 2. 統一協会による霊感商法・高額献金や違法勧誘などの被害の根絶と被害者の救済のために、公的な相談窓口を設置すること。統一協会関連団体と区長と癒着があるのかの実態調査をすること。関連団体へ名義(後援)や補助金支出などは行わないこと。

(総務部) 区民に被害が確認された場合には、これまで同様、全庁において、被害に遭われた

方に寄り添う相談体制などについて取り組んでまいります。

被害者救済を含む当該団体の行動に対する法的な対応につきましては、令和5年10月になされた解散命令請求等も含め、現在も、国などにおいて検討されているところであり、区としては、その動向を注視していくとともに、被害者救済や当該団体への対応が法的に整備された際は、適切に対応してまいります。

区は、旧統一教会及び当該団体との関連が報道されている団体について、過去にさかのぼって、区との関連を調査いたしました。調査結果は、令和4年10月14日の総務財政委員会においてご報告したとおり、名義使用の承認が1件、区施設利用が2団体で計20回でした。なお、寄付受領や補助金支出については、該当がありませんでした。

今後も、引き続き、区が当該団体及び当該団体との関連が報道されている団体の事業に協力しているとの誤解を生じないように、名義使用承認に限らず、補助金の支出や区施設利用等においても、条例や規則等を順守し、適切に対応してまいります。

(地域力推進部) 相談窓口設置につきましては、「旧統一教会」問題について関係省庁が開設していた合同電話相談窓口を引き継ぎ、法テラスが「靈感商法等対応ダイヤル」で、幅広く相談を受けております。また、靈感商法等消費者トラブルに関する相談は消費者生活センターでも受け付けております。

- ★ 3. 大田区から官製ワーキングプアをなくすため、区と契約している指定管理や業務委託先の労働者に適正な賃金が支払われるよう、公契約条例を早急に制定すること。

(総務部) 令和2年度に、経理管財課では「大田区が発注する契約に係る労働環境の確認に関する実施要綱」を制定し、令和3年度契約分から、契約の相手方に対し労働環境の確認をすることで、契約に係る適正な履行の確保及び労働環境の整備に配慮した調達の推進を図っております。

なお、公契約条例については、他自治体の動向、条例制定に至った経緯や課題など、調査研究しているところです。

今後も、公契約条例の制定に限定せず、幅広い議論を進めながら、適正な労働環境の確保と公共サービスの質の向上に努めてまいります。

4. 指定管理者制度、民間委託された特養ホームや保育園等の改修工事については、区内業者を優先して発注するよう区が指導すること。

(福祉部) 区立指定管理の特別養護老人ホームや民営化した元区立の特別養護老人ホームの改修工事については、『運営事業者が契約し実施する工事は、施工業者を入札する際には原則的にその参加資格に区内業者』とするよう、事業者に対して求めています。

区が実施する工事については、規則に則り適正に実施しております。

(こども家庭部) 保育園の改修工事につきましては、基本協定及び建物等使用貸借契約に則って、区の責任を果たしてまいります。なお、区発注工事については、区内業者優先を原則としております。

5. 選挙公報は全戸配布することになっているが、徹底されておらず、地域によっては行われていない。区内全域に配布するよう、委託業者への指導を強めること。

(選挙管理委員会) 選挙公報は、選挙人にとって非常に重要な情報収集の手段であると考えております。

区は令和2年の東京都知事選挙から委託業者により各戸にお届けしております。
委託業者とは毎日の配布報告の際に綿密に調整を行っております。
今後も未着世帯ゼロを目指して委託業者と綿密に連携して配布いたします。

6. 区の全ての事業に関わる使用料・利用料について、寡婦（夫）控除のみなし適用を区営住宅使用料だけでなく、さらに拡大すること。

（企画経営部）寡婦控除、ひとり親控除等の適用につきましては、所得による差等、同様の措置を、私立幼稚園等保護者補助金や、一部の障害福祉制度等においても既に導入しているところではあります。

7. 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号が改正され、シルバー人材センターに準ずる団体が追加されたが、その「準ずる団体」の基準として当初から規定する団体と同等の履行能力を有していれば対象とすると規定すること。また、高齢者等の就労に関する団体として高齢者雇用安定法5条、36条の援助・育成団体なども対象として位置付けること。

（総務部）法令改正により追加された「準ずる者」が、当初から規定する団体と同等の履行能力を有することが担保されなければならないことから、他自治体の動向を注視するとともに、慎重な精査が必要であると考えております。

以 上

日本共産党大田区議団

144-8621 東京都大田区蒲田 5-13-14 大田区役所内

TEL 03-5744-1477 FAX 03-3730-3447

ホームページ <https://kugidan.jcp-ota.jp/>

メールアドレス kugidan@jcp-ota.jp

ご意見・ご要望をお寄せ下さい。